

令和4年6月8日(水)
13:30～15:20
於：税理士会ビル

令和4年度 第2回研修会

「令和4年度税制改正について」

税 理 士 植 田 卓

主 催：名古屋税理士会名古屋東支部

令和4年度税制改正について

2022.6.8

税理士 植田 卓

I 令和4年度税制改正の具体的内容	4
1 個人所得課税	4
(1) 住宅ローン控除 見直し	4
(2) 住宅ローン控除に係る確定申告手続き 見直し	9
(3) 居住用財産の繰越控除等の特例 継続	11
(4) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 見直し	11
(5) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 見直し	12
(6) 認定住宅の新築等をした場合の所得税の特別控除 見直し	13
(7) 証拠書類のない簿外経費の必要経費不算入 創設	14
(8) 納税地の特例に係る変更等の届出 見直し	17
(9) 社会保険料控除等の確定申告手続き 見直し	18
2 資産課税	19
(1) 住宅取得資金贈与の特例 見直し	19
(2) 非上場株式等に係る納税猶予制度の特例制度 見直し	20
(3) 相続税に係る死亡届の情報等の通知 見直し	20
3 法人課税	22
(1) 積極的な賃上げ等を促すための措置	22
(2) 大企業向けの所得拡大促進税制 見直し	24
(3) 中小企業向けの所得拡大促進税制 見直し	25
(4) 特定税額控除不適用規定 見直し	26
(5) オープンイノベーション促進税制の拡充 見直し	27
(6) 証拠書類のない簿外経費の損金不算入 創設	28
(7) みなし配当の計算方法 見直し	30
(8) 少額減価償却資産等から貸付用資産の除外 見直し	31
(9) 平成21年及び22年に取得した土地等の先行取得の特例 廃止	33
(10) 一定の内国法人が受ける配当等に係る源泉徴収の不適用 見直し	34
4 消費課税	36

(1) 免税事業者に対する適格請求書発行事業者の登録	見直し	36
(2) 仕入れ明細書等による税額控除	見直し	38
(3) 経過措置の対象となる棚卸資産の特例	見直し	39
5 納税環境整備		40
(1) 収益に係る帳簿の記載が不十分な場合等の過少申告加算税等の税率の加重	見直し	40
(2) 財産債務調書制度	見直し	41
(3) 修正申告書の記載事項	見直し	43
(4) マイナンバーカードを利用したe-Taxの利便性の向上	見直し	43
(5) 電子取引に係る電子帳簿保存の有効措置	見直し	44
(6) 上場株式等の配当所得等に係る住民税の課税方式	見直し	44
(7) 個人住民税における合計所得金額	見直し	45
6 税理士制度		46
II 令和4年度税制改正大綱で明らかにされた今後の方向		59
1 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し		59
(1) 個人所得課税のあり方		59
(2) 相続税・贈与税のあり方		68
(3) 外形標準課税のあり方		71
2 <参考>過去年度分の大綱より		72
(1) 平成29年度税制改正大綱		72
(2) 平成30年度税制改正大綱		72
(3) 平成31年度税制改正大綱		75
(4) 令和2年度税制改正大綱		76
III 改正関係条文		79
1 所得税法<抄>		79
2 所得税法施行規則<抄>		80
3 所得税法施行規則<抄>		81
4 法人税法施行令<抄>		81
5 法人税法施行規則<抄>		82
6 租税特別措置法<抄>		83
7 税理士法<抄>		86
8 税理士法基本通達<抄>		96
IV 参考資料		101
1 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(国税庁)		101
2 税理士法<抄>		115

☆ 本レジュメは、著作権法に規定する著作物に該当します。本レジュメの全部または一部について、無断で利用されることはご遠慮ください。

☆ 本レジュメの内容は、発表者としての理解や考えをまとめたものであり、実務でご対応される場合は、ご自身で必ず法令等をご確認してください。

I 令和4年度税制改正の具体的内容

※1 国税と地方税が合わせて改正されるもののうち、地方税の記載を省略している場合があります。地方税については大綱の該当箇所をご確認ください。

※2 項目の右の表示は次のとおりです。

創設	制度の創設
見直し	従来の制度の見直し
廃止	従来の制度の廃止
継続	従来の政策税制についてそのままの継続

1 個人所得課税

(1) 住宅ローン控除 **見直し**

措法41～41の2の2 措令26、26の2 措規18の21、18の23

【令和4年から7年のまでの間に居住の用に供した場合】

＜閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」1頁＞

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について適用期限（令和3年12月31日）を令和7年12月31日まで4年延長するとともに、次の措置を講ずる。

① 住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間を次のとおりとする。

イ ロ以外の住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年・令和5年	3,000万円	0.7%	13年
令和6年・令和7年	2,000万円		10年

(注) 上記の金額等は、住宅の取得等が居住用家屋の新築、居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得又は宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われた一定の居住用家屋の取得である場合の金額等であり、それ以外の場合（既存住宅の取得又は住宅の増改築等）における借入限度額は一律2,000万円と、控除期間は一律10年とする。

ロ 認定住宅等の場合

	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和4年・令和5年	5,000万円	0.7%	13年
	令和6年・令和7年	4,500万円		

ZEH水準 省エネ住宅	令和4年・令和5年	4,500万円		
	令和6年・令和7年	3,500万円		
省エネ基準 適合住宅	令和4年・令和5年	4,000万円		
	令和6年・令和7年	3,000万円		

(注1) 上記の「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、上記の「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。

(注2) 上記の金額等は、住宅の取得等が認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないもの若しくは宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものの取得である場合の金額等であり、住宅の取得等が認定住宅等で建築後使用されたことのあるものの取得である場合における借入限度額は一律3,000万円と、控除期間は一律10年とする。

② 適用対象者の所得要件を2,000万円以下（現行：3,000万円以下）に引き下げる。

③ 個人が取得等をした床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋で令和5年12月31日以前に建築確認を受けたものの新築又は当該家屋で建築後使用されたことのないものの取得についても、本特例の適用ができることとする。ただし、その者の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用しない。

④ 令和6年1月1日以後に建築確認を受ける住宅の用に供する家屋（登記簿上の建築日付が同年6月30日以前のものを除く。）又は建築確認を受けない住宅の用に供する家屋で登記簿上の建築日付が同年7月1日以降のものうち、一定の省エネ基準を満たさないものの新築又は当該家屋で建築後使用されたことのないものの取得については、本特例の適用ができないこととする。

⑤ 適用対象となる既存住宅の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅の用に供する家屋（登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅の用に供する家屋とみなす。）であることを加える。

⑥ 年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除その他の措置について、所要の措置を講ずる。

(注) 上記②及び⑤の改正は、住宅の取得等をして令和4年1月1日以後に居住の用に供した場合について適用する。

① 改正の背景と目的

<与党「令和4年度税制改正大綱」「第一 令和4年度税制改正の基本的考え方」より>

イ 本格的な人口減少、少子高齢化社会が到来する中、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた対策が急務となっている。こういった社会環境の変化等に対応した豊かな住生活を実現するためには、住宅の省エネ性能の向上及び長期優良住宅の取得の促進とともに、既存の住宅ストックの有効活用及び優良化を図ることが重要となる。

ロ 住宅ローン控除などの税制措置の見直しに当たっては、こうした考え方や現下の経済状況も踏まえ

つつ、所要の見直しを行うこととする。

ハ まず、住宅ローン控除については、4年間延長することとする。その際、消費税率引上げに伴う反動減対策としての借入限度額の上乗せ措置は終了し、住宅性能などに応じた上乗せ措置を講ずる。

ニ 具体的には、カーボンニュートラルの実現の観点から、新築住宅及びリフォームにより良質化した上で販売する買取再販住宅においては、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅について借入限度額の上乗せ措置を講ずる。

ホ また、これまで新築住宅に限定していた上乗せ措置について、既存住宅においても講ずることとする。さらに、令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅については省エネ基準の要件化を行うなど所要の措置を講じ、住宅分野の脱炭素化を推進する。

ヘ 控除期間については、新築の認定住宅等について13年間とする上乗せ措置を講ずる。

ト なお、この措置は、わが国の経済状況が感染症の影響によって依然として厳しい状況にあることを踏まえた当面の措置として行うものであり、今後の状況を踏まえて必要な見直しを行うこととする。

チ 床面積要件については、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅において、合計所得金額1,000万円以下の者に限り、40㎡に緩和する。

リ 毎年の住宅ローン控除額が住宅ローン支払利息額を上回る状況が生じていることに対する平成30年度決算検査報告に対応する観点から、制度の簡素性も踏まえ、控除率を0.7%とするとともに、住宅ローン控除の適用対象者の所得要件は2,000万円に引き下げることとする。

ヌ 東日本大震災の被災者による住宅の早期再建を引き続き支援する観点から、令和7年居住分以降対象地域の絞り込みを行いつつ、控除率及び借入限度額の上乗せ措置を講ずる。

ル また、所得税額から控除しきれない額を、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）の範囲内で個人住民税から控除する。

ヲ この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

② 改正の概要

イ 従前の適用期間が到来したため、新たに見直した上で4年間継続された。

ロ 全体のまとめ

		入居年			
		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
借入限度額	新築・買取再販	認定住宅	5,000万円		4,500万円
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円
		省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円
		その他の住宅	3,000万円		2,000万円(※1)
	既存住宅	認定住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円		
		その他の住宅	2,000万円		
控除率		0.7%			
控除期間	新築・買取再販	13年(※2)			
	既存住宅	10年			
合計所得金額要件		2,000万円			
床面積要件		50㎡(※3)以上			
築年数要件		昭和57年以降に建築された住宅			

※1 令和6年以後に建築確認を受ける新築住宅は適用外

※2 令和6、7年に入居した「その他の住宅」は10年

※3 令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅は、40㎡以上とされる。ただし、合計所得金額が1,000万円以下の年に限って適用される。

ハ 適用期間を令和7年中の入居開始まで、4年延長された。

注) 令和3年9月末までに新築工事の契約をした場合か、令和3年11月末までに新築又は既存住宅の購入や増改築等の契約をした場合には、令和3年分の特例として令和4年末までに入居した場合が対象になるので、令和4年分の確定申告時は、どちらの年分のものか注意が必要

ニ 既存住宅のうち、宅地建物取引業者が買い取った上でリフォームを行い良質化して販売する住宅を「買取再販住宅」として、新築住宅と同様に扱われることになった。

ホ 借入限度額の上乗せ措置について、消費税率の引き上げに伴う反動減対策としての上乗せ措置は終了し、住宅の環境性能に応じた上乗せ措置とされた。

ヘ 「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。

ト 「ZEH水準省エネ住宅」とは、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」をいい、「ゼッチ」とも呼ばれ、家屋の断熱性を高め、太陽光発電システムや蓄電システムを利用して、年間を通して消費するエネルギー量と同等のエネルギーを作り出すシステムを有する住宅をいい、通常の省エネ住宅よりも上位にランクされる。

チ 令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、「その他の住宅」については、住宅ローン控除を脱炭素化に資する住宅の取得を支援する制度とすることから、対象から外された。

リ 控除率は、会計検査院からの指摘への対応として、現行の住宅ローン利率を踏まえ、0.7%に引き下げられた。

ヌ 控除期間は、新築・買取再販住宅については13年（※）、既存住宅は10年とされた。

※ 「その他の住宅」で令和6年又は令和7年に入居したものは10年

ル 所得要件は、合計所得金額2,000万円以下に引き下げられた。

ロ 床面積要件は、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅にかぎり、合計所得金額が1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和された。

ワ 既存住宅の築年数要件について、従来の耐火住宅25年、非耐火住宅20年以内であった要件を、昭和57年以降に新築された住宅に緩和された。

カ 平成30年度決算検査報告（会計検査院）〈抄〉

住宅ローン控除特例の適用期間において住宅ローンの借入金利が住宅ローン控除特例の控除率である1%を下回る場合には、住宅ローン控除額よりも課される所得税額の方が少ない場合等を除き、毎年の住宅ローン控除額が住宅ローン支払利息額を上回ることになる。また、住宅ローンの借入金利が低くなるほどその差額は大きくなる。

このため、住宅ローンの借入金利が住宅ローン控除特例の控除率である1%を下回る場合には、住宅ローンを組む必要がないのに住宅ローンを組む動機付けになったり、住宅ローン控除特例の適用期間が終了するまで住宅ローンの繰上返済をしない動機付けになったりすることがある。

昭和61年に住宅ローン控除特例が創設された際の控除率は1%であったのに対して、同年3月時点の旧住宅金融公庫の融資基準金利は5.25%であった。一方、平成15年から導入された全期間固定金利の代表的な住宅ローンであるフラット35の借入金利（返済期間が21年以上35年以下の場合）についてみると、20年4月時点で最高3.20%から最低2.64%であったのに対して、令和元年8月時点で最高1.87%から最低1.17%となっているなど、近年住宅ローンの借入金利は低下してきている。

特別措置は、国による特定の政策目的を実現するなどのための特別の政策手段であるとされていることから、その効果等を不断に検証する必要があるとされている。

検査したところ、住宅税制租税特別措置について、住宅ローン控除特例の控除率である1%を下回る借入金利率で住宅ローンを借り入れている者の割合が78.1%となっているなどの状況が見受けられた。

(2) 住宅ローン控除に係る確定申告手続き 見直し

措法41の2の3 措令26の3 措規18の23の2

【令和5年以後に入居する者が、令和6年1月1日以後に行う確定申告及び年末調整について適用】

〈閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」4頁〉

(4) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る確定申告手続等について、次の措置を講ずる。

① 令和5年1月1日以後に居住の用に供する家屋について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（以下「住宅ローン控除」という。）の適用を受けようとする個人は、住宅借入金等に係る一定の債権者に対して、当該個人の氏名及び住所、個人番号その他の一定の事項（以下「申請事項」という。）を記載した申請書（以下「住宅ローン控除申請書」という。）の提出をしなければならないこととする。

② 住宅ローン控除申請書の提出を受けた債権者は、当該住宅ローン控除申請書の提出を受けた日の属する年の翌年以後の控除期間の各年の10月31日（その提出を受けた日の属する年の翌年にあつては、1月31日）までに、当該住宅ローン控除申請書に記載された事項及び当該住宅ローン控除申請書の提出をした個人のその年の12月31日（その者が死亡した日の属する年にあつては、同日）における住宅借入金等の金額等を記載した調書を作成し、当該債権者の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

この場合において、当該債権者は、当該住宅ローン控除申請書につき帳簿を備え、当該住宅ローン控除申請書の提出をした個人の各人別に、申請事項を記載し、又は記録しなければならないこととする。

③ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書の記載事項に、住宅借入金等の年末残高を加えることとする。

④ 令和5年1月1日以後に居住の用に供する家屋に係る住宅ローン控除の適用を受けようとする個人は、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書及び新築の工事の請負契約書の写し等については、確定申告書への添付を不要とする。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、当該適用に係る新築の工事の請負契約書の写し等の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける個人は、当該書類の提示又は提出をしなければならないこと

とする。

- ⑤ 給与等の支払を受ける個人で年末調整の際に、令和5年1月1日以後に居住の用に供する家屋に係る住宅ローン控除の適用を受けようとするものは、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書については、給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書への添付を不要とする。
- ⑥ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、居住年が令和5年以後である者が、令和6年1月1日以後に行う確定申告及び年末調整について適用する。

① 改正の背景と目的

＜与党「令和4年度税制改正大綱」「第一 令和4年度税制改正の基本的考え方」より＞

イ デジタル技術を活用し、納税者がいつでも・どこでも簡単に手続きを行うことができる環境の整備が重要である。

ロ このため、住宅ローン控除の適用にあたり必要となる住宅ローン年末残高証明書の納税者による提出を不要とするなど、e-Taxの利便性を向上させる取組みを進めるとともに、登録免許税や自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設等を行う。

② 改正の概要

イ 令和5年以後に居住の用に供する家屋について、住宅ローン控除を受けようとする場合は、住宅ローンを組む金融機関等に「住宅ローン控除申請書」を提出する。

ロ 住宅ローン控除申請書の提出を受けた金融機関等は、毎年12月31日現在の住宅ローンの残高を記載した調書をその金融機関の本店等の所轄税務署に提出する。

ハ これにより、本人は税務署に住宅ローンの残高証明書を提出する必要がなくなる。

ニ 税務署から毎年送られる住宅ローン控除に係る証明書には、住宅ローン残高が記載される。

ホ 新築工事の請負契約書等の添付も不要とされ、申告期限から5年間は税務署長から提示又は提出を求められた場合は、提示又は添付が必要とされる。

(3) 居住用財産の繰越控除等の特例 継続

措法41の5、41の5の2

＜閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」6頁＞

- (8) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限（令和3年12月31日）を令和5年12月31日まで2年延長する。
- (9) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限（令和3年12月31日）を令和5年12月31日まで2年延長する。

イ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等（措法41の5）

所有期間が5年を超える居住用財産について譲渡損失が発生し、かつ、譲渡日の翌年末までに買換資産を取得してその年末に住宅ローンを有しており、取得日の翌年末までに居住の用に供する場合又はその見込みである場合は、譲渡損失について損益通算及び繰越控除が認められる。（既存住宅に譲渡損が発生し、新規住宅に住宅ローンを受けて取得した場合）

ロ 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等（措法41の5の2）

所有期間が5年を超える居住用財産について譲渡損失が発生し、かつ、その譲渡契約の締結日の前日において住宅ローンの残高があり、その譲渡対価の額を超えている場合には、譲渡損失の額のうち、住宅ローンの残高から譲渡対価の額を控除した残額について損益通算及び繰越控除が認められる。（既存住宅に譲渡損が発生し、既存分のローン残高が売却額を超えている場合）

(4) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 見直し

措法41の19の2

＜閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」6頁＞

- (10) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限（令和3年12月31日）を令和5年12月31日まで2年延長するとともに、次の措置を講ずる。

- ① 令和4年及び令和5年に耐震改修工事をした場合の標準的な工事費用の額に係る控除対象限度額及び控除率を次のとおりとする。

工事完了年	控除対象限度額	控除率
令和4年・令和5年	250万円	10%

- ② 標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。

イ 控除対象限度額と標準的な工事費用の額が見直され、適用期限が令和5年12月31日まで2年延長された。

ロ 改修のための借入金があれば、住宅ローン控除と併用できる。

(5) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 見直し

措法41の19の3 措令26の28の5 措規19の11の3

<閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」7頁>

(11) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限（令和3年12月31日）を令和5年12月31日まで2年延長するとともに、次の措置を講ずる。

① 特定の改修工事をして令和4年及び令和5年に居住の用に供した場合の標準的な工事費用の額に係る控除対象限度額及び控除率を次のとおりとする。

居住年	対象工事	控除対象 限度額	控除率
令和4年・ 令和5年	バリアフリー改修工事	200万円	10%
	省エネ改修工事	250万円 (350万円)	
	三世帯同居改修工事	250万円	
	耐震改修工事又は 省エネ改修工事と併せて行う 耐久性向上改修工事	250万円 (350万円)	
	耐震改修工事及び 省エネ改修工事と併せて行う 耐久性向上改修工事	500万円 (600万円)	

(注) カッコ内の金額は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合の控除対象限度額である。

② 個人が、当該個人の所有する居住用の家屋について上記(10)①の耐震改修工事又は上記①の対象工事をして、当該家屋を令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合（その工事の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）には、一定の要件の下で、当該個人の居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から次に掲げる金額の合計額（当該耐震改修工事又は対象工事に係る標準的な工事費用相当額の合計額と1,000万円から当該金額（当該金額が控除対象限度額を超える場合には、当該控除対象限度額）を控除した金額のいずれか低い金額を限度）の5%に相当する金額を控除する。

イ 当該耐震改修工事又は対象工事に係る標準的な工事費用相当額（控除対象限度額を超える部分に

限る。)の合計額

ロ 当該耐震改修工事又は対象工事と併せて行うその他の一定の工事に要した費用の金額（補助金等の交付がある場合には当該補助金等の額を控除した後の金額）の合計額

(注) 上記の「標準的な工事費用相当額」とは、耐震改修工事又は対象工事の種類等ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に当該耐震改修工事又は対象工事を行った床面積等を乗じて計算した金額（補助金等の交付がある場合には当該補助金等の額を控除した後の金額）をいう。

- ③ 適用対象となる省エネ改修工事を窓の断熱改修工事又は窓の断熱改修工事と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事（現行：全ての居室の全ての窓の断熱改修工事又は全ての居室の全ての窓の断熱改修工事と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事）とする。
- ④ 標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。
- ⑤ その他所要の措置を講ずる。

イ 控除対象限度額と標準的な工事費用の額が見直され、適用期限が令和5年12月31日まで2年延長された。

ロ 適用対象となる省エネ改修工事について、窓の断熱改修工事又は窓の断熱改修工事と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事とされた（改正前：全ての居室の全ての窓の断熱改修工事又は全ての居室の全ての窓の断熱改修工事と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事）。

ハ 住宅ローン控除との併用はできない。

(6) 認定住宅の新築等をした場合の所得税の特別控除

見直し

措法41の19の4 措規19の11の4

<閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」3頁>

(2) 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除について適用期限（令和3年12月31日）を令和5年12月31日まで2年延長するとともに、対象住宅の新築等をして令和4年及び令和5年に居住の用に供した場合の対象住宅、標準的な性能強化費用に係る控除対象限度額及び控除率を次のとおりとする。

居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率
令和4年・令和5年	認定住宅 ZEH水準省エネ住宅	650万円	10%

イ 対象住宅の範囲が見直された上で、適用期限が令和5年12月31日まで2年延長された。

- ロ 住宅ローン控除との併用はできない。

(7) 証拠書類のない簿外経費の必要経費不算入 創設

所法45 所令98の2 所規21の3

【令和5年分以後の所得税に適用】

＜閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」14頁＞

(1) その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う者又はその年において雑所得を生ずべき業務を行う者でその年の前々年分の当該雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円を超えるものが、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書（その申告に係る所得税についての調査があったことにより当該所得税について決定があるべきことを予知して提出された期限後申告書を除く。以下同じ。）を提出しており、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る年分のこれらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るために直接に要した費用の額（資産の販売又は譲渡における当該資産の取得に直接に要した額及び資産の引渡しを要する役務の提供における当該資産の取得に直接に要した額として一定の額を除く。以下「売上原価の額」という。）及びその年の販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額は、次に掲げる場合に該当する当該売上原価の額又は費用の額を除き、その者の各年分のこれらの所得の金額の計算上、必要経費の額に算入しないこととする。

① 次に掲げるものにより当該売上原価の額又は費用の額の基因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合（災害その他やむを得ない事情により、当該取引に係るイに掲げる帳簿書類の保存をすることができなかったことをその者において証明した場合を含む。）

イ その者が所得税法の規定により保存する帳簿書類

ロ 上記イに掲げるもののほか、その者がその住所地その他の一定の場所に保存する帳簿書類その他の物件

② 上記①イ又はロに掲げるものにより、当該売上原価の額又は費用の額の基因となる取引の相手方が明らかである場合その他当該取引が行われたことが明らかであり、又は推測される場合（上記①に掲げる場合を除く。）であって、当該相手方に対する調査その他の方法により税務署長が、当該取引が行われ、これらの額が生じたと認める場合

(注1) その者がその年分の確定申告書を提出していた場合には、売上原価の額及び費用の額のうち、その提出したその年分の確定申告書等に記載した課税標準等の計算の基礎とされていた金額は、本措置の対象から除外する。

(注2) 上記の改正は、令和5年分以後の所得税について適用する。

① 改正の背景と目的

＜与党「令和4年度税制改正大綱」「第一 令和4年度税制改正の基本的考え方」より＞

- イ 適正な記帳や帳簿保存が行われていない納税者については、真実の所得把握に係る税務当局の執行コストが多額であり、行政制裁等を適用する際の立証に困難を伴う場合も存在する。
- ロ 記帳義務の不履行や税務調査時の簿外経費の主張等に対する不利益がない中では、悪質な納税者を利するような事例も生じているところである。
- ハ 記帳義務及び申告義務を適正に履行する納税者との公平性の観点に鑑み、帳簿の不保存・不提示や記帳不備に対し、意図しない記帳誤りや帳簿の作成能力に配慮した上で、その記帳義務の不履行の程度に応じて過少申告加算税等を加重する仕組みを設ける。
- ニ また、納税者が事実の仮装・隠蔽がある年分又は無申告の年分において主張する簿外経費の存在が帳簿書類等から明らかでなく、税務当局による反面調査によってもその取引が行われたと認められない場合には、当該簿外経費は必要経費・損金に不算入とする措置を講ずる。

② 改正の概要

- イ 次のいずれかに該当する者に適用される。
 - (イ) その年において不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う者
 - (ロ) その年において雑所得を生ずべき業務を行う者で、前々年分の当該雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円を超える者
- ロ 事実の仮装・隠蔽がある確定申告書を提出しているか、又は確定申告書を提出していなかった場合に適用される。
- ハ 上記イ、ロの場合には、次に該当する場合を除き、売上原価、販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額は、必要経費に算入しないこととされる。
 - (イ) 販売又は譲渡をした資産を取得するための直接原価の額として一定の額、又は資産の引渡しを行う役務提供における当該資産を取得するための直接原価の額として一定の額
 - (ロ) 保存されている一定の帳簿書類等によって、取引の存在と金額が明らかと認められる間接売上原価及び販売管理費その他の費用の額

(ハ) 保存されている一定の帳簿書類等によって明らかとされる取引先への反面調査によって、取引の存在と金額が生じたと認められる間接売上原価及び販売管理費その他の費用の額

ニ この規定が適用されると、間接売上原価と販売管理費その他の費用については、同業他者との比較等は考慮されず、帳簿書類等の資料と反面調査によって明らかな金額に限られるので、所得金額が実際よりも多く計算される可能性も十分にあり得ると思われる。

<参考資料 令和4年度改正に係る自民党税制調査会資料>

証拠書類のない簿外経費への対応策（案）

○ 税務調査の現場において、証拠書類を提示せず、簿外経費を主張する納税者や、証拠書類を仮装して簿外経費を主張する納税者への対応策として、以下の必要経費不算入・損金不算入の措置を講ずる。

【見直し案】

○ 納税者【対象範囲：所得税法及び法人税法の納税者】が、事実の仮装・隠蔽がある年分（事業年度）又は無申告の年分（事業年度）において、確定申告（更正を予告する前の修正申告を含む。）における所得金額の計算の基礎とされなかった間接経費の額（原価の額（資産の販売・譲渡に直接要するものを除く。）、費用の額及び損失の額）は、次の場合を除き、必要経費（損金の額）に算入しない。

① 間接経費の額が生じたことを明らかにする帳簿書類等を保存する場合（災害その他やむを得ない事情により所得税法又は法人税法上保存義務のある一定の帳簿書類の保存をすることができなかったことを納税者が証明した場合を含む。）

② その保存する帳簿書類等により間接経費の額に係る取引の相手先が明らかである場合その他その取引が行われたことが推測される場合であって、反面調査等により税務署長がその取引が行われたと認める場合

（注1） 納税者が個人の場合には、事業所得、不動産所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う者の、その業務に係る事業所得の金額、不動産所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額が対象（雑所得の金額にあつては、小規模な業務に係るものを除く。）。

（注2） 推計課税の場合においても適用される。

（注3） 上記の改正は、納税者が個人の場合については令和5年分以後の所得税について適用し、納税者が法人の場合については令和5年1月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

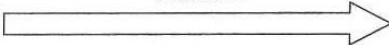
【必要経費不算入・損金不算入の場合のイメージ】

①帳簿書類等から明らかにされない場合及び②相手先が明らかである・取引が行われたことが推測されるが反面調査等においても明らかにされない場合は、必要経費不算入・損金不算入とする。



税務署

税務調査






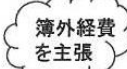
納税者



①帳簿書類等



②反面調査等



簿外経費を主張

<参考資料 白色申告の収支内訳書の例>

FA7000

令和〇〇年分収支内訳書(一般用) (あなたの本年分の事業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に記載してください。)

提出用
(令和二年分以降用)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

令和〇〇年〇月〇日 (自〇〇月〇〇日至〇〇月〇〇日)

住所	フリガナ氏名	事務所所在地	
事業所所在地	電話番号(自宅) 電話番号(事業所)	依頼税理士等 氏名(名称)	電話番号
業種名	屋号	加入団体名	

整理番号

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	○給料賃金の内訳				
				氏 名 (年齢)	従事月数	給料賃金	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
収入金額		旅費交通費						
家事消費費		通信費						
その他の収入		広告宣伝費						
計(①+②+③)		接待交際費						
開自商品(製品)類		損害保険料						
仕入金額(開自商品)		修繕費						
小計(⑤+⑥)		消耗品費						
期末商品(製品)類		福利厚生費						
差引原価(⑦-⑧)								
差引金額(④-⑩)								
給料賃金		経費						
外注工賃		雑費						
減価償却費		小計(⑬+⑭)						
貸倒金		経費計(⑬+⑭+⑮)						
地代家賃		専従者控除						
利子割引料		所得金額(⑯-⑰)						
租税公課								
その他の経費								
荷造運賃								
水道光熱費								

- 1 -

(8) 納税地の特例に係る変更等の届出 見直し

所法16 旧所法20

【令和5年1月1日以後の納税地の変更に応用】

<閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」15頁>

(2) 納税地の特例制度等について、次の見直しを行う。

- ① 納税地の変更に関する届出書について、その提出を不要とする。
- ② 納税地の異動があった場合に提出することとされている届出書について、その提出を不要とする。

(注) 上記の改正は、令和5年1月1日以後の納税地の変更等について適用する。

イ 納税地の特例とは、住所地以外の居所地、事業場の所在地を納税地とする特例をいう(所法16)。

(9) 社会保険料控除等の確定申告手続き

見直し

所令262、319

【令和4年分以後に適用】

<閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」15頁>

(3) 社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除に係る確定申告手続等について、次の措置を講ずる。

① 社会保険料控除又は小規模企業共済等掛金控除の適用を受ける際に確定申告書等に添付等を行うこととされている控除証明書の範囲に、当該控除証明書を交付すべき者から電磁的方法により提供を受けた当該控除証明書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを加える。

(注) 上記の改正は、令和4年分以後の確定申告書を提出する場合について適用する。

② 社会保険料控除又は小規模企業共済等掛金控除の適用を受ける際に給与所得者の保険料控除申告書に添付等を行うこととされている控除証明書の範囲に、当該控除証明書を交付すべき者から電磁的方法により提供を受けた当該控除証明書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを加える。

(注) 上記の改正は、令和4年10月1日以後に給与所得者の保険料控除申告書を提出する場合について適用する。

③ 給与等の支払を受ける者で年末調整の際に社会保険料控除又は小規模企業共済等掛金控除の適用を受けようとするものは、給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、上記②の控除証明書の書面による提出又は提示に代えて、当該控除証明書に記載すべき事項が記録された情報で当該控除証明書を交付すべき者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを、当該申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができることとする。この場合において、当該給与等の支払を受ける者は、当該控除証明書を提出し、又は提示したものとみなす。

(注) 上記の改正は、令和4年10月1日以後に給与所得者の保険料控除申告書を提出する場合について適用する。

④ 電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により確定申告を行う場合において、マイナポータルを使用して取得する上記①の控除証明書に記載すべき事項が記録された情報で当該控除証明書を交付すべき者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものの送信をもって、当該控除証明書の添付等に代えることができることとする。

(注) 上記の改正は、令和4年分以後の確定申告書を提出する場合について適用する。

2 資産課税

(1) 住宅取得資金贈与の特例 見直し

措法70の2、70の3 措令40の4の2、40の5 措規23の5の2、23の6

【令和4年1月1日以後（18歳以上への引下げは令和4年4月1日以後）の贈与から適用】

<閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」18頁>

- (1) 適用期限（令和3年12月31日）を令和5年12月31日まで2年延長する。
- (2) 非課税限度額は、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、住宅取得等資金の贈与を受けて新築等をした次に掲げる住宅用家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
- ① 耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋 1,000万円
- ② 上記以外の住宅用家屋 500万円
- (3) 適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋（登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなす。）であることを加える。
- (4) 受贈者の年齢要件を18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げる。
- （注1）上記（（2）を除く。）の改正は、住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例措置及び震災特例法の贈与税の非課税措置についても同様とする。なお、住宅取得等資金の贈与に係る震災特例法の贈与税の非課税措置に係る非課税限度額は、現行制度と同額とする。
- （注2）上記の改正は、令和4年1月1日（上記（4）の改正については、同年4月1日）以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。

① 改正の概要

イ 改正点のまとめ

適用対象		令和4年1月1日～令和5年12月31日 の間に贈与により取得する住宅取得資金
非課税限度額	耐震、省エネ、バリアフリーの住宅家屋	1,000万円
	上記以外の住宅家屋	500万円
既存住宅用家屋の要件		新耐震基準に適合している住宅用家屋（※1） （登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以後である場合は、新耐震基準に適合しているとみなす。）
受贈者の年齢要件		18歳以上に引き下げ（※2）

※1 築年数要件は廃止された。

※2 令和4年4月1日以後の贈与から適用

ロ 取得等に係る契約日による適用時期の判定は廃止され、贈与する時期による判定に戻った。

(2) 非上場株式等に係る納税猶予制度の特例制度 見直し

＜閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」20頁＞

(3) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年延長する。

① 改正の背景と目的

＜与党「令和4年度税制改正大綱」「第一 令和4年度税制改正の基本的考え方」より＞

イ 法人版事業承継税制については、平成30年1月から10年間の特例措置として、令和5年3月末までに特例承継計画の提出がなされた事業承継について抜本的拡充を行ったものである。

ロ 今般の感染症の影響により計画策定に時間を要する場合もあるため、特例承継計画の提出期限を令和6年3月末まで1年間延長する。

ハ この特例措置は、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上が待ったなしの課題であるために事業承継を集中的に進めるための時限措置としていることを踏まえ、令和9年12月末までの適用期限については今後とも延長を行わない。

ニ 事業承継を検討している中小企業経営者の方々には、適用期限が到来することを見据え、早期に事業承継に取り組むことを強く期待する。

(3) 相続税に係る死亡届の情報等の通知 見直し

相法58

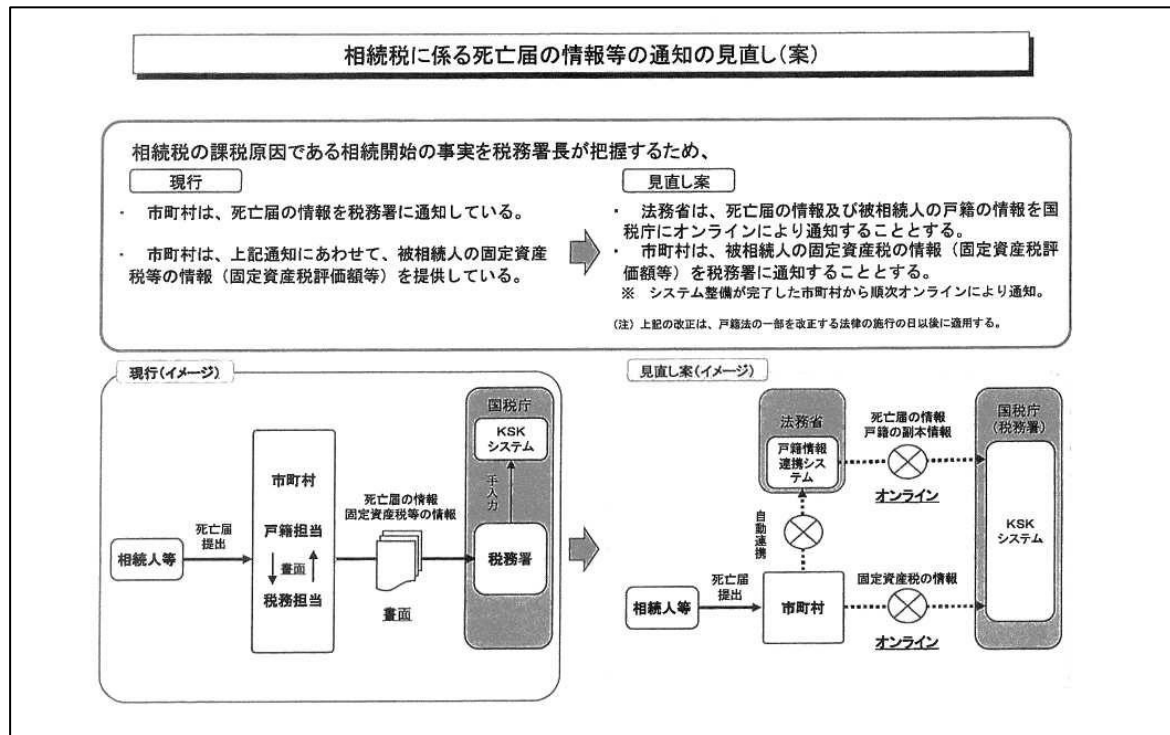
＜閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」44頁＞

- ① 法務大臣は、死亡等に関する届書に係る届書等情報等の提供を受けたときは、当該届書等情報等及び当該死亡等をした者の戸籍等の副本に記録されている情報を、当該提供を受けた日の属する月の翌月末日までに、国税庁長官に通知しなければならない。
- ② 市町村長は、当該市町村長等が当該市町村の住民基本台帳に記録されている者に係る死亡等に関する

届書の受理等をしたときは、当該死亡等をした者が有していた土地又は家屋に係る固定資産課税台帳の登録事項等を、当該届書の受理等をした日の属する月の翌月末日までに、当該市町村の事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

(注) 上記の改正は、戸籍法の一部を改正する法律の施行の日以後に適用する。

<参考資料 令和4年度改正に係る自民党税制調査会資料>



3 法人課税

(1) 積極的な賃上げ等を促すための措置

措法10の5の4、42の12の5 措令5の6の4、27の12の5 措規5の12、20の10

① 改正の背景と目的

＜与党「令和4年度税制改正大綱」「第一 令和4年度税制改正の基本的考え方」より＞

イ 「成長と分配の好循環」の実現に向けて、長期的な視点に立って一人ひとりへの積極的な賃上げを促すとともに、株主だけでなく従業員、取引先などの多様なステークホルダーへの還元を後押しする観点から、賃上げに係る税制措置を抜本的に強化する。

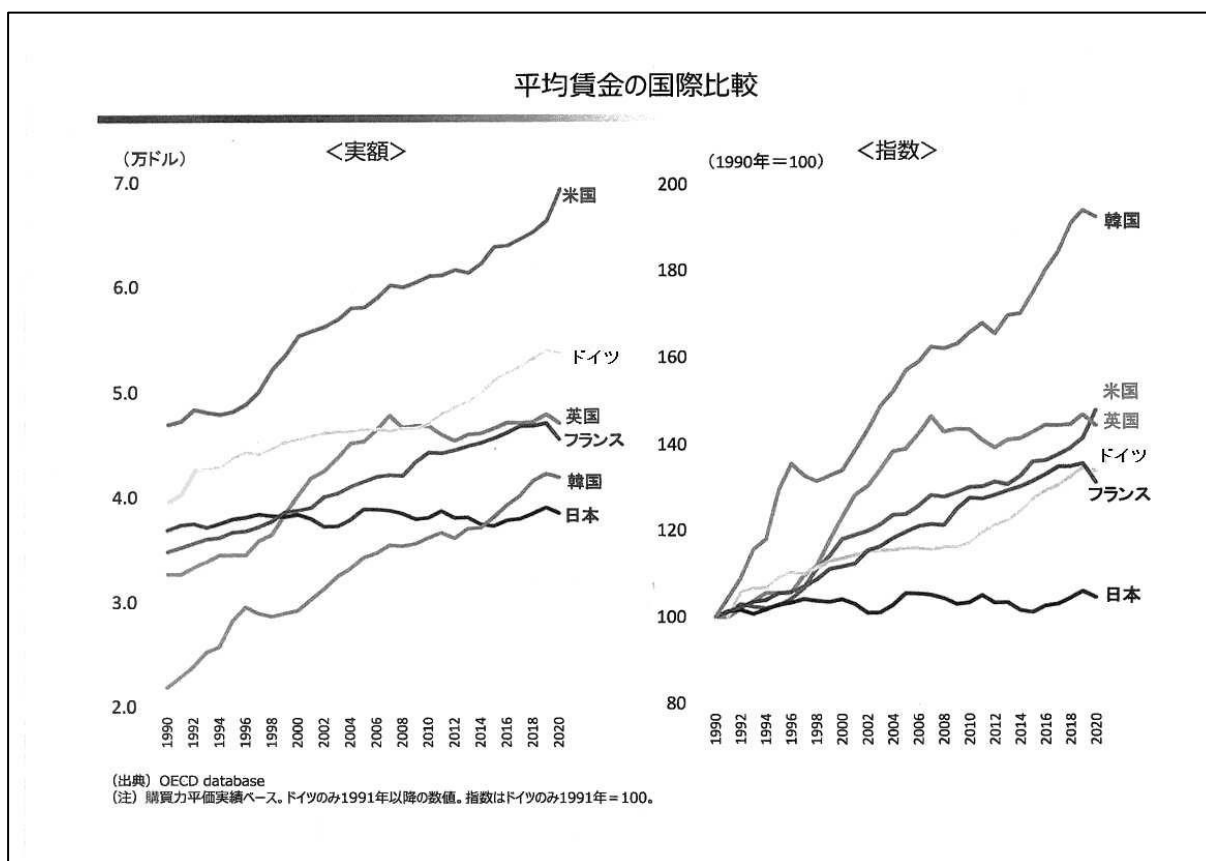
ロ 具体的には、継続雇用者の給与等支給額及び教育訓練費を増加させた企業に対し、給与等支給額の増加額の最大30%を控除する措置を設ける。その際、資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上の大企業に対しては、マルチステークホルダーに配慮した経営への取組みを宣言することを要件とする。

ハ 中小企業については、賃上げを高い水準で行うとともに、教育訓練費を増加させた場合に、給与等支給額の増加額の最大40%を控除する措置を設ける。

ニ 賃上げに係る税制措置としては過去最高水準の税額控除率となるこの税制も活用しつつ、企業が基本給を含む賃上げや人的資本の拡充、下請け先との取引適正化をはじめとする多様なステークホルダーへの還元に着実に取組み、「成長と分配の好循環」が早期に起動することを期待するとともに、取組みの結果やこの税制がもたらす効果を注視していく。

ホ あわせて、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げも投資も特に消極的な企業に対し、租税特別措置の適用を停止する措置を強化する。

<参考資料 令和4年度改正に係る自民党税制調査会資料>



<参考資料 令和4年度改正に係る自民党税制調査会資料>

○「新しい資本主義実現会議」緊急提言[令和3年11月8日](抜粋)

Ⅲ. 分配戦略 ～ 安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化

1. 民間部門における中長期も含めた分配強化に向けた支援

(3) 労働分配率向上に向けて賃上げを行う企業に対する税制支援の強化

- 労働分配率の向上に向けて、賃上げに積極的な企業への税制措置について、
- ・新規雇用者ではなく、継続雇用者の一人当たり給与の増加を要件とすること、
 - ・非正規雇用を含めて全雇用者の給与総額の増加を対象とすること、
 - ・賃上げに積極的な企業に対する税額控除の率を引き上げること、

など、制度を抜本的に強化することを検討し、本年末の来年度税制改正において結論を得る。

○岸田内閣総理大臣 所信表明演説[令和3年12月6日](抜粋)

給与を引き上げた企業を支援するための税制を抜本的に強化します。企業の税額控除率を、大胆に引き上げます。

(2) 大企業向けの所得拡大促進税制

見直し

【令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用】

＜閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」32頁＞

(1) 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置の改組

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置を改組し、青色申告書を提出する法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除ができる制度とする。この場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上であるときは、税額控除率に10%を加算し、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、税額控除率に5%を加算する。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする（所得税についても同様とする。）。

(注1) 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り、適用があるものとする。

(注2) 上記の「継続雇用者給与等支給額」とは、継続雇用者（当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者で一定のものをいう。）に対する給与等の支給額をいい、上記の「継続雇用者比較給与等支給額」とは、前期の継続雇用者給与等支給額をいう。

(注3) 設立事業年度は対象外とする。

(注4) 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存（現行：確定申告書等への添付）をしなければならないこととする。

① 改正の概要

イ 適用要件を、継続雇用者に対する給与総額が、対前年3%以上増加した場合とされた。

ロ 資本金10億円かつ常時使用する従業員数1,000人以上の大企業については、マルチステークホルダーへの配慮として、従業員への還元や取引先への配慮を行っていることを自社のウェブサイトで宣言して公表していることを、経済産業大臣へ提出していることも要件とされた。

ハ 控除額と控除率は次のとおりとされ、上乗せ措置をすべて適用すると最大30%になる。

(イ) 基本：雇用者全体の給与総額の対前年増加額 × 15%

(ロ) 賃上率による上乗せ：継続雇用者に対する給与総額が対前年4%以上増加した場合 10%

(ハ) 教育訓練費による上乗せ：教育訓練費が対前年20%以上増加した場合 5%

ニ 控除上限は、法人税額の20%とされる。

(3) 中小企業向けの所得拡大促進税制 見直し

【令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用】

＜閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」33頁＞

(2) 中小企業における所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せ措置を次のとおりとする見直しを行った上、その適用期限を1年延長する（所得税についても同様とする。）。

- ① 雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上である場合には、税額控除率に15%を加算する。
- ② 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上である場合には、税額控除率に10%を加算する。

(注) 上記(1)の(注4)は、上記においても同様とする。

① 改正の概要

イ 適用要件は従来どおり、雇用者全体の給与総額が、対前年1.5%以上増加した場合とされる。

ロ 控除額と控除率は次のとおりとされ、上乗せ措置をすべて適用すると最大40%になる。

- (イ) 基本：雇用者全体の給与総額の対前年増加額 × 15%
- (ロ) 賃上率による上乗せ：雇用者全体の給与総額が対前年2.5%以上増加した場合 15%
- (ハ) 教育訓練費による上乗せ：教育訓練費が対前年10%以上増加した場合 10%

ハ 従来は、(ロ)と(ハ)は一体で適用が求められていた。

ニ 教育訓練費の増加に代わる中小企業等経営強化法による経営力向上の証明は廃止された。

ホ 控除上限は、法人税額の20%とされる。

ヘ 雇用者給与等支給増加額の40%の控除をフルに受けるためには、法人税額が雇用者給与等支給増加額の2倍以上あることが必要になる。

$$\begin{array}{ll} \text{条 件} & \text{法人税額} \times 0.2 \geq \text{雇用者給与等支給増加額} \times 0.4 \\ \text{両辺を} 0.2 \text{で割ると} & \text{法人税額} \geq \text{雇用者給与等支給増加額} \times 2 \end{array}$$

ト 例えば、雇⽤者給与等支給増加額が100万円とした場合、控除税額が最大40万円になるが、そのためには、法人税額が200万円以上なければならず、そのためには所得金額が1,144.9万円以上必要になる。

所得金額が1,150万円の場合の法人税額

$$8,000,000 \text{ 円} \times 15\% = 1,200,000 \text{ 円}$$

$$3,449,000 \text{ 円} \times 23.2\% = 800,168 \text{ 円}$$

$$\text{計} \quad \quad \quad 2,000,168 \text{ 円}$$

チ 基本の15%を適用する場合は、法人税額が雇⽤者給与等支給増加額の75%以上あればフルに控除することができる。

$$\begin{array}{l} \text{条 件} \quad \quad \quad \text{法人税額} \times 0.2 \geq \text{雇⽤者給与等支給増加額} \times 0.15 \\ \text{両辺を} 0.2 \text{ で割ると} \quad \quad \text{法人税額} \geq \text{雇⽤者給与等支給増加額} \times 0.75 \end{array}$$

(4) 特定税額控除不適用規定 見直し

措法42の13 措令27の13

【令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用】

<閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」33頁>

(3) 大企業につき研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定（特定税額控除規定）を適用できないこととする措置について、資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合及び前事業年度の所得の金額が春を超える一定の場合のいずれにも該当する場合には、継続雇⽤者給与等支給額に係る要件を、継続雇⽤者給与等支給額の継続雇⽤者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度にあっては、0.5%以上）であること（現行：継続雇⽤者給与等支給額が継続雇⽤者比較給与等支給額を超えること）とする。

(注) 一定の場合には、当期が設立事業年度又は合併等の日を含む事業年度である場合を含む。

① 改正の概要

イ 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の大企業について、当年度の所得金額が前年度を上回っている場合で、以下の要件をいずれも満たさない場合には、生産性の向上に関連する特定税額控除を利用することができない。

(イ) 継続雇⽤者に対する給与総額が、前年度の継続雇⽤者に対する給与総額を超えていること。

(ロ) その年度の国内設備投資額が、当該年度の減価償却費総額の3割を超えること。

ロ 特定税額控除とは、研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G導入促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制をいう。

ハ 令和4年度税制改正により、上記イの(イ)の要件について、継続雇用者に対する給与総額が対前年度1%（※）以上増加したとされた。

※ 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに開始する事業年度は0.5%

(5) オープンイノベーション促進税制の拡充 見直し

措令32の2、34、37の4、39の24の2、39の28

【令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用】

＜閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」34頁＞

特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

(1) 出資の対象となる特別新事業開拓事業者の要件のうち設立の日以後の期間に係る要件について、売上高に占める研究開発費の額の割合が10%以上の赤字会社にあつては、設立の日以後の期間を15年未満（現行：10年未満）とする。

(2) 対象となる特定株式の保有見込期間要件における保有見込期間の下限及び取崩し事由に該当することとなった場合に特別勘定の金額を取り崩して益金算入する期間を、特定株式の取得の日から3年（現行：5年）とする。

(注) 特定事業活動に係る証明の要件のうち特定事業活動を継続する期間についても、3年（現行：5年）とする。

① 改正の背景と目的

＜与党「令和4年度税制改正大綱」「第一 令和4年度税制改正の基本的考え方」より＞

イ スタートアップを徹底支援するとともに、既存企業の事業革新を促すことにより、企業が生み出す付加価値の向上につなげることも、「成長と分配の好循環」の実現に向けて必要不可欠である。

ロ スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進する観点から、資金の払込みによる出資の一定額（※）の所得控除を認めるという極めて異例の措置であるオープンイノベーション税制について、対象に設立10年以上15年未満の研究開発型スタートアップを追加する等の拡充を行った上で2年間延長する。

※ 株式等の取得価額の25%相当額を限度とする。

② 改正の概要

- イ オープンイノベーション促進税制とは、研究開発税制が主として企業内部での研究開発を支援する目的で設けられているのに対し、先端技術や開発力を持つ一定のスタートアップ企業に対して、開発費用の積極的な資金注入を目的とする投資を行い、そのスタートアップ企業が開発した成果を取り入れることを目的として、令和2年度改正で設けられた（措法66の13）。
- ロ オープンイノベーション促進税制の基本的な仕組みは、スタートアップ企業の株式等の取得価額の25%相当額を限度として損金算入を認めるもので、その損金算入額は別表4の※印減算で所得から控除し、別表5（1）には反映されないため、課税の繰延べではなく永久的な減税である。
- ハ スタートアップ企業への出資額は1,000万円以上（大企業の場合は1億円以上）とされ、取得後5年以内にその株式を譲渡したり、利益剰余金の配当を受けたりすると損金算入額を益金の額に算入しなければならない。
- ニ 令和4年度改正により、対象となるスタートアップ企業の範囲が拡充され、益金算入の判断基準となる年数が3年以内に短縮された上で、適用期限が2年延長された。

(6) 証拠書類のない簿外経費の損金不算入 創設

法法55 法令111の4 法規25の10

【令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用】

＜閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」42頁＞

- (1) 法人が、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書（その申告に係る法人税についての調査があったことにより当該法人税について決定があるべきことを予知して提出された期限後申告書を除く。以下同じ。）を提出しており、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る事業年度の売上原価その他原価の額（資産の売却又は譲渡における当該資産の取得に直接に要した額及び資産の引渡しを要する役務の提供における当該資産の取得に直接に要した額として一定の額を除く。以下「売上原価の額」という。）並びにその事業年度の販売費、一般管理費等の費用の額及び損失の額（以下「費用の額等」という。）は、次に掲げる場合に該当する当該売上原価の額又は費用の額等を除き、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととする。
- ① 次に掲げるものにより当該売上原価の額又は費用の額等の基因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合（災害その他やむを得ない事情により、当該取引に係るイに掲げる帳簿書類の保存をすることができなかったことをその法人において証明した場合を含む。）
- イ その法人が法人税法の規定により保存する帳簿書類

ロ 上記イに掲げるもののほか、その法人がその納税地その他の一定の場所に保存する帳簿書類その他の物件

② 上記①イ又はロに掲げるものにより、当該売上原価の額又は費用の額等の基因となる取引の相手方が明らかである場合その他当該取引が行われたことが明らかであり、又は推測される場合（上記①に掲げる場合を除く。）であって、当該相手方に対する調査その他の方法により税務署長が、当該取引が行われ、これらの額が生じたと認める場合

（注1）その法人がその事業年度の確定申告書を提出していた場合には、売上原価の額及び費用の額等のうち、その提出したその事業年度の確定申告書等に記載した課税標準等の計算の基礎とされていた金額は、本措置の対象から除外する。

（注2）上記の改正は、令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用する。

① 改正の背景と目的

＜与党「令和4年度税制改正大綱」「第一 令和4年度税制改正の基本的考え方」より＞

イ 適正な記帳や帳簿保存が行われていない納税者については、真実の所得把握に係る税務当局の執行コストが多額であり、行政制裁等を適用する際の立証に困難を伴う場合も存在する。

ロ 記帳義務の不履行や税務調査時の簿外経費の主張等に対する不利益がない中では、悪質な納税者を利するような事例も生じているところである。

ハ 記帳義務及び申告義務を適正に履行する納税者との公平性の観点に鑑み、帳簿の不保存・不提示や記帳不備に対し、意図しない記帳誤りや帳簿の作成能力に配慮した上で、その記帳義務の不履行の程度に応じて過少申告加算税等を加重する仕組みを設ける。

ニ また、納税者が事実の仮装、隠蔽がある年分又は無申告の年分において主張する簿外経費の存在が帳簿書類等から明らかでなく、税務当局による反面調査によってもその取引が行われたと認められない場合には、当該簿外経費は必要経費・損金に不算入とする措置を講ずる。

② 改正の概要

注) 所得税の項を参照

(7) みなし配当の計算方法 見直し

法令8、23 所令61

【令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用】

<閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」43頁>

(2) みなし配当の額の計算方法等について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。

① 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額を限度とする。

(注) 出資等減少分配に係るみなし配当の額の計算及び資本金等の額から減算する金額についても、同様とする。

② 種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合におけるみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しに係る各種類資本金額を基礎として計算することとする。

① 改正の概要

イ 減資を行って株主に資本を払い戻した場合には、会社法上、次のような手順になる。

減 資 資 本 金 / 資本剰余金
剰余金の配当 資本剰余金 / 現 預 金

ロ 会社法の規定上、有償減資という制度はなく、資本金を減少して資本剰余金に振り替え、その資本剰余金を剰余金の配当として株主に支払うという2段階の手続きになっている。

ハ 会社法による処理では、減資によって発生した資本剰余金は、そのまま株主に払い戻されるので、利益剰余金の増減はない。

ニ 法人税法では、会社法と異なり次のような処理になる。

減 資 資本金等の額 / 資本金等の額
剰余金の配当 資本金等の額・利益積立金額 / 現 預 金

ホ 法人税法では、資本金と資本剰余金等を総称して資本金等の額としているので、減資そのものは資本金等の額の増減に影響しない。

ヘ 資本の払戻し（会社法上の資本剰余金の配当）を行った場合は、払戻額をその時点における資本金等の額と利益積立金額との比率で按分し、利益積立金額の減少額はみなし配当になる。

ト この按分方法について、令和4年度改正により、減少する資本金等の額は、払い戻しによって減少した資本剰余金の額を限度とすることとされた。

チ この改正は、法人税法施行令に定める按分方法の規定が法人税法の委任に当たっていないとして、令和3年3月11日に最高裁第一小法廷で国側の敗訴が確定した事件を受けたことによる。

リ ただ、この事案は、会計の利益剰余金の額がプラスであるのに、法人税法の利益積立金額がマイナスであるという特殊な状況の下で起きたものであることから、実務上の影響はほとんどないと思われる。

(8) 少額減価償却資産等から貸付用資産の除外 見直し

所令138、139 法令133、133の2 所規34の2、34の3 法規27の17
27の17の2 措法28の2、67の5 措令18の5、39の28 措規9の9、22の18

【令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用】

＜閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」44、51頁＞

(4) 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度について、対象資産から、取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したものを除外する（所得税についても同様とする。）。

(5) 一括償却資産の損金算入制度について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外する（所得税についても同様とする。）。

(8) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外した上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

① 改正の概要

イ 少額減価償却資産（10万円未満）、一括償却資産（20万円未満）、中小企業者に対する少額減価償却資産の特例（30万円未満）の対象となる資産の範囲から、貸付けの用に供されるものが除外された。

ロ このため、貸付用の少額減価償却資産等については、事業の用に供した事業年度において取得価額を損金算入することができず、通常の減価償却資産として資産に計上し、耐用年数にわたって減価償却をしていかなければならない。

ハ 改正後において貸付用の少額減価償却資産等を一時に損金経理した場合には、償却超過として申告調整を継続していかなければならない。

ニ ただし、リース会社など、貸付けがその法人の主要な事業として行われている場合は、適用されない。

ホ 節税対策封じとして設けられたものではあるが、通常の業務においても、介護用品、建設資材などで該当する場合がある。

② 貸付けがその法人の主要な事業として行われているかの判断基準

イ 次のいずれかに該当する場合には、貸付けがその法人の主要な事業として行われているものとされ、少額減価償却資産として適用を受けることができる。

(イ) 内国法人が当該内国法人との間に特定関係がある法人の事業の管理及び運営を行う場合における当該法人に対する資産の貸付け

※ 特定関係とは、一の者が法人の事業の経営に参加し、事業を実質的に支配し、又は株式若しくは出資を有する場合における当該一の者と法人との間の関係（当事者間の関係）、一の者との間に当事者間の関係がある法人相互の関係その他これらに準ずる関係をいう。

(ロ) 内国法人に対して資産の譲渡又は役務の提供を行う者の、当該資産の譲渡又は役務の提供の事業の用に専ら供する資産の貸付け

(ハ) 継続的に内国法人の経営資源を活用して行い、又は行うことが見込まれる事業としての資産の貸付け

※ 経営資源とは、事業の用に供される設備（その貸付けの用に供する資産を除く。）、事業に関する従業者の有する技能又は知識（租税に関するものを除く。）その他これらに準ずるものをいう。

(ニ) 内国法人が行う主要な事業に付随して行う資産の貸付け

ロ 資産の貸付け後に、当該資産を譲渡した譲渡人その他の者が当該資産を買い取り、又は当該資産を第三者に買い取らせることをあせせんする旨の契約が締結されている場合（※）における当該貸付けは、主要な事業として行われる貸付けに該当しないものとされる。

※ 貸付けの対価の額及び当該資産の買取りの対価の額の合計額が、当該資産の取得価額のおおむね90%に相当する金額を超える場合に限る。

<参考資料 令和4年度改正に係る自民党税制調査会資料>

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し（案）

【現行】

- 法人が取得し、事業の用に供した少額減価償却資産（一組又は一式単位の取得価額10万円未満の減価償却資産）は、供用年度において損金算入され、法人が取得し、事業の用に供した一括償却資産（一組又は一式単位の取得価額20万円未満の減価償却資産）は、3年均等で損金算入される。
- 税務調査の現場において、当期の利益を圧縮する目的として、自らが行う事業で使用しない少額な資産を大量に取得し、その取得した資産を貸付けの用（※）に供することにより、上記制度を適用して当期の損金に算入し、賃貸料・売却益を当期以後の複数年度の益金に算入することとする損金と益金の計上時期の相違を利用した節税スキームが見受けられ、近年増加傾向にある。
- ※ 税務上売買取引とならないリース契約（オペレーティングリース契約）を締結し、リース賃貸料における回収額と貸付期間終了後の資産の売却益とを合わせた額が、資産の取得価額と同程度となるスキーム
- ※※ 上記スキームに利用される資産として、建設用足場、ドローン、LED照明などがある。

【見直し案】

- 上記制度の対象となる資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除くこととする（令和4年4月1日施行）。
- ※ 所得税についても同様とする。

「取引のイメージ」

(9) 平成21年及び22年に取得した土地等の先行取得の特例

廃止

措法37の9、66の2

<閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」51頁>

(7) 平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例は、適用期限が到来したため、その規定を削除する（所得税についても同様とする。）。

イ 平成21年又は22年に取得した土地等を譲渡した場合の1,000万円の所得の特別控除（措法35の2、65の5の2）の規定は、今後も存在する。

(10) 一定の内国法人が受ける配当等に係る源泉徴収の不適用

見直し

所法177、212 所令301

【令和5年10月1日以後に支払いを受けるべき配当等に適用】

<閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」11頁>

(3) 一定の内国法人が支払を受ける配当等で次に掲げるものについては、所得税を課さないこととし、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととするほか、これに伴う所要の措置を講ずる。

① 完全子法人株式等（株式等保有割合100%）に該当する株式等に係る配当等

② 配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等（当該内国法人が名義人として保有するものに限る。以下同じ。）の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

(注1) 上記の「一定の内国法人」とは、内国法人のうち、一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人以外の法人をいう。

(注2) 上記の改正は、令和5年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用する。

① 改正の概要

イ 次のいずれかに該当する株式等に係る配当等については、所得税を課さないこととし源泉徴収が不要とされた。

(イ) 完全子法人株式等に該当する株式等（配当等の計算期間を通じて完全支配関係がある株式等をいう。）

(ロ) 配当等の支払に係る基準日において、名義人として直接保有する株式等の総株数に対する割合が3分の1超である株式等

ロ 上記(ロ)の株式等は、受取配当等の益金不算入制度における関連法人株式等と近いが、受取配当等の益金不算入制度における関連法人株式等とは、完全支配関係がある他の法人が有する株式等も含めて、保有する株式等の総株数に対する割合が3分の1超である株式等で、配当等の支払に係る基準日の前6か月間引き続き有している株式等をいう（法法23④、法令22）。

ハ この違いは、配当等を支払う側が、関連法人株式等に該当するかどうかを短期間のうちに判断するのは困難な場合があることを考慮したものと思われる。

ニ この改正は令和元年度に会計検査院から、完全子法人株式等及び関連法人株式等に該当する株式について源泉徴収を行っても、その配当等を受けた法人は受取配当等の益金不算入制度が適用されて全額が控除されて課税されないため、次のような指摘を受けていたことが改正の理由とされている。

ホ 令和元年度決算検査報告（会計検査院）〈抄〉

源泉徴収制度は、所得税を効率的かつ確実に徴収するなどの趣旨から設けられたものであり、申告納税制度を前提とした場合の所得税又は法人税の前払的性質を持ち、原則として個人又は法人の確定申告等の手続を通じて精算される仕組みとなっているものである。一方、原則として全額が益金不算入の対象となり法人税が課されないこととなっている完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額に対して源泉徴収を行っていて、税務署における源泉所得税事務が生ずるとともに、所得税額控除の適用による源泉所得税の精算に伴い、還付金及び還付加算金並びにこれらに係る税務署の還付事務が生じやすい状況となっていると思料される。

上記を踏まえて検査したところ、原則として全額に法人税が課されていない完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額に対して源泉徴収を行っていたことから、企業グループ内において納税に係る一時的な資金負担が生ずるとともに、当該配当等に対する税務署における源泉所得税事務が生じたり、源泉所得税相当額について所得税額控除が適用されることにより還付金及び還付加算金並びにこれらに係る税務署の還付事務が生じたりしている状況となっていた。このような状況は、源泉所得税が法人税の前払的性質を持つことや所得税を効率的かつ確実に徴収するなどの源泉徴収制度の趣旨に必ずしも沿ったものとはなっていないと思料される。

ついては、本院の検査で明らかになった状況を踏まえて、財務省において、源泉徴収義務者による源泉徴収事務の便宜を考慮した上で、配当等に対する源泉徴収制度の在り方について、引き続き、様々な観点から効率性、有効性等を高める検討を行っていくことが肝要である。

4 消費課税

(1) 免税事業者に対する適格請求書発行事業者の登録

見直し

平28・所得税法等の一部を改正する法律附則44

【令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に適用】

＜閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」57頁＞

(1) 適格請求書発行事業者の登録について、次の見直しを行う。

- ① 免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができることとする。
- ② 上記①の適用を受けて登録日から課税事業者となる適格請求書発行事業者（その登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である者を除く。）のその登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度を適用しない。

① 改正の背景と目的

＜与党「令和4年度税制改正大綱」「第一 令和4年度税制改正の基本的考え方」より＞

イ 消費税の複数税率制度の下において適正な課税を確保する観点から、令和5年10月に施行される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、円滑な制度移行に向けて政府・与党は一体となって万全の対応を進める。

ロ このため、事業者に対するプッシュ型の周知・広報や説明会の開催だけでなく、事業者団体とも連携しながら、経営相談等に係る体制を強化するといった取組みを更に進めていく。

ハ また、民間団体と連携して電子インボイスの社会実装に向けた取組みを推進するとともに、IT導入補助金等により制度移行もきっかけとした中小事業者の取引やバックオフィスのデジタル化を支援することで、中小企業の生産性向上を後押ししていく。加えて、持続化補助金により制度移行等の環境変化を見据えて取り組む小規模事業者も着実に支援していく。

ニ さらに、制度移行にともなって免税事業者である小規模事業者が不当な取扱いを受けないよう、免税事業者等との取引に関する独占禁止法、下請法、建設業法における取扱い等を明確化して周知するとともに、それらの法令に基づいて、相談窓口での対応や、下請Gメンや書面調査による状況把握を通じて適切に対処する。

ホ これらの取組みを着実に進めつつ、引き続き、事業者の準備状況等を丁寧に把握し、必要な対応を行う。

② 改正の概要

イ 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録をする際に、課税期間の途中から課税事業者になれる経過措置について、免税事業者からの仕入に対して80%又は50%の仕入税額控除が認められる期間中に適用できるよう、その経過措置の期間が6年延長された。

ロ 免税事業者が適格請求書等を発行するためには、本来、課税事業者の選択をした上で、適格請求書発行事業者として登録を受けなければならない。

ハ 免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間において登録の申請を行うと、経過措置によって課税事業者選択届出書を提出しなくても、登録日から課税事業者になる。なお、登録申請書を令和5年3月31日までに提出した場合（※）は、令和5年10月1日が登録日になる。

※ 令和5年3月31日までに登録申請書を提出することに困難な事情がある場合には、令和5年9月30日までに申請書を提出すれば、令和5年10月1日が登録日になる。

ニ したがって、経過措置の適用により、同一の課税期間において、免税事業者である期間と課税事業者である期間が存在することになる。

ホ 令和5年10月1日の属する課税期間を過ぎると、経過措置の適用が受けられず、まず課税事業者になったうえで適格請求書発行事業者としての登録を行う必要がある。

ヘ 課税事業者になるためには、その課税期間の前課税期間中に課税事業者選択届出書を提出しなければならず、その課税期間の初日から適格請求書発行事業者になるためには、その初日の1か月前までに登録申請書を提出しなければならない。

ト 令和5年10月1日以後は、課税事業者は免税事業者からの課税仕入れについて仕入税額控除を受けることができないが、経過措置により、令和8年9月末日までの課税仕入れについては80%の控除が認められ、令和8年10月1日から令和11年9月30日までの課税仕入れについては50%の控除が認められる。

チ この経過措置が設けられた趣旨は、適格請求書等保存方式が実施された後も、免税事業者が取引から直ちに排除されることを避けつつ、併せて、免税事業者に対しても適格請求書発行事業者を選択し

ようとする意思を醸成するためと解される。

リ したがってこの経過措置が適用されている間は、免税事業者に対して、令和5年10月1日の属する課税期間の後も、課税期間の途中から適格請求書発行事業者として登録できるようにしておく方が望ましいと考えられる。

ヌ そこで、免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者になることができることとされる。

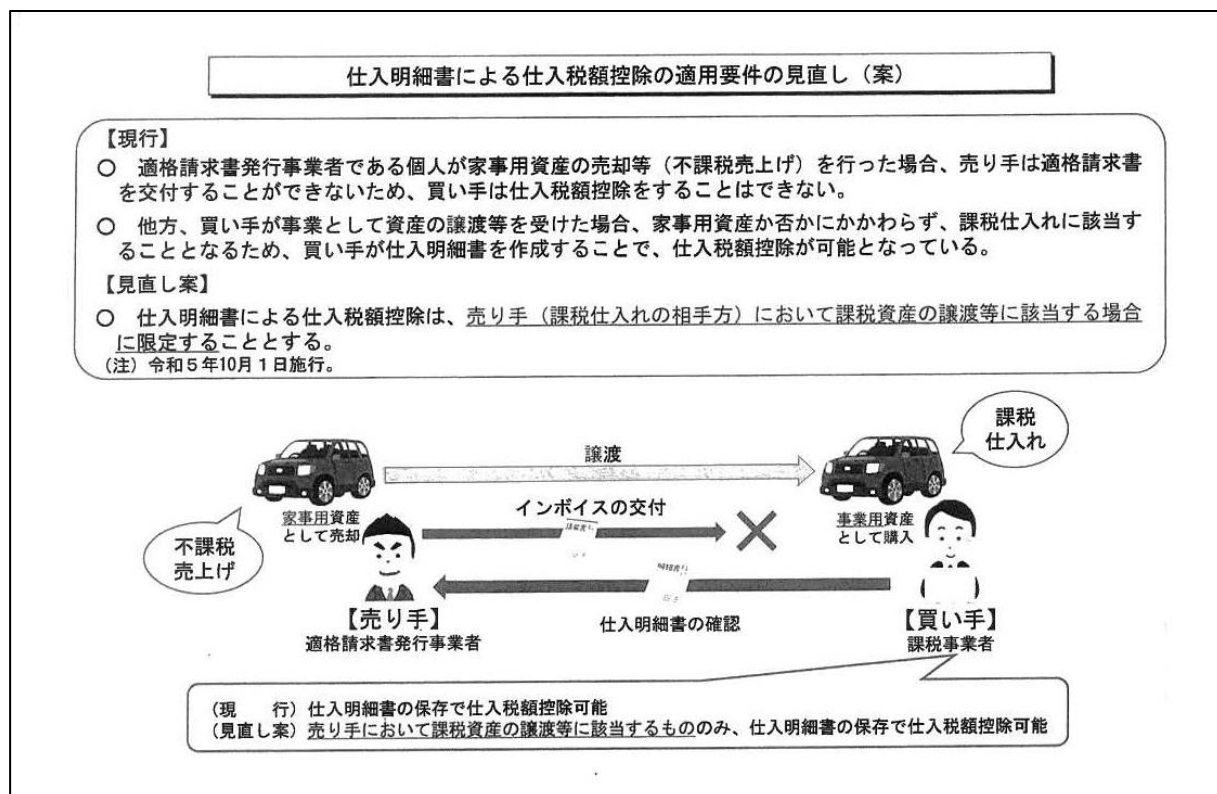
(2) 仕入れ明細書等による税額控除 見直し

平28・所得税法等の一部を改正する法律附則5

<閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」72頁>

(2) 仕入明細書等による仕入税額控除は、その課税仕入れが他の事業者が行う課税資産の譲渡等に該当する場合に限り、行うことができることとする。

<参考資料 令和4年度改正に係る自民党税制調査会資料>



(3) 経過措置の対象となる棚卸資産の特例 見直し

平28・所得税法等の一部を改正する法律附則52、53

<閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」57頁>

(4) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用対象となる棚卸資産については、その棚卸資産に係る消費税額の全部を納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の対象とする。

<参考資料 令和4年度改正に係る自民党税制調査会資料>

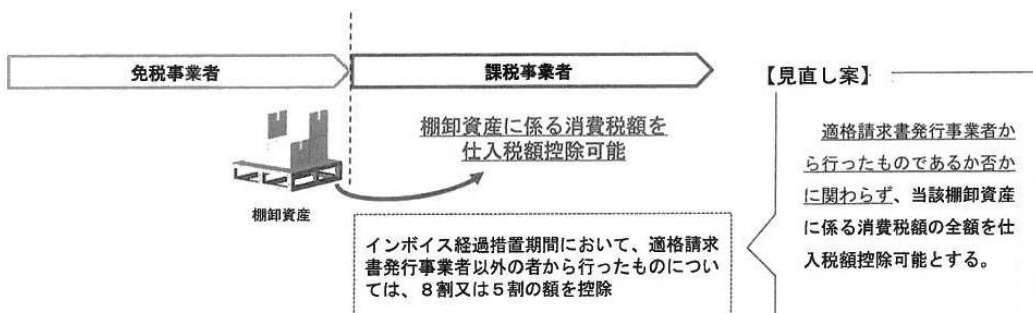
インボイス経過措置期間における棚卸資産に係る消費税額の調整規定の見直し（案）

【現行】

- 免税事業者が課税事業者になるタイミングで棚卸資産を有し、かつ棚卸資産の明細を保存している場合、当該棚卸資産に係る消費税額について仕入税額控除が可能とされている。
- インボイス制度への移行に伴う経過措置期間においては、免税事業者等からの仕入れに係る棚卸資産について、その消費税額の8割又は5割の額で控除することとされている。

【見直し案】

- 免税事業者である期間において行った課税仕入れについて、適格請求書発行事業者から行ったものであるか否かに関わらず、当該棚卸資産に係る消費税額の全額を仕入税額控除可能とする。
- (注) 令和5年10月1日施行。



5 納税環境整備

(1) 収益に係る帳簿の記載が不十分な場合等の過少申告加算税等の税率の加重 見直し

通法65, 66 通令27 通規11の2

【令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税に適用】

＜閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」70頁＞

2 帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備

過少申告加算税制度及び無申告加算税制度について、納税者が、一定の帳簿（その電磁的記録を含む。）に記載すべき事項に関し所得税、法人税又は消費税（輸入に係る消費税を除く。2において同じ。）に係る修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定があった時前に、国税庁等の当該職員から当該帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき（当該納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）は、当該帳簿に記載すべき事項に関し生じた申告漏れ等に課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額については、通常課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額に当該申告漏れ等に係る所得税、法人税又は消費税の10%（次の（2）に掲げる場合に該当する場合には、5%）に相当する金額を加算した金額とするほか、所要の措置を講ずる。

- (1) 当該職員に当該帳簿の提示若しくは提出をしなかった場合又は当該職員にその提示若しくは提出がされた当該帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額若しくは業務に係る収入金額の記載が著しく不十分である場合
- (2) 当該職員にその提示又は提出がされた当該帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載が不十分である場合（上記（1）に掲げる場合に該当する場合を除く。）

（注1）上記の「一定の帳簿」とは、次に掲げる帳簿のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載についての調査のために必要があると認められるものをいう。

- ① 所得税又は法人税の青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳及び総勘定元帳
- ② 所得税又は法人税において上記①の青色申告者以外の者が保存しなければならないこととされる帳簿
- ③ 消費税の事業者が保存しなければならないこととされる帳簿

（注2）上記（1）の「記載が著しく不十分である場合」とは、当該帳簿に記載すべき売上金額又は業務に係る収入金額のうち2分の1以上が記載されていない場合をいい、上記（2）の「記載が不十分である場合」とは、当該帳簿に記載すべき売上金額又は業務に係る収入金額のうち3分の1以上が記載されていない場合をいう。また、これらの金額が記載されていないことにつきやむを得ない事情があると認める場合には、運用上、適切に配慮することとする。

（注3）上記の改正は、令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

① 改正の背景と目的

<与党「令和4年度税制改正大綱」「第一 令和4年度税制改正の基本的考え方」より>

- イ 適正な記帳や帳簿保存が行われていない納税者については、真実の所得把握に係る税務当局の執行コストが多額であり、行政制裁等を適用する際の立証に困難を伴う場合も存在する。記帳義務の不履行や税務調査時の簿外経費の主張等に対する不利益がない中では、悪質な納税者を利するような事例も生じているところである。
- ロ 記帳義務及び申告義務を適正に履行する納税者との公平性の観点に鑑み、帳簿の不保存・不提示や記帳不備に対し、意図しない記帳誤りや帳簿の作成能力に配慮した上で、その記帳義務の不履行の程度に応じて過少申告加算税等を加重する仕組みを設ける。
- ハ また、納税者が事実の仮装、隠蔽がある年分又は無申告の年分において主張する簿外経費の存在が帳簿書類等から明らかでなく、税務当局による反面調査によってもその取引が行われたと認められない場合には、当該簿外経費は必要経費・損金に不算入とする措置を講ずる。

② 改正の概要

- イ 修正申告等の前に、税務職員から営業収入に係る帳簿の提出を要求され、その帳簿の記載の程度等が次の状態である場合には、過少申告加算税又は無申告加算税の税率が、10%又は5%加重される。

帳簿の記載レベル等	過少申告加算税・無申告加算税の加重割合
イ 不記帳・不保存の場合	10%
ロ 記載が著しく不十分な場合（収入の5割以上の記載がない場合）	
ハ 帳簿を提示又は提出しなかった場合	
収入の3割以上5割未満の記載がない場合	5%

- ロ 納税者の責めに帰すべき理由がない場合、例えば災害等の場合には、この規定は適用されない。

(2) 財産債務調書制度 見直し

【(1)(2)(4)は令和5年分から適用し、(3)は令和6年1月1日以後に提出するものから適用】

<閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」71頁>

財産債務調書制度等について、次の見直しを行う。

(1) 財産債務調書の提出義務者の見直し

現行の財産債務調書の提出義務者のほか、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者を提出義務者とする。

(注) 上記の改正は、令和5年分以後の財産債務調書について適用する。

(2) 財産債務調書等の提出期限の見直し

財産債務調書の提出期限について、その年の翌年の6月30日（現行：その年の翌年の3月15日）とする（国外財産調書についても同様とする。）。

(注) 上記の改正は、令和5年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用する。

(3) 提出期限後に財産債務調書等が提出された場合の宥恕措置の見直し

提出期限後に財産債務調書が提出された場合において、その提出が、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その財産債務調書は提出期限内に提出されたものとみなす措置について、その提出が調査通知前にされたものである場合に限り適用することとする（国外財産調書についても同様とする。）。

(注) 上記の改正は、財産債務調書又は国外財産調書が令和6年1月1日以後に提出される場合について適用する。

(4) 財産債務調書等の記載事項の見直し

財産債務調書への記載を運用上省略することができる「その他の動産の区分に該当する家庭用動産」の取得価額の基準を300万円未満（現行：100万円未満）に引き上げるほか、財産債務調書及び国外財産調書の記載事項について運用上の見直しを行う。

(注) 上記の改正は、令和5年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用する。

(5) その他所要の措置を講ずる。

① 改正の背景と目的

<与党「令和4年度税制改正大綱」「第一 令和4年度税制改正の基本的考え方」より>

イ 財産債務調書制度について、提出期限を緩和するなど提出義務者の事務負担の軽減を図るとともに、適正な課税を確保する観点から、現行の提出義務者に加えて、特に高額な資産保有者については所得基準によらずに本調書の提出義務者とする措置を講ずる。

② 改正の概要

【令和5年分から適用】

イ 財産債務調書の提出義務者について、現行の基準である所得金額2,000万円超かつ年末の財産額3億円以上の場合に加え、年末の財産額が10億円以上である者については所得金額にかかわらず提出義務者とされる。

- ロ 財産債務調書の提出期限について、その年の翌年の6月30日（従来：その年の翌年の3月15日）とされる（国外財産調書についても同様とされる。）。

(3) 修正申告書の記載事項 見直し

通法19、23

【令和4年12月31日以後に課税期間が終了する国税に係る修正申告書等に適用】

＜閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」73頁＞

(1) 修正申告書等の記載事項の整備

修正申告書及び更正請求書の記載事項から、その申告前又はその請求に係る更正前の課税標準等、納付すべき税額の計算上控除する金額及び還付金の額の計算の基礎となる税額を除外するほか、所要の整備を行う。

(注) 上記の改正は、令和4年12月31日以後に課税期間が終了する国税（課税期間のない国税については、同日後にその納税義務が成立する当該国税）に係る修正申告書又は更正請求書について適用する。

(4) マイナンバーカードを利用したe-Taxの利便性の向上 見直し

【令和5年1月1日以後に行う申請等に適用】

＜閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」73頁＞

(2) 個人番号カードを利用したe-Taxの利便性の向上

あらかじめ行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置（国税庁長官が定めるものに限る。）が行われた場合には、個人番号カードを用いて電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により申請等を行う際に、識別符号及び暗証符号の入力並びに電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。

(注1) 上記の改正は、令和5年1月1日以後に行う申請等について適用する。

(注2) 上記の改正と併せて、e-Taxによる手続の簡素化・合理化、GビズID（法人共通認証基盤）を活用した申請等、スマートフォンを使用して上記の本人確認の措置を行うことを可能とする等、申告利便等の更なる向上に取り組む。

(5) 電子取引に係る電子帳簿保存の宥恕措置 見直し

【令和4年1月1日から令和5年12月31日までに行う電子取引に適用】

＜閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」76頁＞

(8) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置の整備

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかつたことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示又は提出の求めに応じることができるようになっている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする経過措置を講ずる。

（注1）上記の改正は、令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について適用する。

（注2）上記の電子取引の取引情報に係る電磁的記録の出力書面等を保存している場合における当該電磁的記録の保存に関する上記の措置の適用については、当該電磁的記録の保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続き保存義務者から納税地等の所轄税務署長への手続を要せずその出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮することとする。

(6) 上場株式等の配当所得等に係る住民税の課税方式 見直し

【令和6年度分以後の個人住民税に適用】

＜閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」91頁＞

(1) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式

① 個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとする。

② 上記①に伴い、次の措置を講ずる。

イ 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件が所得税と一致するよう規定の整備を行う。

ロ その他所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、令和6年度分以後の個人住民税について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。

① 改正の概要

イ 上場株式等に係る特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式について、令和5

年分以後の所得税と令和6年度分以後の個人住民税の課税方式が、統一される。

ロ 従来は、所得税については総合課税を選択して配当控除を受けることにより所得税額を抑え、住民税では国民健康保険料への影響等を低くするために申告不要を選択して所得金額を抑えることとし、所得税の申告書とは別に住民税の申告書を作成して提出する場合があった。

ハ 金融所得課税は、所得税と個人住民税とが一体として設計されていること等も踏まえ、公平性の観点から所得税と個人住民税の課税方式が統一されることになった。

(7) 個人住民税における合計所得金額 見直し

<閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」91頁>

(2) 個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備

① 公的年金等控除額の算定の基礎となる公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額には、個人住民税における他の所得控除等と同様に、退職手当等を含まない合計所得金額を用いることとする。

(注) 上記の改正は、令和4年度分以後の個人住民税について適用する。

② 給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書並びに公的年金等受給者の扶養親族申告書及び公的年金等支払報告書について、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を記載し、申告することとする等の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和5年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等について適用する。

③ 確定申告書における個人住民税に係る附記事項に、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を追加する。

(注) 上記の改正は、令和4年分以後の確定申告書を令和5年1月1日以後に提出する場合について適用する。

④ その他所要の措置を講ずる。

6 税理士制度

【改正時期は各項目に記載】

＜閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」67頁＞

1 税理士制度の見直し

税理士制度について、次の見直しを行う。

(1) 税理士の業務の電子化等の推進

- ① 税理士及び税理士法人は、税理士の業務の電子化等を通じて、納税義務者の利便の向上及び税理士の業務の改善進歩を図るよう努めるものとする旨の規定を設けることとする。
- ② 税理士会及び日本税理士会連合会の会則に記載すべき事項に、税理士の業務の電子化に関する規定を加えるとともに、この規定についてその会則を変更するときは、財務大臣の認可を受けなければならないこととする。

(注) 上記②の改正は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 税理士事務所の該当性の判定基準の見直し

税理士事務所に該当するかどうかの判定について、設備又は使用人の有無等の物理的な事実により行わないこととする等の運用上の対応を行う。

(注) 上記の改正は、令和5年4月1日から適用する。

(3) 税務代理の範囲の明確化

- ① 税務代理を行うに当たって前提となる通知等について、税務代理権限証書に記載された税理士又は税理士法人が受けることができることを明確化する等の運用上の対応を行う。
- ② 税務代理権限証書について、税務代理に該当しない代理をその様式に記載することができることとする等の見直しを行う。

(注) 上記②の改正は、令和6年4月1日以後に提出する税務代理権限証書について適用する。

(4) 税理士会の総会等の招集通知及び議決権の行使の委任の電子化

税理士会及び日本税理士会連合会の総会等の招集通知及び議決権の行使の委任について、電磁的方法により行うことができることとする。

(5) 税理士名簿等の作成方法の明確化

税理士名簿及び税理士法人の名簿、税理士又は税理士法人が作成する税理士業務に関する帳簿等について、電磁的記録をもって作成すること（現行：磁気ディスク等をもって調製すること）ができることとする。

(6) 税理士試験の受験資格要件の緩和

税理士試験の受験資格について、次の見直しを行う。

- ① 会計学に属する科目の受験資格を不要とする。
- ② 大学等において一定の科目を修めた者が得ることができる受験資格について、その対象となる科目を社会科学に属する科目（現行：法律学又は経済学）に拡充する。

(注) 上記の改正は、令和5年4月1日から施行する。

(7) 税理士法人制度の見直し

① 税理士法人の業務の範囲に、次に掲げる業務を加える。

イ 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発の業務

ロ 後見人等の地位に就き、他人の法律行為について代理を行う業務等

② 税理士法人の社員の法定脱退事由に、懲戒処分等により税理士業務が停止されたことを加える。

(8) 懲戒処分を受けるべきであったことについての決定制度の創設等

① 財務大臣は、税理士であった者につき税理士であった期間内に懲戒処分の対象となる行為又は事実があると認めたときは、その税理士であった者が懲戒処分を受けるべきであったことについて決定をすることができることとする。この場合において、財務大臣は、その税理士であった者が受けるべきであった懲戒処分の種類（その懲戒処分が税理士業務の停止の処分である場合には、懲戒処分の種類及び税理士業務の停止をすべき期間）を明らかにしなければならないこととする。

(注) 財務大臣は、上記の決定をしたときは、遅滞なくその旨を官報をもって公告しなければならない。

② 税理士の欠格条項に、上記①により税理士業務の禁止の懲戒処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、その決定を受けた日から3年を経過しないものを加える。

③ 税理士の登録拒否事由に、上記①により税理士業務の停止の懲戒処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、上記①により明らかにされた税理士業務の停止をすべき期間を経過しないものを加える。

(注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後にした違反行為等について適用する。

(9) 懲戒処分等の除斥期間の創設

税理士等に係る懲戒処分について、懲戒の事由があったときから10年を経過したときは、懲戒の手續を開始することができないこととする。

(注1) 税理士法人の税理士法違反行為等に対する処分及び上記(8)①の決定について、上記と同様の措置を講ずる。

(注2) 上記の改正は、令和5年4月1日以後にした違反行為等について適用する。

(10) 税理士法に違反する行為又は事実に関する調査の見直し

① 税理士法に違反する行為又は事実に関する調査に係る質問検査等の対象に、税理士であった者及び税理士業務の制限又は名称の使用制限に違反したと思料される者を加える。

② 国税庁長官は、税理士法に違反する行為又は事実があると思料するときは、関係人又は官公署に対し、当該職員をして、必要な帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めさせることができることとする。

(注) 上記①の改正は令和5年4月1日以後に行う質問検査等について、上記②の改正は同日以後に行う協力の求めについて、それぞれ適用する。

(11) 税理士が申告書に添付することができる計算事項、審査事項等を記載した書面に関する様式の整備

税理士が申告書に添付することができる計算事項、審査事項等を記載した書面について、税理士の実

務を踏まえたその書面に関する様式の簡素化等の見直しを行う。

(注) 上記の改正は、令和6年4月1日以後に提出する申告書に添付する上記の書面について適用する。

(12) 税理士試験受験願書等に関する様式の整備

税理士試験受験願書に関する様式について、その税理士試験受験願書に添付すべき写真の大きさ以外の制限を不要とする等の見直しを行う。

(13) その他所要の措置を講ずる。

① 改正の背景と目的

<与党「令和4年度税制改正大綱」「第一 令和4年度税制改正の基本的考え方」より>

イ コロナ後の新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士制度の見直しを行う。

ロ 具体的には、税理士がその業務のICT化等を進める努力義務の創設や、税理士試験の会計学科目における受験資格の不要化、税理士法人が行うことのできる業務範囲の拡充等の措置を講ずる。

② 改正の概要

イ 次頁以後の日税連作成資料及び巻末の税理士法、税理士法基本通達の改正部分を参照。

税理士制度の見直しについて

令和4年4月1日



税理士制度の見直し

ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士制度の見直しを行う。

改正項目	主な改正条項	施行日
○ ICT化とウィズコロナ時代への対応 1 税理士の業務におけるICT化推進の明確化 2 事務所設置規定の見直し(物理的な事務所判定基準の撤廃) 3 税務代理における利便の向上 4 税理士会等における会議招集通知・委任状の電子化 5 税理士名簿等を作成可能な電子記録媒体の明確化	法2の3 法49の2② 通達 通達 規(様式8号)・通達 令7④ 法19③、41③、48の10③	令和4年4月1日 令和5年4月1日 令和5年4月1日 令和4年4月1日 令和6年4月1日 令和4年4月1日 令和4年4月1日
○ 多様な人材の確保 6 税理士試験の受験資格の見直し (会計学科目の受験資格の不要化、税法科目の受験資格(学識)に係る履修科目要件の緩和)	法5	令和5年4月1日
○ 税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備 7 税理士法人の業務範囲の拡充(成年後見業務、租税に関する教育・普及業務) 8 税理士法人社員の法定脱退事由の整備 (業務停止処分等により法人から脱退することの明確化) 【懲戒逃れをする税理士への対応】 9 税理士調査に係る調査・協力要請規定の整備 10 元税理士に対する「懲戒処分相当であったことの決定」の創設 11 税理士法懲戒処分等の除斥期間の創設(10年)	規21 法48の17 法55、法56 法48、審議会令2④、告示 法47の3	令和4年4月1日 令和4年4月1日 令和5年4月1日 令和5年4月1日 令和5年4月1日
○ その他 12 税理士による申告書添付書面に関する様式の整備 13 税理士試験受験願書に添付する写真の撮影条件の撤廃等	規(様式9・10号)・通達 規(様式2号)	令和6年4月1日 令和4年4月1日

1

1 税理士の業務におけるICT化推進の明確化

【見直し内容】

- ① 税理士・税理士法人は、税理士業務・付随業務における電磁的方法の積極的利用等を通じて納税義務者の利便の向上を図るよう努めるものとする旨の規定を新設する[R4.4.1施行]。
- ② 日本税理士会連合会及び各税理士会の会則には、税理士業務・付随業務において電磁的方法により行う事務に関する規定を記載しなければならないこととする。これらの記載に係る会則の変更に当たっては、財務大臣の認可を必要とする[R5.4.1施行]。

【税理士法等改正の効果等（イメージ）】

税理士の業務のICT化の推進を通じた納税義務者の利便性向上

- ・納税義務者(依頼者)対応のデジタル化の推進
⇒ 資料授受の非書面化、税務相談等の非対面化による業務の迅速化・効率化
- ・行政対応のデジタル化の推進
⇒ 電子申告・納税の推進など行政手続、調査対応等のペーパーレス化による迅速化・効率化
- ・業務環境のデジタル化の推進
⇒ ウェブ・クラウド・イントラネット等を活用したテレワークなどの働き方の多様化への対応



- 税理士の業務のICT化の推進を通じた納税義務者の利便性向上を図るため、日本税理士会連合会会則3条及び標準会則3条に「法第2条の業務において電磁的方法により行う事務に関し必要な施策を行うこと」といった規定を追加。
- 上記規定による施策として、電磁的方法による税理士の業務を推進する旨の規定を新設した上で、ICT関係に弱い会員をフォローする仕組み(具体的な取組は、今後、日本税理士会連合会において検討した上で、決定される予定)の導入の検討。

2

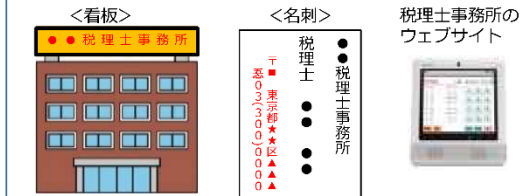
2 事務所設置規定の見直し

【見直し内容】

- ① 税理士の業務のICT化や働き方の多様化に対応する観点から、業務の執行場所に関する規制を緩和するため、複数設置が禁止されている「事務所」の該当性判定基準に、応接設備や使用人の有無といった物理的事実を用いないこととする[R5.4.1施行]。
- ② 併せて、税理士から離れた場所における使用人等の業務の適切性確保を図るための運用上の措置を講ずる[R5.4.1施行]。

【税理士法等改正の効果等（イメージ）】

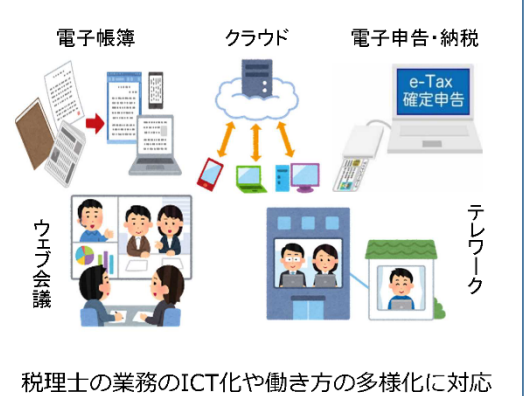
【外部表示の例】



【税理士事務所の使用人等の監督義務の適正な履行例】



【改正後の税理士事務所の業務のイメージ図】



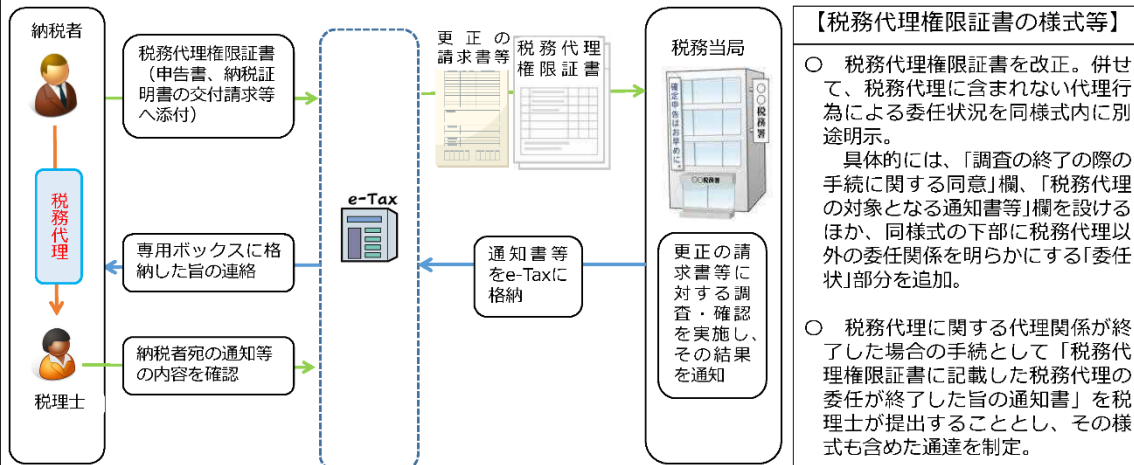
3

3 税務代理における利便の向上

【見直し内容】

- ① 税務官公署に対してする主張若しくは陳述の前提となるような、更正通知書や賦課決定通知書等の書類の代理受領行為は、税務代理に含まれることを通達で明確化する[R4.4.1施行]。
- ② 税務代理に含まれない代理行為についても、その代理関係を税務代理権限証書の中で明示できるよう、税務代理権限証書の様式を見直す。税務代理に関する代理関係が終了した場合の手続についても通達で明確化する[R6.4.1施行]。

【税理士法等改正の効果等（イメージ）】



4

○ 税理士が代理受領できる電子通知（令和6年4月1日以降版：令和4年4月1日現在）

【税務代理分】

No	対象とする通知等	根拠条文	(参考) 書面通知の場合
1	更正の請求に伴う通知	通法23④	局署・事務系統の実情により代理受領の運用を行っている場合がある。
2	更正の請求に係る更正通知	通法28①	局署・事務系統の実情により代理受領の運用を行っている場合がある。
3	期限後申告書の提出若しくは修正申告書の提出又は更正の請求に係る更正があった場合に課する加算税に係る賦課決定通知	通法32③④	局署・事務系統の実情により代理受領の運用を行っている場合がある。
4	予定納税額の通知	所法106、109	代理受領の運用を行っていない。
5	予定納税額の減額申請に係る承認又は却下の通知	所法113③	代理受領の運用を行っていない。
6	適格請求書発行事業者の登録通知	消法57の2⑦	局署・事務系統の実情により代理受領の運用を行っている場合がある。

※ 上記以外の通知書の電子化については税制改正が必要となることに留意。

【税務代理以外分】

No	対象とする通知書等	根拠条文	(参考) 書面通知の場合
1	請求した納税証明	通法123	代理受領の運用を行っている

- ・ 上記表の「対象とする通知等」欄に記載した通知書等以外にも、一部の局署・事務系統で代理受領の運用を行っているものがある。
- ・ 税務行政の事務の効率化の観点から、KSKに登録されている住所等を「あて先」として体系的に印字する仕様となっている書面通知が多くある。その印字されたあて先以外に送付するためには、
 - ① 一定の事務量を要する
 - ② 誤送付リスクが高まる
 ものと考えており、納税者あての通知書を税理士に送付することについて、庁としてこれまで統一的な運用を行っていない。
- ・ 一方で、税務行政のDX・税理士業務のICT化の推進の観点から、電子通知の代理受領の範囲拡大について引き続き検討を行う。
- ・ なお、今後も、局署・事務系統の実情により行っている書面通知の代理受領の運用は引き続き行うこととなっている。

5

○ 税務代理権限証書と税務代理の委任が終了した旨の通知書

税務代理権限証書		依頼者名	
令和 年 月 日	税務士 氏名	氏名又は名称 代表取締役 及び住所	〒 番 号
依頼者 住所		〒 番 号	都 道 府 県
<p>以上の税務士が、依頼者に対し、以下の事項について、税務士法第2条第1項第1号の規定による税務代理の委任を受けることとする。</p> <p>① 依頼者から依頼された事項の処理（「委任状」に記載の事項に限る。）</p> <p>② 依頼者から依頼された事項の処理（「委任状」に記載の事項に限る。）</p>			
税務士 住所		〒 番 号	都 道 府 県
<p>以上の事項は、税務士法第2条第1項第1号の規定による委任の範囲内であり、税務士法第2条第1項第2号の規定による委任の範囲外とする。</p> <p>① 委任の目的</p> <p>② 委任の期間</p> <p>③ 委任の報酬</p> <p>④ 委任の終了事由</p> <p>⑤ 委任の終了事由</p>			
<p>税務士は、委任の目的を達成するために必要と認められる場合には、依頼者の同意を得て、委任の範囲外となる事項を委任の範囲内とする。</p> <p>① 委任の範囲外となる事項</p> <p>② 委任の範囲外となる事項</p>			
<p>依頼者 氏名又は名称 住所 〒 番 号 都 道 府 県</p>			
<p>1 税務代理の目的とする事項</p> <p>① 委任の範囲外となる事項</p> <p>② 委任の範囲外となる事項</p>			
<p>2 税務代理の目的とする事項の受託に関する事項</p>			
<p>3 委任の期限</p>			
<p>委任状</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>依頼者 氏名</p> <p>〒 番 号</p> <p>都 道 府 県</p> <p>税務士 氏名</p> <p>〒 番 号</p> <p>都 道 府 県</p>			

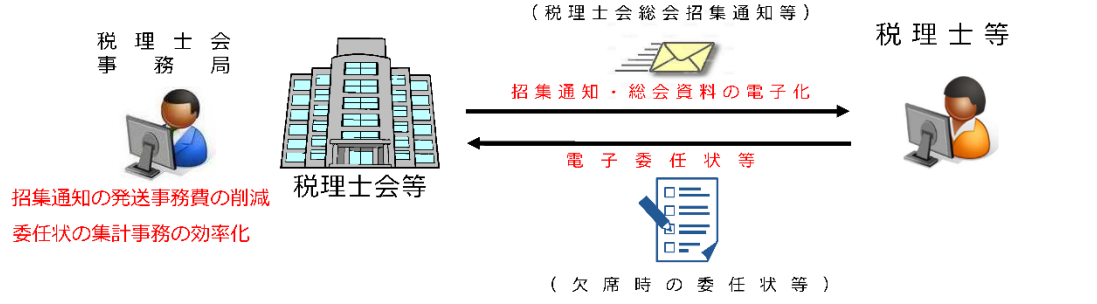
税務代理権限証書に記載した税務代理の委任が終了した旨の通知書		依頼者名	
令和 年 月 日	税務士 氏名	氏名又は名称 代表取締役 及び住所	〒 番 号
依頼者 住所		〒 番 号	都 道 府 県
<p>依頼者から依頼された事項の処理（「委任状」に記載の事項に限る。）</p> <p>① 依頼者から依頼された事項の処理（「委任状」に記載の事項に限る。）</p> <p>② 依頼者から依頼された事項の処理（「委任状」に記載の事項に限る。）</p>			
税務士 住所		〒 番 号	都 道 府 県
<p>以上の事項は、税務士法第2条第1項第1号の規定による委任の範囲内であり、税務士法第2条第1項第2号の規定による委任の範囲外とする。</p> <p>① 委任の目的</p> <p>② 委任の期間</p> <p>③ 委任の報酬</p> <p>④ 委任の終了事由</p> <p>⑤ 委任の終了事由</p>			
<p>税務士は、委任の目的を達成するために必要と認められる場合には、依頼者の同意を得て、委任の範囲外となる事項を委任の範囲内とする。</p> <p>① 委任の範囲外となる事項</p> <p>② 委任の範囲外となる事項</p>			
<p>依頼者 氏名又は名称 住所 〒 番 号 都 道 府 県</p>			
<p>1 税務代理の目的とする事項</p> <p>① 委任の範囲外となる事項</p> <p>② 委任の範囲外となる事項</p>			
<p>2 税務代理の目的とする事項の受託に関する事項</p>			
<p>3 委任の期限</p>			
<p>委任状に記載した委任が終了した旨の通知書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>依頼者 氏名</p> <p>〒 番 号</p> <p>都 道 府 県</p> <p>税務士 氏名</p> <p>〒 番 号</p> <p>都 道 府 県</p>			

4 税理士会等における会議招集通知・委任状の電子化

- 【見直し内容】**
- ① 日本税理士会連合会における総会及び税理士会における設立総会・総会の招集通知について、通知方法が書面に限定されているところ、その制限を撤廃する[R4.4.1施行]。
 - ② ①の会合における欠席者の議決権行使(意見委任)について、(書面のほか)電磁的記録をもって行うことができることとする[R4.4.1施行]。

【税理士法等改正の効果等（イメージ）】

- 日本税理士会連合会・税理士会・税理士会支部の定期総会等における「招集通知」について、それぞれの組織における運用状況により、書面によらず電子的に行うことが可能。
- また、定期総会等を欠席する者による議決権の行使に当たっては、電磁的記録による「委任状」の提出も可能。



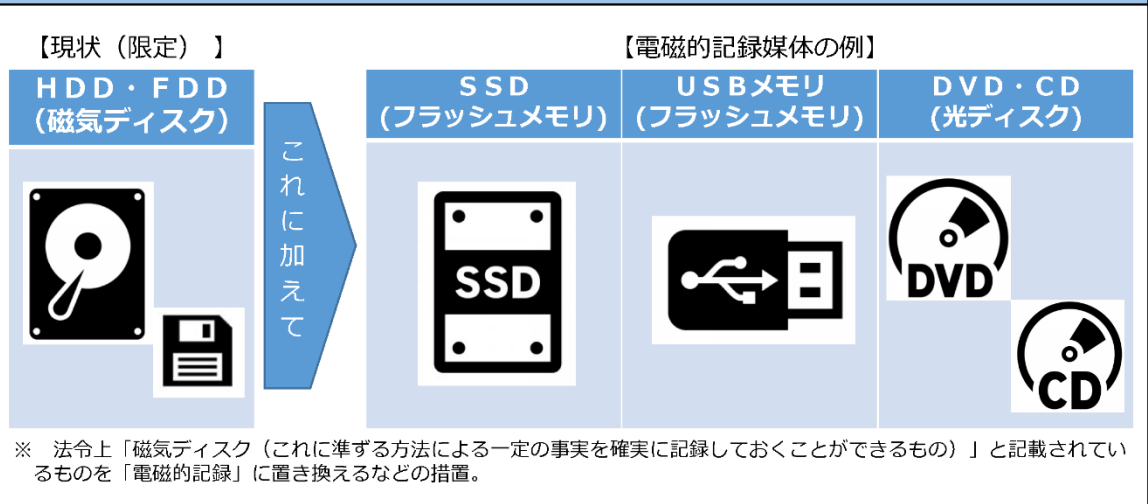
※ 上記により、新しい生活様式に沿った定期総会等の運営が可能となるほか、各組織の事務局職員における招集通知の発送事務費の削減効果のほか、委任状の集計事務の効率化効果

5 税理士名簿等を作成可能な電子記録媒体の明確化

【見直し内容】

- 日税連が作成する税理士名簿・税理士法人名簿、税理士(通知弁護士含む)・税理士法人が作成する税理士業務に関する帳簿、税理士法人が作成する会計帳簿は、(書面のほか)磁気ディスクにより記録することとされているところ、媒体を問わず電磁的記録をもって作成できることとする[R4.4.1施行]。

【税理士法等改正の効果等 (イメージ)】



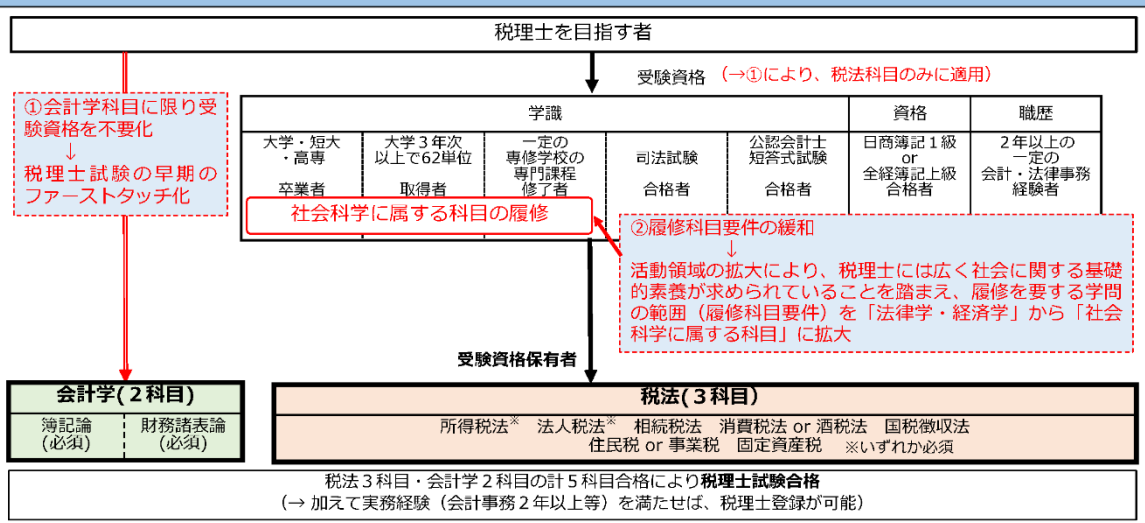
8

6 税理士試験の受験資格の見直し

【見直し内容】

- ① 会計学科目(簿記論・財務諸表論)について、受験資格を不要とする[R5.4.1施行]。
- ② 税法科目の受験資格において、学識による受験資格を満たそうとする場合に履修を要する学問の範囲(履修科目要件)について、現行の「法律学又は経済学」を緩和し、「社会科学に属する科目」とする[R5.4.1施行]。

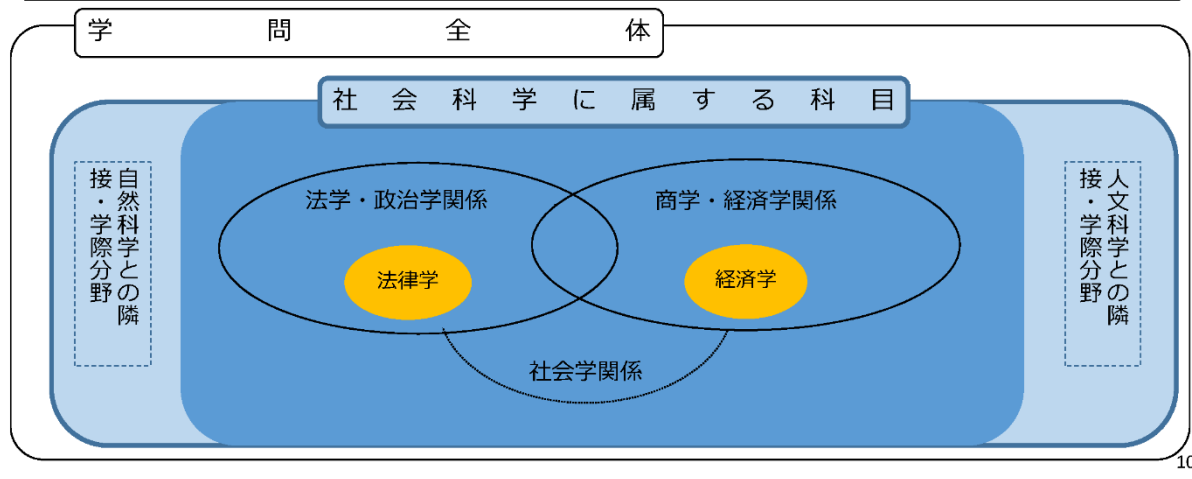
【税理士法等改正の効果等 (イメージ)】



9

○ 履修科目要件の緩和（社会科学に属する科目）について

- 税理士の業務の範囲は、税務・会計業務や租税解釈等のみならず、顧問先企業の良きパートナーとして会社のマネジメント支援や租税教育などに広がっており、税理士には広く社会に関する（法学・経済学に限定されない）基礎的素養が求められるようになっている（税理士の業務の多様化）。
 - また、受験資格要件の学識における「法学」と「経済学」は昭和26年の税理士法施行当時から変更されていないが、大学教育のカリキュラム編成の制約緩和や複数の学問分野にまたがる学際研究の発展に応じて、授業科目の内容や名称の多様化が進んでいる（学校教育における学問科目の多様化）※。
 - こうした点を踏まえ、受験資格要件を大学卒業等により満たそうとする場合において、履修を要する科目の範囲（履修科目要件）を「法学・経済学」から「社会科学に属する科目」に拡大する。これにより、特に法学部・経済学部以外の学生は、一般教養科目を履修することで受験資格要件を満たしやすくなり、受験者数の増加・多様化が期待できる。
- ※ 学問を画一的に分類することは一般的に困難だが、例えば、文部科学省「学校基本調査」に付属している大学（学部）学科系統分類表においては、「法学」は中分類「法学・政治学関係」の、「経済学」は中分類「商学・経済学関係」の小分類の一つにそれぞれカテゴライズされており、これらを含む大分類は「社会科学」とされている。

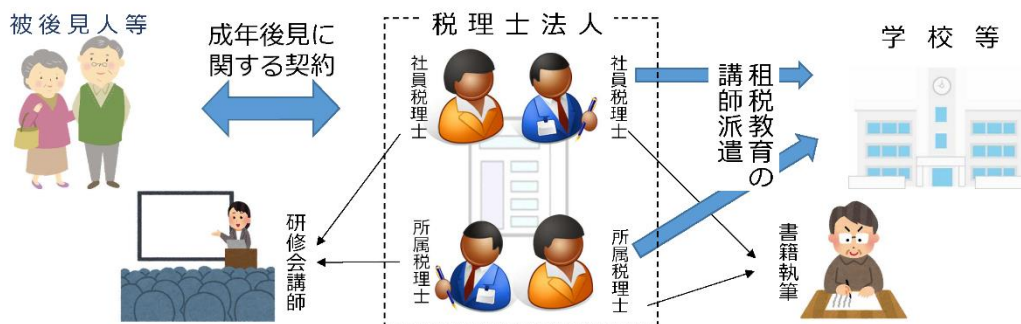


7 税理士法人の業務範囲の拡充

【見直し内容】

- 税理士法人が行うことができる業務として、以下の業務を追加する[R4.4.1施行]。
 - ・ 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発の業務
 - ・ 後見人等の地位に就き、他人の法律行為について代理を行う業務等

【税理士法等改正の効果等（イメージ）】



- 「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発の業務」には租税教育のほか、租税に関するもので、規則第21条第1号に規定する「財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務」に関する知識の講演会の開催、出版物の刊行に関するものが含まれる。

8 税理士法人社員の法定脱退事由の整備

【見直し内容】

- 税理士法人の社員の法定脱退事由として、以下の理由を追加する[R4.4.1施行]。
 - ・ 法第43条の規定に該当したこと（他士業における懲戒処分により当該他士業の業務を停止された場合、報酬のある公職に就いた場合）
 - ・ 法第45条・法第46条の規定による税理士業務の停止処分を受けたこと

【税理士法等改正の効果等（イメージ）】

- 税理士法人の社員税理士は、税理士法人の経営に参画し、当該法人の業務について無限責任を負うこととされていることを踏まえ、法第48条の4第2項に規定する社員となることができない事由①と同様の理由による場合を追加。

社員税理士の資格	法第48条の4	第1項	・ 税理士法人の社員は、税理士でなければならない。
		第2項	次に掲げる者は、社員となることができない。 ① 税理士法の懲戒処分により「税理士業務の停止」の処分を受けた場合等において、当該業務の停止の期間を経過しない者 ② 税理士法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前三十日以内に当該税理士法人の社員であつた者でその処分の日から三年を経過しないもの
法定脱退	法第48条の17		<ul style="list-style-type: none"> ・ 税理士の登録の抹消 ・ 定款に定める理由の発生（例えば、定年など） ・ <u>他士業における懲戒処分による税理士業務の停止や報酬ある公職への就任</u> ・ <u>懲戒処分による税理士業務の停止</u> ・ 総社員の同意 ・ 除名（他の社員の過半数による決議+裁判所による判決）

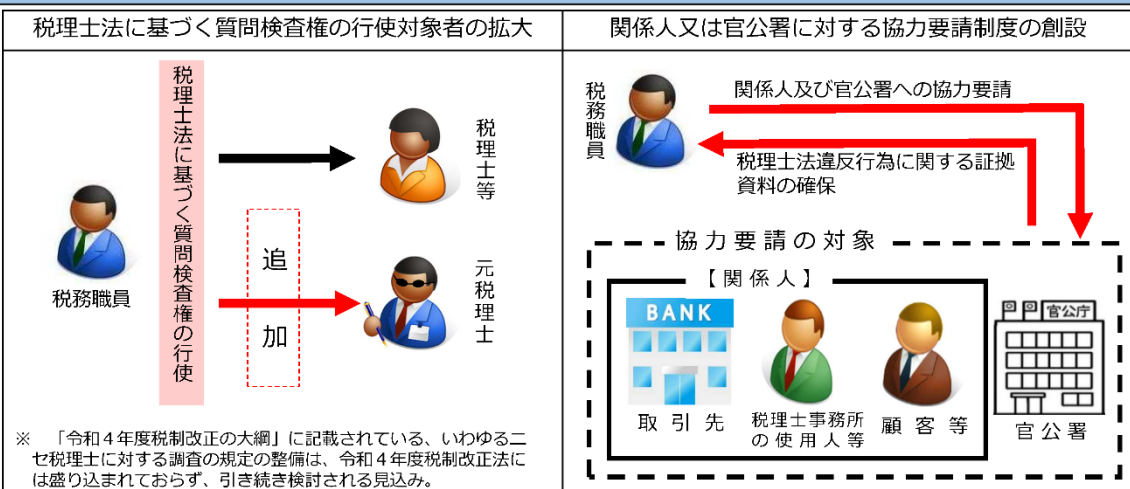
12

9 税理士調査に係る調査・協力要請規定の整備

【見直し内容】

- 国税庁長官は、懲戒処分を受けるべきであったことについての決定のため必要があるときは、税理士であった者に対し、報告徴取・質問・検査権限を行使できることとする<虚偽答弁等に罰則あり> [R5.4.1施行]。
- 国税庁長官は、税理士業務の適正な運営と確保するため必要があるときは、関係人又は官公署に対し、当該職員をして、必要な帳簿書類等の閲覧・提供等の協力を求めさせることができることとする<虚偽答弁等に罰則なし> [R5.4.1施行]。

【税理士法等改正の効果等（イメージ）】



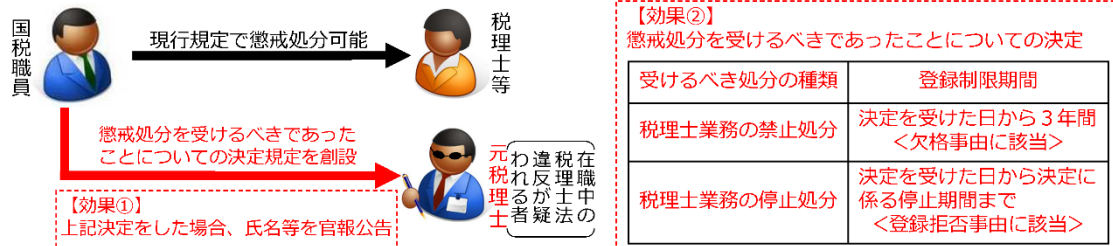
13

10 元税理士に対する「懲戒処分相当であったことの決定」の創設

【見直し内容】

- ① 財務大臣は、税理士であった者につき在職期間中に税理士法違反行為・事実があると認めた場合には、懲戒処分（戒告・2年以内の業務停止・業務禁止）を受けるべきであったこと（懲戒処分相当）について決定をすることができることとする。財務大臣は、その決定をしたときは、遅滞なくその旨を官報公告する[R5.4.1施行]。
- ② ①により業務禁止処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、その決定を受けた日から3年を経過しないものは、税理士となる資格を有しないこととする[R5.4.1施行]。
- ③ ①により業務停止処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、その業務停止をすべきであった期間を経過しないものは、税理士の登録を受けることができないこととする[R5.4.1施行]。
- ④ 法47条（懲戒の手続等）の規定及び項目番号11（除斥期間）の内容は、①について準用する[R5.4.1施行]。

【税理士法等改正の効果等（イメージ）】



元税理士に対する「懲戒処分を受けるべきであったことについての決定」は令和5年4月以後に行われた税理士法違反行為等から適用されますが、それまでに懲戒処分を逃げるために税理士登録を抹消した元税理士にあっても、懲戒処分を見据え国税当局でしっかりと管理・注視しています。

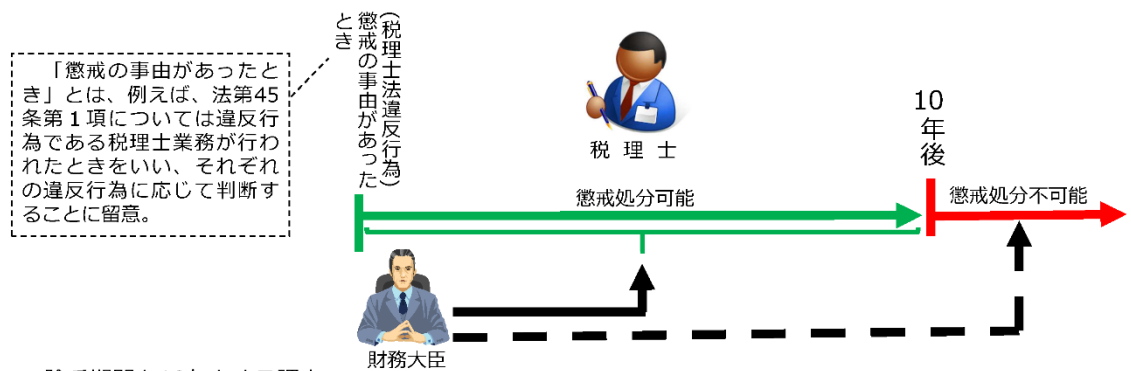
14

11 税理士法懲戒処分等の除斥期間の創設(10年)

【見直し内容】

- 懲戒の事由があったときから10年を経過したときは、税理士（通知弁護士含む）・税理士法人に係る懲戒手続を開始できないこととする（除斥期間）[R5.4.1施行]。

【税理士法等改正の効果等（イメージ）】



脱税相談・不真正税務書類の作成といった税理士法違反行為・事実については、
 ・ 税務調査時に把握されるものが多く、課税処分の除斥期間が7年であること
 ・ 税理士法上の調査や懲戒処分手続の期間としておおよそ3年程度必要であることを踏まえ、税理士法違反行為後「10年」としている。

15

12 税理士による申告書添付書面に関する様式の整備

【見直し内容】

○ 法第33条の2に規定する記載書面（計算事項等書面、審査事項等書面）の様式について、簡明性向上等の観点から見直しを行う[R6.4.1施行]。

【税理士法等改正の効果等（イメージ）】

○ 法第33条の2に規定する書面について、次のとおり改正。

項目	改正部分	改正後	改正前（現状）
名称	第1項書面	申告書の作成に関する計算事項等記載書面	税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面
	第2項書面	申告書に関する審査事項等記載書面	税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面
記載項目	第1項書面	1 提示を受けた帳簿書類に関する事項	1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項
		2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項	2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項
	5 総合所見	<新設>	5 その他
	6 その他	<新設>	5 その他
第2項書面	5 総合所見	<新設>	5 その他
6 その他	<新設>	5 その他	

○ 法第33条の2に規定する書面について、資産税に対応する様式を新たに制定。

項目	制定部分	改正後	改正前（現状）
名称	第1項書面	申告書の作成に関する計算事項等記載書面（資）	—
	第2項書面	申告書に関する審査事項等記載書面（資）	—

※ 記載内容については資産税に応じたものとしている。

16

○ 「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」の様式イメージ

※ 令和6年4月1日以降適用

税 申告書（ 年分、 年 月 日 事業年度分、 ）に係る
申告書の作成に関する計算事項等記載書面 **33の2(イ)**

年 月 日 税理士等

氏名又は名称 税理士又は 税理士法人 事務所の所在地	電話（ ）
氏 名 書面作成に 係る税理士 事務所の所在地	電話（ ）
所属税理士会等	税理士会 支部 登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出	有（ ） 無（ ）
氏名又は名称 依頼者 住所又は事務所 の所在地	電話（ ）
※（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から5までに掲げる事項であります。	
1 提示を受けた帳簿書類に関する事項	
帳簿書類（申告書の作成に供し、計算し、又は整理するために用いたもの）の名称	上記の帳簿書類以外の帳簿書類の名称
2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項	
帳 簿 書 類 の 名 称	作成記入の基礎となった書類等
※ 備考欄	
別冊	添付
※ 備考欄	

(1/4)

税 申告書（ 年分、 年 月 日 相続開始分）に係る
申告書の作成に関する計算事項等記載書面（資） **33の2(イ)(資)**

年 月 日 依頼者等

氏名又は名称 税理士又は 税理士法人 事務所の所在地	電話（ ）
氏 名 書面作成に 係る税理士 事務所の所在地	電話（ ）
所属税理士会等	税理士会 支部 登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出	有（ ） 無（ ）
氏名又は名称 依頼者 （被相続人の 場合は相続 に同意する こと） 住所又は事務所 の所在地	電話（ ）
相続等の場合	被相続人の住所
※（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から5までに掲げる事項であります。	
1 提示を受けた帳簿書類に関する事項	
帳簿書類（申告書の作成に供し、計算し、又は整理するために用いたもの）の名称	左記の帳簿書類以外の帳簿書類
2 自ら作成記入した書類等に関する事項	
書 類 等 の 名 称	作成記入の基礎となった書類等
※ 備考欄	
別冊	添付
※ 備考欄	

(1/4)

17

○ 「申告書に関する審査事項等記載書面」の様式イメージ

※ 令和6年4月1日以降適用

税 申告書（ 年分・ 年 月 日 事業年度分・ ）に係る
申告書に関する審査事項等記載書面 **3302(2)**

年 月 日 税 申告書

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称 事務所の所在地 電話（ ）	※登録番号
書面作成に 係る税理士	氏 名 事務所所在地 所属税理士会等 税理士会 支部 登録番号 第 号	
依頼者	氏名又は名称 住所又は事務所の所在地 電話（ ）	
税（当法人）が審査の依頼を受けた申告書に關し審査した事項は、下記の1から5までに掲げる事項であります。		
1 相談を受けた事項		
事 項	相 談 の 要 旨	
2 審査に当たって担当を受けた顧問等		
顧問等の名称	確 認 し た 内 容	
※事務 処理種	部門 業種	税理士取得建替申請 年 月 日 受理 上 名 申請通知等事務 通知年 月 日 予定年 月 日

(1/4)

税 申告書（ 年分・ 年 月 日 相續開始分）に係る
申告書に関する審査事項等記載書面（資） **3302(2)(資)**

年 月 日 税 申告書

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称 事務所所在地 電話（ ）	※登録番号
書面作成に 係る税理士	氏 名 事務所所在地 所属税理士会等 税理士会 支部 登録番号 第 号	
依頼者	氏名又は名称 住所又は事務所の所在地 電話（ ）	
税（当法人）が審査の依頼を受けた申告書に關し審査した事項は、下記の1から5までに掲げる事項であります。		
1 相談を受けた事項		
事 項	相 談 の 要 旨	
2 審査に当たって担当を受けた顧問等		
顧問等の名称	確 認 し た 内 容	
※事務 処理種	部門 業種	意見書以連絡登録 年 月 日 税 理 士 名 事前通知等登録 通知年 月 日 予定年 月 日

(1/4)

18



13 税理士試験受験願書に添付する写真の撮影条件の撤廃等

【見直し内容】

- 税理士試験受験願書に添付する写真について、「上半身像」に限定している現行の撮影条件を撤廃する[R4.4.1施行]。
- サイズの指定（縦4.5cm×横3.5cm）は変更しない。
- ※ 登録申請書・税理士証票に添付する写真のサイズ・撮影時期について、政府全体の方針を踏まえつつ、日税連において見直しを行う予定。

【税理士法等改正の効果等（イメージ）】

- 令和3年6月18日に閣議決定された規制改革実行計画において、令和4年度中に以下の措置をとることが求められている。
 - ・ 各種申請等で提出する写真について、サイズや撮影時期が多岐にわたり不便なことから、原則として、サイズを運転免許証サイズ・履歴書サイズ・大型サイズ又はパスポート規格のいずれかに統合し、撮影時期が現状6か月未満のものは6か月以内に統一する
- 現状の税理士試験受験願書に添付することとされている写真の規格については、税理士法施行規則第二号様式の「注意事項 2」において「上半身像（4.5cm×3.5cm）のものとする」と規定されており、パスポート規格（45mm×35mmで顔中心の人物配置）とサイズが同じとなっていることから、「上半身像」の撮影条件を撤廃。

改正後	改正前
 <p>パスポート規格 (45mm×35mm) 「顔中心の人物配置」</p>	 <p>サイズ (4.5cm×3.5cm) 「上半身像」</p>

19

II 令和4年度税制改正大綱で明らかにされた今後の方向

1 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(1) 個人所得課税のあり方

① 諸控除の見直し

税制改正大綱9頁

- イ 個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきている。
- ロ 多様で柔軟な働き方が一層拡大する中、働く意欲を阻害せず、公平で、働き方に中立的な税制を構築していくことが重要である。
- ハ 今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針や、令和2年分所得から適用となった改正の影響等も踏まえ、各種控除のあり方等を検討する。

② 私的年金等に関する公平な税制のあり方

税制改正大綱9頁

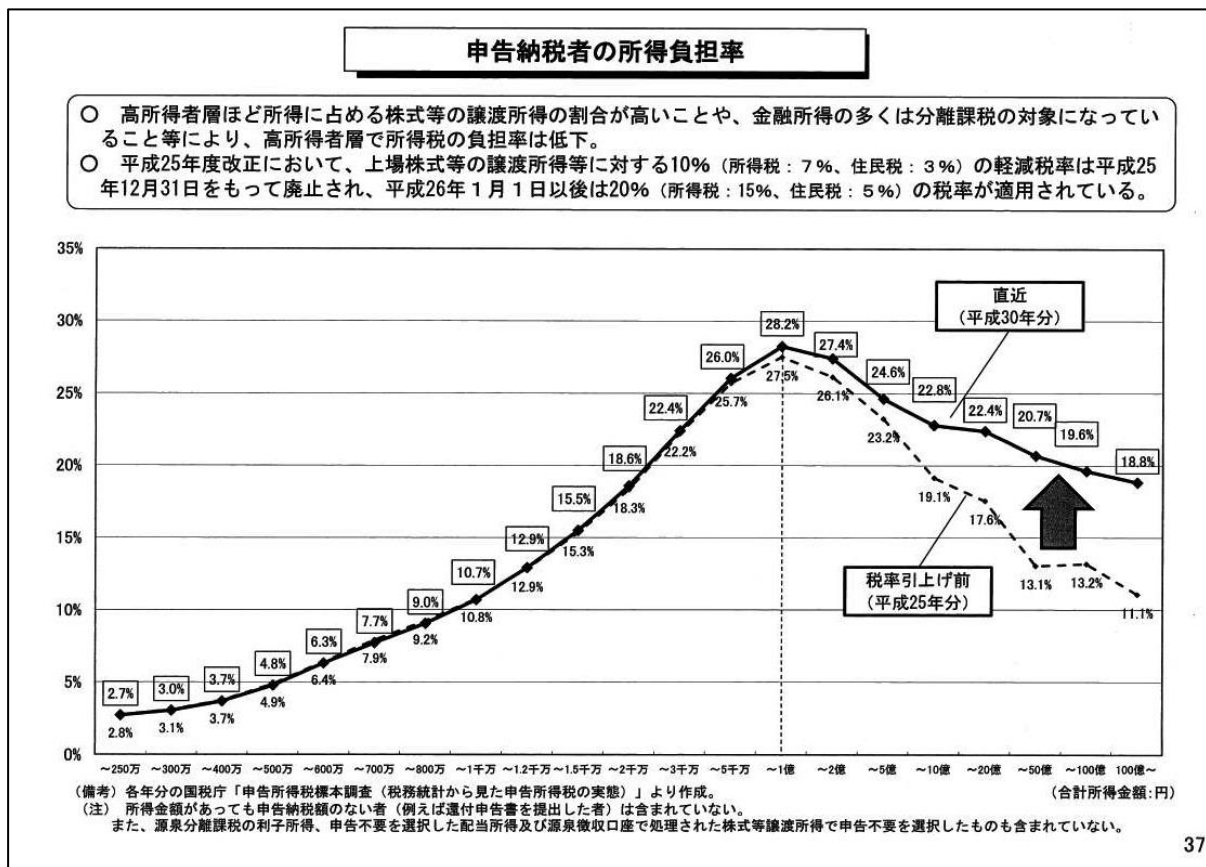
- イ 働き方やライフコースが多様化する中で、老後の生活に備えるための支援について、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制を構築することが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。
- ロ こうした観点から、令和3年度税制改正大綱では、私的年金等の拠出・給付段階の課税について、雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとするべく、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿勢とする必要性について指摘した。
- ハ 私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しに向けて、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、老後に係る税制について、あるべき方向性や全体像の

共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。

ニ なお、高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。

ホ その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う。

<参考資料 令和 2. 10. 22 政府税制調査会資料>



主な私的年金制度、非課税貯蓄・投資制度の概要								
制度	掛金等の負担	非課税措置の概要				払出制限		
		事業主拠出時	本人拠出時	運用時	給付時			
私的年金	確定給付企業年金(DB) ・あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度	原則、事業主が拠出(本人も一部拠出可能) ※拠出限度額なし	全額損金算入 非課税	一部控除 〔生命保険料控除〕	課税停止 (注)	なし (中途引出し可)		
	確定拠出年金(DC) ・あらかじめ定められた拠出額と運用収益の合計額を基に給付額が決まる制度(掛金は個人ごとに管理され、本人が資産を運用)	【企業型DC】 原則、事業主が拠出(本人も一部拠出可能) 【個人型DC】(iDeCo) 原則、本人が拠出 ※企業型、個人型共に拠出限度額あり		全額控除 〔小規模企業共済等掛金控除〕			【年金払い】 雑所得(公的年金等控除)	支給開始年齢まで払出不可
	厚生年金基金 ・企業が基金を設立し上乗せ給付等を行う制度 ※平成26年度以降新設不可	原則、事業主と本人の折半(一定の範囲で事業主の負担割合を増加可能) ※拠出限度額なし		全額控除 〔社会保険料控除〕			【一時金払い】 退職所得又は一時所得	支給開始年齢まで払出不可
	適格退職年金 ・一定の要件の下で企業が退職金を積み立てる制度 ※平成23年度末で廃止	規約により設定 ※拠出限度額なし		一部控除 〔生命保険料控除〕			一部課税	なし (中途引出し可)
	NISA ・非課税口座内の少額上場株式等の譲渡益及び配当等について非課税	【一般NISA】 投資限度額: 年120万円(非課税期間5年間) 【つみたてNISA】 投資限度額: 年40万円(非課税期間20年間)		事業主拠出なし			税引き後所得から拠出	非課税
非課税貯蓄・投資	財形住宅(年金)貯蓄 ・特定目的の給与天引きの貯蓄について利子等非課税	財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄の合算で元本550万円が上限	課税	非課税	非課税	住宅取得・年金支払以外の払出は遺及課税		

(注) 積立金の残高について1.173%の特別法人税を課税。ただし、平成11年4月から令和5年3月までは課税停止とされている。
(備考) 上記は、企業に勤める者が加入対象の主な制度を記載。上記のほか、自営業者等が加入する国民年金基金や公務員等が加入する退職等年金給付などがあることに留意。

③ 記帳水準の向上等

税制改正大綱 10 頁

イ 記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態を可視化し、経営の対応力を向上させる上でも重要である。

ロ 加えて、今般の感染症への対応においては、中小・小規模事業者への給付金の支給や融資に際し、売上や資産・負債等の状況が適切に記録されていないため申請に手間取るなど、日々の適正な記帳の重要性が改めて浮き彫りになった。

ハ 小規模事業者の半数以上が帳簿を手書きで作成しており、また、個人事業者の場合、正規の簿記の原則に従った記帳を行っている者は約3割にとどまっているのが現状である。

ニ また、個人の青色申告における簡易簿記は複式簿記に移行するための準備的な段階としての役割も期待されているところであるが、簡易簿記での申告者の3分の1超が10年以上簡易簿記による記帳

を続けている状況にある。

ホ 近年、普及しつつある会計ソフトを活用することにより、小規模事業者であっても大きな手間や費用をかけずに正規の簿記を行うことが可能な環境が整ってきていることも踏まえ、複式簿記による記帳を更に普及・一般化させる方向で、納税者側での対応可能性も十分踏まえつつ、所得税の青色申告制度の見直しを含めた個人事業者の記帳水準向上等に向けた検討を行う。

<参考資料 この項すべて令和3.6.15 政府税制調査会資料>

令和3年6月15日
第5回専門家会合
全国青色申告会総連合提出資料

(3) 記帳指導の拡充に向けた課題

① 記帳実態の把握

白色申告者の記帳は、複式簿記か簡易帳簿、パソコン会計か手書き記帳等の実態の把握ができていない。決算書(収支内訳書)または申告書に記帳方法を記載する欄を設けて、実態を明確化してはどうか。確定申告会場をおとずれる個人事業者には、帳簿の持参を求めているかどうか。

② 情報リテラシー向上に取り組み、デジタル格差の解消

高齢の個人事業者を対象にパソコン研修、会計ソフト研修の実施。
記帳の高度化、e-Taxや電子証明書等の利用へ誘導。

③ 記帳指導機関に所属していない個人事業者に対するアプローチ

実店舗や事務所などを持たない個人事業者(フリーランス・ギグワーカー等)が増えている。青色申告会などの記帳指導機関は、こうした事業者と接点をもつ機会が少ない。「規模が小さいフリーランス・ギグワーカー等の記帳指導は青色申告会へ!!!」等のPRに努めたい。

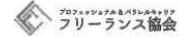
④ 主たる所得が雑所得となるフリーランス・ギグワーカー等への対応

社会保障制度と整合性をとりつつ、事業所得・雑所得の再定義が必要ではないか。

⑤ 行政(国税庁・経済産業省・中小企業庁)の連携・協調

併設会の運営に携わる商工会などの経営指導員から、経営指導に重点が置かれ、記帳指導の業務比重が低下している(記帳指導は評価されない)との声がきこえてくる。

フリーランス人口推計



2020年の「広義のフリーランス」人口は462万人との試算

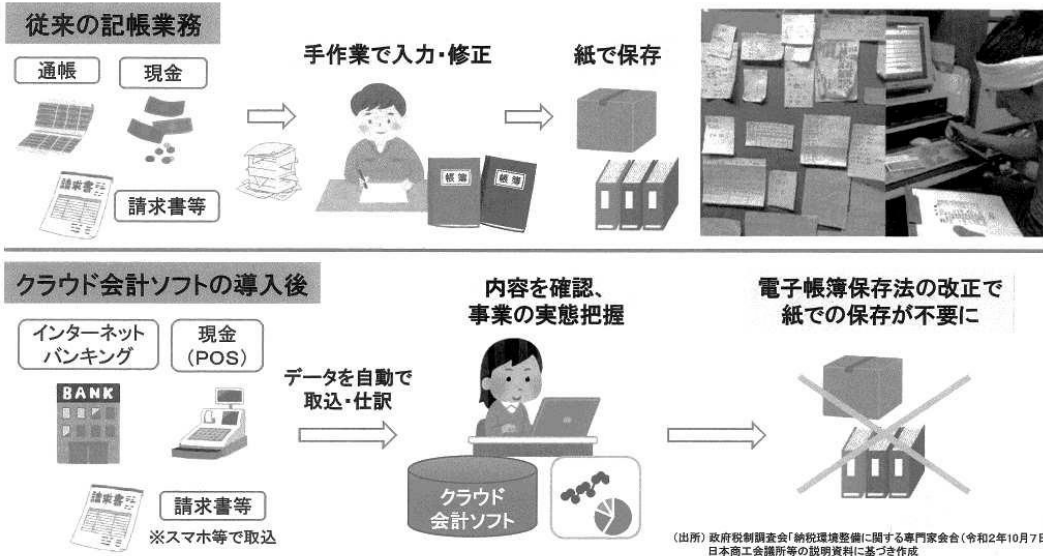
	内閣官房による統一調査 (財務省庁連携)	内閣府	中小企業庁	厚生労働省
	「フリーランス」	「フリーランス相当」	「フリーランス」	「雇用類似の働き方の者」
対象	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を常時使用していない ③個人事業主等で店主ではない ④農家や漁業者ではない ⑤業務の委託を受けている ⑥事業者が直接の取引先 ※法人の経営者を含む
フリーランスの 試算人数	462万人 (本業 214万人/副業 248万人)	341万人 (本業178~220万人/副業112~163万人) ※なお定義の違いにより306~341万人と 幅をもって推計	472万人 (本業 324万人/副業 148万人)	367万人 ※①~④に該当する者を試算したものと
サンプル	144,342人	50,000人	62,415人	18,377人
調査 期間	2020年2月10日~3月6日	2019年1月28日~3月4日	2019年1月11日~1月31日	2019年1月15日~2月21日
調査主体	内閣官房 日本経済再生総合事務局	内閣府政策統括官 (経済分析担当)	リクルートワークス研究所	(独)労働政策研究・研修機構

出典：「フリーランス実態調査結果」(令和2年5月 内閣官房日本経済再生総合事務局)
https://www.kantei.go.jp/singi/zensedaigata_shakaihoshou/dai7/siryu1.pdf

Copyright 2021. Freelance Association Japan All rights reserved.

クラウド会計ソフト導入による中小企業のDXの事例

- 創業70年の老舗豆腐屋が、クラウド会計等の導入により、販売・経理等の事務処理に係る時間を年間600時間削減に成功(750時間→150時間/年)。
- 削減した時間を活用し、新規顧客の開拓と新商品開発に積極的に挑戦。



帳簿の作成方法

- ① 優良な電子帳簿
(訂正履歴の保存等による高い信頼性に対し、過少申告加算税の軽減や所得税の青色申告控除の上乗せはあるが、法人税の青色申告の恩典に②との区分はない)
※ 個人・法人合わせて27万件程度
- ② 複式簿記による帳簿
(会計ソフトを用いた「その他の電子帳簿」により複式簿記へのハードルは低下)
※ 法人はほぼ100%が、個人事業者は3割程度が複式簿記により記帳。
- ③ 簡易簿記・現金主義など
※ 個人事業者の3割程度。
- ④ 記帳不備・無記帳(無申告)

それぞれの課題認識

- ・信頼性の高い優良な電子帳簿に対する意識の向上や、その利用機会の拡大を図る必要。
- ・優良な電子帳簿への移行は、大企業のシステム改修、中小・個人では対応会計ソフトの導入コストが課題。
- ・複式簿記での記帳の一層の利用機会の拡大や民間機関による記帳指導の充実が必要。
- ・会計ソフトによって基本的には低コストで手間をかけずに複式簿記での記帳が可能であるが、特に零細事業者にはコスト負担に見合うメリットが認識されづらい。
- ・貸借科目の記帳がないこと等で、所得計算上の誤りが発生しやすい。
- ・青色申告の恩典も一部ある中で、いったん簡易な記帳に慣れると複式簿記での記帳に移行する動機に乏しい場合も存在。
- ・記帳・証憑保存のない場合は真実の所得把握にかかる執行コストが多めで、ペナルティ適用上の立証も困難。
- ・記帳義務不履行に対する不利益がない中で記帳の動機に乏しい場合も存在。

適正な記帳等が行われていない事例

- ① 簿外経費の主張として、事後的に大量の領収書を提出した事例
⇒ 後出し的な簿外経費の主張であっても、当局側が多大な事務量を投下してその真偽を確認する必要があった。
- ② 簿外経費の主張によって刑事告発を断念した事例
⇒ 犯則事件として着手したが、簿外経費がないことの立証が困難として、法人税法違反での告発を断念。
- ③ 連年事業を行うも無記帳無申告の者に対する推計課税事案
- ④ 事業により連年多額の利益があるにも関わらず無申告の事案
⇒ 無記帳の者に対しても、推計課税時には同業者と同程度の必要経費が認容される。
記帳や帳簿保存義務を果たさなくても「仮装隠蔽」に該当せず重加算税の賦課が困難。
- ⑤ 暗号資産売買により多額の利益があるにも関わらず無申告の事案
⇒ 個人については、記帳義務や書類保存義務がない所得もあり、無申告に対する重加算税賦課が更に困難な場合も存在。

プラットフォーム事業者による 報告のためのモデルルールについて

(令和3年8月10日専門家会合 財務省資料抜粋)

24

シェアリング・エコノミー及びギグ・エコノミーにおける売主に関する プラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール Model Rules for Reporting by Platform Operators with respect to Sellers in the Sharing and Gig Economy

令和3年8月10日
第6回専門家会合
財務省提出資料

2019年	OECD租税委員会の第10作業部会で、プラットフォーム事業者の報告義務に関するモデルルールについての議論を開始。
2020年7月	不動産賃貸及び個人サービスを対象とし、各国が任意で採用できる報告制度の世界標準として、シェアリング・エコノミー及びギグ・エコノミーにおける売主に関するプラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール（以下「モデルルール」という。）を公表。
2021年6月	モデルルールに基づく自動的情報交換の実現に向け、国際的な情報交換のルール（注1）とともに、商品の販売、移動手段の賃貸についても対象を拡大することができる「拡張モジュール」を公表（注2）。

（注1）モデルルールに基づく情報交換の開始時期は未定。

（注2）EUでは、拡張モジュールと同様の範囲を対象として、プラットフォーム事業者からの報告制度を2023年から導入し、EU域内での情報交換を2024年から開始予定。当該報告制度では、EUに税務上の居住地を有するプラットフォーム事業者だけでなく、EU居住者である利用者を有するプラットフォーム事業者であって、EU域内に恒久的施設を有しないもの等も報告義務の対象となる見込み。

EU内と同等の情報が交換できる自動的情報交換の枠組みをEU参加国との間で有している国を居住地国とするプラットフォーム事業者は、報告義務が免除される予定。モデルルール（および拡張モジュール）を採用することによって免除を受けられるかについて、今後、EUが判断する。

25

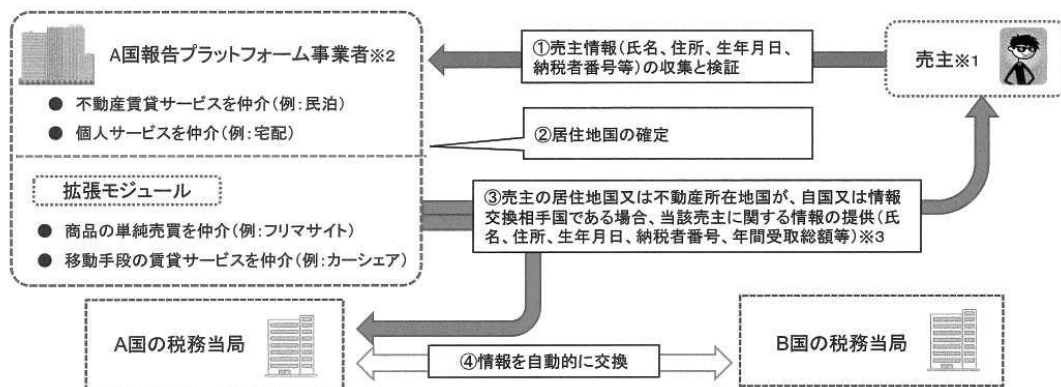
モデルルールの背景等

- ギグ・エコノミーの発達により、雇用契約に基づく従来の労働関係から、一般的に第三者による報告の対象とならない独立ベースの個人によるサービス提供へのシフトが発生。
- シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの市場拡大は、取引及び関連する支払の電子形式での記録につながるため、税務当局と納税者の双方にとって、透明性の向上とコンプライアンスの負担軽減が図りやすくなる可能性。
- 売主は、自国のプラットフォーム事業者だけでなく、他国のプラットフォーム事業者も利用するため、他国のプラットフォームを利用する売主の情報を、各国の税務当局がどのように入手するかという問題が存在。売主の所在地毎に異なる方式で報告を求められた場合、プラットフォーム事業者にとっても、ビジネスを発展させようとする際のコスト増加要因及び潜在的に有害な障壁となり得る。

⇒OECDにおいて、国ごとに異なる報告要件が設定されることを避け、報告された情報についての関係国・地域による自動的情報交換を促進するため、プラットフォーム売主が実現した取引及び所得に係る情報を、統一的な基準により収集するためのモデル報告ルールについての議論が行われ、モデルルールが策定された。

モデルルールの概要等

- 報告プラットフォーム事業者は、①売主情報の収集と検証、②売主の居住地国の確定、③税務当局及び報告対象売主に対する当該売主に関する情報の提供を求められる。



- ※1 除外売主(例:上場事業体)については、プラットフォーム事業者による情報の収集等が不要。
- ※2 報告プラットフォーム事業者についても、小規模事業者等について一定の除外事由が定められている。
- ※3 一つのプラットフォーム上に複数の報告プラットフォーム事業者が存在する場合、報告方法について例外あり。税務当局等に対する情報の報告期限は、報告対象年度の翌年の1月末まで。

記帳水準向上・適正申告を図るための 今後の議論の方向性

36

記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性 ①

複式簿記の普及・一般化

記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態の可視化による経営力の強化やバックオフィスの生産性向上、金融機関との資金繰り相談や取引関係の構築などにおける信頼の確保・向上の観点からも重要である。また、会計ソフトなどのICT技術の活用によって、簿記会計の専門知識を有さない納税者においても、大きな手間や費用をかけずに複式簿記による記帳や帳簿等の電子化を行うことが可能な環境が整ってきている。

このような状況を踏まえ、複式簿記による記帳を更に普及・一般化させる方向で、納税者側での対応可能性も十分踏まえつつ、所得税の青色申告制度の見直しを含めた記帳水準向上についての議論を進めていく。

優良な電子帳簿の普及・一般化

正確な記録及びトレーサビリティが確保された会計帳簿の保存は、会計監査や税務調査における事後検証可能性の観点に加え、内部統制や対外的な信頼性確保の観点からも重要である。こうした重要性に鑑みて、既存のインセンティブ措置に加えて、融資審査等における帳簿の活用範囲の拡大や税務調査における更なるデジタル技術の活用などを通じて、納税者における優良な電子帳簿の利用を促していくべきである。

あわせて、必要な機能を充足した会計ソフトの低価格化の見直しなどをはじめ、納税者において優良な電子帳簿の保存に対応するためのコストや事務負担の低減可能性について、関係者との意見交換等を通じた見極めを行いつつ、優良な電子帳簿の普及・一般化に向けた措置の検討を行う。その一環として、既に複式簿記が普及している法人については、税務上の更なる透明性確保と税制上の恩典適用とのバランスも含めて議論を進めていく。

37

記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性 ②

電子化を通じた簡便な税務手続の推進

納税者の利便性の向上及び適正な申告納税を確保する観点から、申告書等への記載が必要な情報をマイナポータル経由で取り込み、自動的に反映させていくため、関係法人・団体等の協力を得ながら、取り込み対象となる情報の範囲拡大や一層のデジタル化を図る等、より簡便に確定申告・年末調整を完了できる仕組みの検討を行う。

プラットフォーム事業者からの情報提供

インターネット上のプラットフォーム事業者を介したギグエコノミー、シェアリングエコノミーの近年の伸長を踏まえ、記帳の余裕のない多数の零細事業者、サイドビジネス的事業者の申告の便宜を向上させる観点から、プラットフォーム事業者からの情報提供の在り方について、国際的な議論を踏まえつつ検討を行う。

帳簿不保存・記帳不備への対応

適正な記帳や帳簿保存が行われていない納税者については、真実の所得把握にかかる執行コストが多めで、ペナルティ適用上の立証も困難。また、記帳義務不履行に対する不利益がない中で、記帳の動機に乏しい場合も存在。

記帳義務及び申告義務を適正に履行する納税者との公平性に鑑み、帳簿の不保存・不提示や記帳不備に対して適正化を促す措置の検討を行う。

特に悪質な納税者への対応

課税の公平性を確保するために、税務調査時に簿外経費を主張する納税者、虚偽の書類を提出する等調査妨害的な対応を行う納税者への対応策や、調査等の働きかけに応じない納税者、到底当初より申告の意図を有していたとは思われない納税者等、既存のけん制措置では必ずしも対応できていない悪質な納税者への有効な対応策の検討を行う。

38

(2) 相続税・贈与税のあり方

税制改正大綱10頁

- イ 高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。
- ロ 高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた経済の活性化が期待される。
- ハ 一方、相続税・贈与税は、税制が資産の再分配機能を果たす上で重要な役割を担っている。高齢世代の資産が、適切な負担を伴うことなく世代を超えて引き継がれることとなれば、格差の固定化につながりかねない。
- ニ このため、資産の再分配機能の確保を図りつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築していくことが重要である。

ホ わが国では、相続税と贈与税が別個の税体系として存在しており、贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から高い税率が設定されている。

へ このため、将来の相続財産が比較的少ない層にとっては、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある一方で、相当に高額な相続財産を有する層にとっては、財産の分割贈与を通じて相続税の累進負担を回避しながら多額の財産を移転することが可能となっている。

ト 今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

チ あわせて、経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっていることから、そのあり方について、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある。

<参考>

贈与税の非課税措置等一覧

	内 容	根拠法	経済対策	備 考
イ	特定障害者に対する贈与税の非課税	相法21の4		
ロ	贈与税の配偶者控除	相法21の6		民法903④
ハ	国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等	措法70		
ニ	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税	措法70の2	○	
ホ	直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税	措法70の2の2	○	
へ	直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税	措法70の2の3	○	
ト	農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除	措法70の4		
チ	山林についての相続税の納税猶予及び免除	措法70の6の6		
リ	特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除	措法70の6の7の7		
ヌ	個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除	措法70の6の8		

ル	非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除	措法70の7		
ヲ	非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例	措法70の7の5		
ワ	医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除	措法70の7の9		

民法903条（特別受益者の相続分）

- ① 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者がいるときは、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、第900条から第902条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。
- ④ 婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第一項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。（平成30年改正、令和元年7月1日施行）

<参考資料 令和3年度改正に係る自民党税制調査会資料>

主要国における相続税の概要					
(2020年1月現在)					
区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	法定相続分課税方式 (併用方式)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
最低税率	10%	18%	40% ^(注4)	7% ^(注6)	5% ^(注6)
最高税率	55%	40%		30% ^(注6) (続柄の親疎により、税率は3種類 (最高税率 50%)	45% ^(注6) (続柄の親疎により、税率は4種類 (最高税率 60%)
税率の刻み数	8	12	1 ^(注4)	7	7
基礎控除等	3,000万円 +600万円×法定相続人数 (別途、配偶者の税額を控除)	基礎控除:1,158万ドル ^(注2,3) (12.6億円) ※税額控除ベースで458万ドル 配偶者:免税	基礎控除:32.5万ポンド ^(注4,5) (4,583万円) 配偶者:免税	配偶者 ^(注7,8,10) 、 配偶者 剰余調整分 +75.6万ユーロ (9,148万円) 子 ^(注8,9,10) :40万ユーロ (4,840万円)	配偶者(免税) ^(注8,10) 直系血族:10万ユーロ (1,210万円)
累積制度	相続前3年間に 贈与された財産 ^(注1)	相続前(全期間)に 贈与された財産	相続前7年間に 贈与された財産 ^(注4)	相続前10年間に 贈与された財産	相続前15年間に 贈与された財産

(注1) 相続時精算課税制度を選択している場合には、その選択後、相続開始までにその被相続人から贈与された財産が相続財産の価額に加算される。
(注2) アメリカの基礎控除は、贈与税と遺産税に共通な生涯累積分の基礎控除であり、毎年インフレ調整が行われる。
(注3) アメリカでは、遺産税の計算において、生前に贈与された全ての財産価額を遺産価額に累積・合算して税額を計算する(過去の納付贈与税額は、遺産税額から控除可)。贈与税にかかる年間の控除額(受贈者1人あたり1.5万ドル(164万円))を贈与財産の価額から控除した額について、遺産価額に合算する。
(注4) イギリスの相続税率は原則40%。ただし、贈与のうち一定の信託への譲渡等については税率20%で課税されるが、個人間の贈与等については贈与時には課税されず、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、経過年数に応じて、8~40%の税率で課税される(贈与後7年を経過した財産については非課税)。なお、相続税の計算においては、各年の贈与財産の価額から贈与にかかる年間の控除額(贈与者1人あたり3,000ポンド(42万円)、残額は翌年度にのみ繰り越し可)を控除した残額を、相続財産価額に合算する。
(注5) イギリスでは、居住している住宅やその持ち分を直系子孫が相続する場合は、基礎控除が15万ポンド(2,115万円)加算される(ただし、相続財産総額が200万ポンド(2億8,200万円)を超える場合、超過額2ポンドにつき1ポンドずつ同加算額が減減される)。
(注6) ドイツの税率は配偶者及び子、孫等、フランスの税率は直系血族の税率によった。
(注7) ドイツでは、配偶者に対する相続において、剰余調整分(婚姻中における夫婦それぞれの財産増加額の差額の2分の1)が非課税になるほか、基礎控除50万ユーロ(6,050万円)及び特別扶養控除25.6万ユーロ(3,098万円)が認められる。
(注8) ドイツ及びフランスでは、ドイツについては贈与後10年以内、フランスについては贈与後15年以内に贈与者が死亡した場合、各期間中に贈与された財産の価額を相続財産価額に累積・合算して税額を計算する(各累積期間中の納付贈与税額については、相続税額から控除可)。
(注9) ドイツでは、子に対する相続において、基礎控除40万ユーロ(4,840万円)のほか、27歳以下の子には10,300ユーロ(125万円)~52,000ユーロ(629万円)の特別扶養控除が認められる。
(注10) ドイツでは両親や兄弟姉妹等に対して、フランスでは兄弟姉妹等に対しても、一定額の基礎控除が存在する。
(備考1) 遺産課税方式は、人が死亡した場合にその遺産を対象として課税する制度であり、遺産取得課税方式は、人が相続によって取得した財産を対象として課税する制度である。
(備考2) 邦貨換算レートは、1ドル=109円、1ポンド=141円、1ユーロ=121円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:令和2年(2020年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

主要国における贈与税の概要

(2020年1月現在)

	日本		アメリカ	イギリス ^(注6)	ドイツ	フランス
	暦年課税	相続時精算課税				
納税義務者	受贈者	受贈者 ^(注3)	贈与者	贈与者	受贈者	受贈者
税率	最低税率	10%	18%	—	7% ^(注8)	5% ^(注9)
	最高税率	55% ^(注1)	40%	—	30% ^(注8)	45% ^(注9)
	税率の割合	8 ^(注1)	1	12	—	7
累積制度	なし	あり(過去全て)	あり(過去全て)	あり(過去7年分)	あり(過去10年分)	あり(過去15年分)
相続財産への合算	過去3年分	精算課税適用分	過去全て	過去7年分	過去10年分	過去15年分
基礎控除等	基礎控除(年間) ^(注2) :110万円	特別控除(累積) ^(注2) :2,500万円	(生涯累積・遺産税と共通) ^(注4,5) 1,158万ドル(12.6億円) ※税額控除ベースで458万ドル 配偶者:免税	(7年累積・相続税と共通) ^(注7) 32.5万ポンド (4,583万円) 配偶者:免税	(10年累積・相続税と共通) ^(注8) ・配偶者:50万ユーロ (6,050万円) ・子:40万ユーロ (4,840万円) 等	(15年累積・相続税と共通) ^(注9) ・配偶者:80,724ユーロ (977万円) ・直系血族:10万ユーロ (1,290万円) 等

(注1)直系尊属から20歳(令和4年4月1日以後の贈与については、18歳)以上の者への贈与とそれ以外の贈与とで税率が異なる。
(注2)日本の暦年課税の基礎控除の本則は60万円であり、相続時精算課税の特別控除は限度金額まで複数回にわたって使用可能である。
(注3)日本の相続時精算課税は、60歳以上の者から贈与を受けた20歳(令和4年4月1日以後の贈与については、18歳)以上の子及び孫が適用可能であり、一度適用すると、その贈与者からの贈与には暦年課税を適用できない。
(注4)アメリカでは、贈与・相続時点までに贈与者が贈与した全ての財産価値を累積・合算して税額を計算する(過去の納付贈与税額は、贈与税・遺産税額から控除可)。贈与財産の価値から年間の控除額(受贈者1人あたり15,000ドル(164万円))を控除した額について、贈与財産価値・遺産価値に合算する。
(注5)アメリカでは、生涯累積分の基礎控除と年間の控除額について毎年インフレ調整が行われる。
(注6)イギリスでは、贈与のうち一定の信託への譲渡等については税率20%で課税されるが、個人間の贈与等については贈与時には課税されず、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、贈与者に対して、経過年数に応じて、8~40%の税率で課税される(贈与後7年を経過した財産については非課税)。
(注7)イギリスでは、相続税の計算においては、各年の贈与財産の価値から年間の控除額(贈与者1人あたり3,000ポンド(42万円))を控除した残額を、相続財産価値に合算する。なお、年間の控除額に残額がある場合は、翌年度にのみ繰り越すことができる。また、居住している住宅やその持ち分を直系子孫に贈与(相続)する場合は、7年累積分の基礎控除が15万ポンド(2,115万円)加算される(ただし、贈与(相続)財産総額が200万ポンド(2億8,200万円)を超える場合、超過額2ポンドにつき1ポンドずつ同加算額が減減する)。
(注8)ドイツの税率は配偶者及び子、孫等、フランスの税率は配偶者等の税率によった。
(注9)ドイツ及びフランスでは、ドイツについては贈与・相続時点以前10年以内、フランスについては贈与・相続時点以前15年以内に受贈者が贈与された財産の価値を贈与財産・相続財産価値に累積・合算して税額を計算する(各累積期間中の納付贈与税額については、贈与税・相続税額から控除可)。
(備考)邦貨換算レートは、1ドル=109円、1ポンド=141円、1ユーロ=121円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:令和2年(2020年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

(3) 外形標準課税のあり方

党大綱11頁

イ 法人事業税の外形標準課税は、平成16年度に資本金1億円超の大法人を対象に導入され、平成27、28年度税制改正において、より広く負担を分かち合い、企業の稼ぐ力を高める法人税改革の一環として、所得割の税率引下げとあわせて、段階的に拡大されてきた。

ロ 一方で、経済社会の構造変化に伴い、外形標準課税の対象法人の数や態様は大きく変化しており、今後、こうした原因、課題の分析を進めるとともに、外形標準課税の適用対象法人のあり方について、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

ハ また、外形標準課税の適用対象法人の法人事業税所得割について、年800万円以下の所得に係る軽減税率を見直す。

2 <参考>過去年度分の大綱より

(1) 平成29年度税制改正大綱

(2) 今後の個人所得課税改革の方向性

上記の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しは、個人所得課税改革の第一弾であり、今後も改革を継続していく。

経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組みを進める必要があるが、個人所得課税においては、所得再分配機能の回復を図ることが重要であり、各種控除等の総合的な見直しを丁寧に検討していく必要がある。

基礎控除をはじめとする人的控除等については、現在、「所得控除方式」を採用しているが、高所得者ほど税負担の軽減効果が大きいことから、主要諸外国における負担調整の仕組みも参考にしつつ、来年度の税制改正において控除方式のあり方について検討を進める。具体的には、収入にかかわらず税負担の軽減額が一定となる「ゼロ税率方式」や「税額控除方式」の導入のほか、現行の「所得控除方式」を維持しつつ高所得者について税負担の軽減額が逡減・消失する仕組みの導入が考えられる。

雇用の流動化や、労働者に近い形態で働く自営業主の割合の増加など、働き方が様々な面で多様化している。現在の個人所得課税は、所得の種類に応じた負担調整の仕組みを採用しているが、人的な事情に配慮を行いつつ、ライフスタイルに合わせて多様な働き方を自由に選択できるようにすることが重要である。こうした観点から、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と基礎控除などの「人的控除」のあり方を全体として見直すことを検討していく。

<党大綱5頁>

(2) 平成30年度税制改正大綱

1 個人所得課税の見直し

(1) 平成30年度税制改正における対応

個人所得課税については、平成29年度税制改正大綱において、見直しに向けた基本的方向性をとりまとめた。この基本的方向性に沿って、平成30年度税制改正においては、以下のとおり個人所得課税の見直しを進める。

① 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

経済社会の著しい構造変化の中で、働き方が様々な面で多様化している。かつては、「学校卒業後、1つの会社で定年まで勤めあげ、年金生活に入る」といったライフコースが典型的であったが、特定の企業や組織に属さず専門分野の能力等を活かしてフリーランスとして業務単位で仕事を請け負う、

子育てをしながら会社員時代に培った技能を活かして在宅で仕事を請け負う、高齢者が長年培った能力や経験を活かし業務単位の仕事の請負や起業支援等の形で活躍するなど、多様な働き方が増えつつある。人生100年を生きる時代には、さらにこうした傾向が強まることが想定される。

他方、わが国の個人所得課税は、こうした多様な働き方の拡大を想定しているとは言い難い。様々な収入の中でも、給与収入と公的年金等収入のみに給与所得控除や公的年金等控除といった所得計算上の控除が認められ、働き方や収入の稼得方法により所得計算が大きく異なる仕組みとなっている。

様々な形で働く人をあまねく応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金等控除から、どのような所得にでも適用される基礎控除に、負担調整の比重を移していくことが必要である。こうした基本的考え方の下、負担の変動が急激なものとならないようにするため、まずは、給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げることとする。

② 給与所得控除の見直し

給与所得控除については、平成26年度税制改正大綱において「現行の水準は、所得税の課税ベースを大きく浸食しており、実際の給与所得者の勤務関連支出に比しても、また主要国の概算控除額との比較においても過大となっていることから、中長期的には主要国並みの控除水準とすべく、漸次適正化のための見直しが必要である」との基本的方向性が示され、同年度改正において、給与所得控除の上限を245万円（給与収入1,500万円超）から220万円（給与収入1,000万円超）に25万円引き下げた。

平成30年度税制改正においても、この方針に沿って、引き続き給与所得控除の上限の引下げを行う。具体的には、給与収入が850万円を超える場合の給与所得控除額を195万円（①の見直しによる10万円引下げ分を含む。）に引き下げる。ただし、子育てや介護に対して配慮する観点から、22歳以下の扶養親族が同一生計内にいる者や特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者については、負担増が生じないよう措置を講ずる。

③ 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除については、給与所得控除とは異なり収入が増加しても控除額に上限はなく、年金以外の所得がいくら高くても年金のみで暮らす者と同じ額の控除が受けられるなど、高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みとなっている。また、諸外国は、基本的に、拠出段階、給付段階のいずれかで課税される仕組みとなっているが、わが国は、拠出段階では全額控除され、給付段階でも公的年金等控除が受けられ、拠出・給付の両段階で十分な課税がなされない仕組みとなっている。

こうした点を踏まえ、世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等控除について、公的年金等収入が1,000万円を超える場合、控除額に上限（見直し後の上限額：195.5万円（①の見直しによる10万円引下げ分を含む。））を設けることとする。また、公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円を超える場合には控除額を10万円引き下げ、2,000万円を超える場合には控除額を20万円引き下げることとする。

④ 基礎控除の見直し

わが国の基礎控除については、所得の多寡によらず一定金額を所得から控除する所得控除方式が採

用されているが、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しいのではないか、高所得者ほど税負担の軽減額が大きいことは望ましくないのではないかと指摘がある。

主要国においては、一定の課税所得までは税率をゼロとする「ゼロ税率方式」や、課税所得に累進税率を適用した後一定の控除額を差し引く「税額控除方式」、所得控除方式を維持しつつ高所得者について控除額を逡減・消失させる「逡減・消失型の所得控除方式」が採用されており、いずれもわが国の所得控除方式と比べて所得再分配機能が低い。

「ゼロ税率方式」や「税額控除方式」は、所得再分配機能の強化に寄与するものの、現行の所得控除方式から変更した場合、負担の変動が急激なものとなりかねないことから、「逡減・消失型の所得控除方式」を採用する。基礎控除は、人的控除の中で最も基本的な控除であり、より広い所得階層に適用されるべきものであることを踏まえ、所得金額2,400万円超から逡減し、2,500万円超で消失する仕組みとする。

⑤ 所得情報を活用している社会保障制度等における対応

今回の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替を行うことにより、税負担は増加しないが、総所得金額等や合計所得金額が増加する場合が生じうる。

この変化に伴い、所得税又は個人住民税の総所得金額等や合計所得金額を活用している社会保障制度等の給付や負担の水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、当該制度等の所管府省において、適切な措置を講じなければならない。

(2) 今後の見直しに向けた基本的方向性

今回の個人所得課税の見直しにおいては、働き方の多様化への対応とともに、所得再分配機能の回復の観点から、各種控除の見直しを行ったところである。今後も、所得再分配機能の回復や税負担のあり方の観点から、引き続き見直しを継続していく。

経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制のみならず、社会保障制度、労働政策等の面を含め、総合的な取組みを進める必要がある。

給与所得控除や公的年金等控除といった所得計算上の控除については、働き方の多様化の進展状況等も踏まえ、基礎控除への更なる振替を検討するとともに、今回の見直しの考え方やこれまでの税制改正大綱に示された方針を踏まえ、そのあり方について引き続き丁寧に検討する。また、経済社会のICT化等の動向や諸外国の制度も踏まえ、適正な記帳の確保に向けた方策を講じつつ、事業所得等の適正な申告、所得把握に向けた取組みを進める。

人的控除については、平成29年度税制改正及び今回の改正により、基礎控除、配偶者控除及び配偶者特別控除について、逡減・消失型の所得控除方式が採用されることとなる。今後の制度のあり方については、給与所得控除等からの振替による影響を見極めるとともに、所得再分配機能をどの程度強化すべきかという点も踏まえながら、引き続き検討する。

老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有

利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

個人住民税については、地域の住民サービスを支える基幹税としての役割の重要性に鑑み、充実強化を図ることを基本として、制度のあり方を検討していく。その際、個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するとの性格を有すること、応益課税としての性格を明確化する観点から比例税率により課税されていることなど、その性格や仕組み等に留意する必要がある。

個人所得課税の見直しについては、個人の負担に直結するものであることから、累次の改正の影響も見極めつつ、国民の理解を得ながら、引き続き丁寧に議論を進めていくこととする。

<党大綱3頁>

給与所得控除の適正化（案）

○ 給与所得控除は、実際の勤務関連経費を大幅に上回る水準。諸外国の水準と比べても圧倒的に高い。

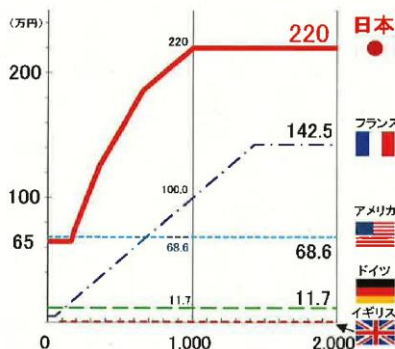
○ 「控除額を主要国並みに漸次適正化する」との方針の下、近年、引き下げてきたところ。

（給与1,500万円 → 1,200万円 → 1,000万円）

（参考）平成26年度与党税制改正大綱（抄）

給与所得控除については、税制抜本改革法において、そのあり方について検討することとされている。現行の水準は、所得税の課税ベースを大きく浸食しており、実際の給与所得者の業務関連支出に比しても、また、主要国の概算控除額との比較においても過大となっていることから、中長期的には主要国並みの控除水準とすべく、漸次適正化のための見直しが必要である。

給与所得控除の国際比較



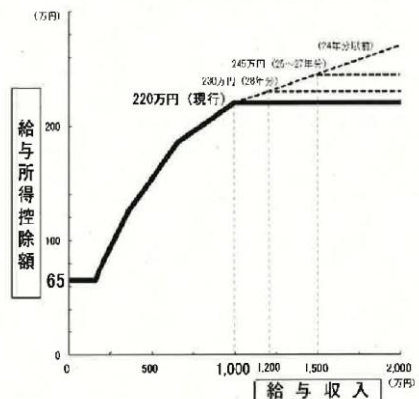
サラリーマンの経費

「家計支出」のうち、サラリーマンの勤務関連経費と考えられる支出品目を幅広く抜き出し、計算

	世帯年収	サラリーマンの勤務関連経費 (注)
平均	632万円	25.2万円
年収5分位階級の最上位平均 (903万円以上)	1,030万円	39.8万円

(注)衣料品、身の回り品、理容・洗濯、文具、新聞・書籍、ごぼうい、つきあい費(家計調査調べ)

これまでの見直し



<平成29年12月自民党税制調査会配付資料より>

(3) 平成31年度税制改正大綱

1 消費税率の引上げに伴う対応等

(2) 軽減税率制度の実施

また、軽減税率制度の導入に当たっての安定的な恒久財源の確保については、歳入面においては、平成30年度税制改正の個人所得課税の見直し及びたばこ税の見直し並びにインボイス制度の導入によるものとし、<以下略>

<党大綱4頁>

<注> 平成30年度税制改正大綱の個人所得課税の見直し

- ・給与所得控除額の上限を1,000万円から850万円への引き下げ
- ・公的年金等控除額の上限を1,000万円に設定
- ・他の合計所得金額が1,000万円を越える場合は公的年金等控除額を遡減
- ・基礎控除に適用限度を設け、合計所得金額2,500万円までとする

7 円滑・適正な納税のための環境整備

仮想通貨取引やインターネットを通じた業務請負など、経済取引の多様化・国際化が進展する中、経済取引の健全な発展を図る観点からも、適正な課税を確保することが重要である。

このため、取引の仲介業者等が保有するデータやスマートフォンを活用して電子申告を行う仕組みを構築するなど、納税者が自主的に簡便・正確な申告等を行うことができる利便性の高い納税環境の整備に向けて、官民が協働して取組みを進める。

<党大綱16頁>

(4) 令和2度税制改正大綱

(2) 人生100年時代に対応するための環境整備

① 私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、老後の生活に備えるための支援について、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制の構築が求められている。諸外国を見ると、例えばイギリスやカナダにおいては、加入する私的年金の組み合わせにかかわらず同様の非課税拠出が行えるように、各種私的年金に共通の非課税拠出限度額が設けられている。こういった諸外国の例も参考に、わが国においても、働き方によって税制上の取扱いに大きな違いが生じないような姿を目指す必要がある。

年金課税については、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保することが必要である。諸外国を見ると、日本の公的年金等控除のような、年金収入に対する大きな控除はなく、基本的に拠出段階、給付段階のいずれかで課税される仕組みとなっている。わが国においてもこういった例を参考に、世代内・世代間の公正性を確保する観点から検討を進めていく。

また、現在の退職給付は一時金での受け取りが多いが、税制についても、給付が一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立ではないという課題がある。また、一時金払いの場合、勤続期間が20年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みとなっており、転職などの増加に対して対応していないといった指摘もある。税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとするべく、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについても考える必要がある。

あわせて、金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援する制度の普

及状況や所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。

令和2年度税制改正においては、高齢期の長期化や就労の拡大・多様化等に対応するための確定拠出年金等の加入可能年齢の見直しや、中小企業向け制度の対象範囲の拡大等の私的年金の見直しに伴い、現行の税制上の措置を適用することとする。

<党大綱12頁>

<MEMO>

III 改正関係条文

- 注 条文中のかっこ書きは網掛けを付しています。
- 注 かっこ書きの中の2段目以上の部分の文字は斜体になっています。
- 注 用語を定義している部分はゴシック体で表現しています。
- 注 改正された条文のうち未施行のものを含めて記載しています。
- 注 条文中の項、号のうち、本セミナーに特に必要がないと思われるものについては省略し、その場合には<第〇項略>や<第〇号以下略>の様に記載しています。
- 注 条文中のかっこ書きのうち、本セミナーに特に必要がないと思われるものについては内容を省略し、(…略…)と記載しています。
- 注 条文中の文言のうち、本セミナーに特に必要がないと思われる部分については記載を省略し、「……」で表しています。
- 注 見出しの付いていない条文については、適宜その内容を示す見出しを作成し、角かっこ [……] で表示しています。
- 注 太下線部分は、令和4年度改正による改正部分（通達はおおむね過去1年以内に改正された部分）を示します。なお、未施行の部分があります。

1 所得税法<抄>	79
2 法人税法施行令<抄>	81
3 法人税法施行規則<抄>	82
4 租税特別措置法<抄>	83
5 税理士法<抄>	86
6 税理士法基本通達<抄>	96

1 所得税法<抄>

(家事関連費等の必要経費不算入等)

所法・第四十五条

<第1, 2項略>

3 その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はその年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者でその年の前々年分の当該雑所得を生ずべき業務に係る収入

金額が三百万円を超えるものが、隠蔽仮装行為（その所得の金額又は所得税の額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装することをいう。）に基づき確定申告書（その申告に係る所得税についての調査があつたことにより当該所得税について決定があるべきことを予知して提出された期限後申告書を除く。以下この項において同じ。）を提出しており、又は確定申告書を提出していなかつた場合には、これらの確定申告書に係る年分のこれらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額（資産の販売又は譲渡における当該資産の取得に直接に要した額及び資産の引渡しを要する役務の提供における当該資産の取得に直接に要した額として政令で定める額を除く。以下この項において「売上原価の額」という。）及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額（その居住者がその年分の確定申告書を提出していた場合には、これらの額のうち、その提出した当該確定申告書に記載した第二百二十条第一項第一号（確定所得申告）に掲げる金額又は当該確定申告書に係る修正申告書（その申告に係る所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知した後に提出された修正申告書を除く。）に記載した国税通則法第十九条第四項第一号（修正申告）に掲げる課税標準等の計算の基礎とされていた金額を除く。）は、その者の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額及び雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。ただし、次に掲げる場合に該当する当該売上原価の額又は費用の額については、この限りでない。

一 次に掲げるものにより当該売上原価の額又は費用の額の基因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合（災害その他やむを得ない事情により、当該取引に係るイに掲げる帳簿書類の保存をすることができなかつたことをその居住者において証明した場合を含む。）

イ その居住者が第四百四十八条第一項（青色申告者の帳簿書類）又は第二百三十二条第一項若しくは第二項（事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等）に規定する財務省令で定めるところにより保存する帳簿書類

ロ イに掲げるもののほか、その居住者がその住所地その他の財務省令で定める場所に保存する帳簿書類その他の物件

二 前号イ又はロに掲げるものにより、当該売上原価の額又は費用の額の基因となる取引の相手方が明らかである場合その他当該取引が行われたことが明らかであり、又は推測される場合（同号に掲げる場合を除く。）であつて、当該相手方に対する調査その他の方法により税務署長が、当該取引が行われ、これらの額が生じたと認める場合

<第4項略>

2 所得税法施行規則<抄>

（必要経費に算入される資産の額）

所令・第九十八条の二 法第四十五条第三項（家事関連費等の必要経費不算入等）に規定する政令で定め

る額は、同項の資産の販売又は譲渡及び資産の引渡しを要する役務の提供に係る不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額のうち、これらの資産（同項各号に掲げる場合に該当する場合における当該各号の取引に係るものを除く。）が次の各号に掲げる資産のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 購入した資産 当該資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第四号の二（定義）に規定する附帯税を除く。）その他当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
- 二 自己の製造等（製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為をいう。以下この号において同じ。）に係る資産 当該資産の製造等のために直接に要した原材料費の額
- 三 前二号に規定する方法以外の方法により取得をした資産（次号に掲げるものを除く。） 其の取得の時にける当該資産の取得のために通常要する価額
- 四 贈与、相続又は遺贈により取得をした資産（第百三条第二項第一号（棚卸資産の取得価額）に掲げる棚卸資産又は法第六十条第一項第一号（贈与等により取得した資産の取得費等）に掲げる事由により取得した法第五十九条第一項（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）に規定する資産に限る。以下この号において「受贈等資産」という。） 当該受贈等資産が当該贈与、相続又は遺贈に係る贈与者又は被相続人において第一号からこの号までに掲げる資産のいずれに該当するかに応じこれらの者におけるそれぞれこれらの号に定める金額

3 所得税法施行規則<抄>

[家事関連費等の必要経費不算入等]

所規・第二十一条の三 法第四十五条第三項第一号ロ（家事関連費等の必要経費不算入等）に規定する財務省令で定める場所は、同号ロの居住者の住所地若しくは居所地又はその営む事業に係る事務所若しくは事業所、雑所得を生ずべき業務を行う場所その他これらに準ずるものの所在地とする。

4 法人税法施行令<抄>

（少額の減価償却資産の取得価額の損金算入）

法令・第百三十三条 内国法人がその事業の用に供した減価償却資産（第四十八条第一項第六号及び第四十八条の二第一項第六号（減価償却資産の償却の方法）に掲げるものを除く。）で、取得価額（第五十四条第一項各号（減価償却資産の取得価額）の規定により計算した価額をいう。次条第一項において同じ。）が十万円未満であるもの（貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したものを

除く。)又は前条第一号に規定する使用可能期間が一年未満であるものを有する場合において、その内
国法人が当該資産の当該取得価額に相当する金額につきその事業の用に供した日の属する事業年度に
おいて損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金
の額に算入する。

2 前項に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当するかどうかの判定その他同項の規定の適用
に関し必要な事項は、財務省令で定める。

5 法人税法施行規則〈抄〉

(少額の減価償却資産の主要な事業として行う貸付けの判定)

法規・第二十七条の十七 次に掲げる貸付け(次項の規定に該当する貸付けを除く。)は、令第三百三十三
条第一項(少額の減価償却資産の取得価額の損金算入)に規定する主要な事業として行われる貸付けに該
当するものとする。

一 当該内国法人が当該内国法人との間に特定関係(一の者が法人の事業の経営に参加し、事業を実質
的に支配し、又は株式若しくは出資を有する場合における当該一の者と法人との間の関係(以下この
号において「当事者間の関係」という。))、一の者との間に当事者間の関係がある法人相互の関係その
他これらに準ずる関係をいう。)がある法人の事業の管理及び運営を行う場合における当該法人に対
する資産の貸付け

二 当該内国法人に対して資産の譲渡又は役務の提供を行う者の当該資産の譲渡又は役務の提供の事
業の用に専ら供する資産の貸付け

三 継続的に当該内国法人の経営資源(事業の用に供される設備(その貸付けの用に供する資産を除
く。))、事業に関する従業者の有する技能又は知識(租税に関するものを除く。)その他これらに準ず
るものをいう。)を活用して行い、又は行うことが見込まれる事業としての資産の貸付け

四 当該内国法人が行う主要な事業に付随して行う資産の貸付け

2 資産の貸付け後に譲渡人(当該内国法人に対して当該資産を譲渡した者をいう。)その他の者が当該資
産を買い取り、又は当該資産を第三者に買い取らせることをあつせんする旨の契約が締結されている場
合(当該貸付けの対価の額及び当該資産の買取りの対価の額(当該対価の額が確定していない場合には、
当該対価の額として見込まれる金額)の合計額が当該内国法人の当該資産の取得価額のおおむね百分の
九十に相当する金額を超える場合に限る。)における当該貸付けは、令第三百三十三条第一項に規定する
主要な事業として行われる貸付けに該当しないものとする。

6 租税特別措置法<抄>

(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)

措法・第四十二条の十二の五 青色申告書を提出する法人が、令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該事業年度において当該法人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合（第一号において「継続雇用者給与等支給増加割合」という。）が百分の三以上であるとき（当該事業年度終了の時ににおいて、当該法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の常時使用する従業員の数が千人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の政令で定める事項を公表している場合として政令で定める場合に限る。）は、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）から、当該法人の当該事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額（当該事業年度において第四十二条の十二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）に百分の十五（当該事業年度において次の各号に掲げる要件を満たす場合には、百分の十五に当該各号に定める割合（当該事業年度において次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、当該各号に定める割合を合計した割合）を加算した割合）を乗じて計算した金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 継続雇用者給与等支給増加割合が百分の四以上であること 百分の十

二 当該法人の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者（その法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。第三項第四号において同じ。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項第二号及び第三項第八号において同じ。）からその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の二十以上であること 百分の五

2 第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。）又は同項第九号に規定する農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（以下この項において「中小企業者等」という。）が、平成三十年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（前項の規定の適用を受ける事業年度、設立事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該事業年度において当該

中小企業者等の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合（第一号において「雇用者給与等支給増加割合」という。）が百分の一・五以上であるときは、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該中小企業者等の当該事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額（当該事業年度において第四十二条の十二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）に百分の十五（当該事業年度において次の各号に掲げる要件を満たす場合には、百分の十五に当該各号に定める割合（当該事業年度において次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、当該各号に定める割合を合計した割合）を加算した割合）を乗じて計算した金額（以下この項において「中小企業者等税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小企業者等税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 雇用者給与等支給増加割合が百分の二・五以上であること 百分の十五

二 当該中小企業者等の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の十以上であること 百分の十

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 設立事業年度 設立の日（法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあつては恒久的施設を有することとなつた日とし、公益法人等及び人格のない社団等にあつては新たに収益事業を開始した日とし、公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）に該当していた普通法人又は協同組合等にあつては当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日とする。）を含む事業年度をいう。

二 国内雇用者 法人の使用人（当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該法人の使用人としての職務を有する役員を除く。）のうち当該法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。

三 給与等 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。

四 継続雇用者給与等支給額 継続雇用者（法人の各事業年度（以下この項において「適用年度」という。）及び当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（次号及び第十号において「前事業年度」という。）の期間内の各月分のその法人の給与等の支給を受けた国内雇用者として政令で定めるものをいう。次号において同じ。）に対する当該適用年度の給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額を除く。）がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。）として政令で定める金額をいう。

五 継続雇用者比較給与等支給額 前号の法人の継続雇用者に対する前事業年度の給与等の支給額として政令で定める金額をいう。

六 控除対象雇用者給与等支給増加額 法人の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額

を控除した金額（当該金額が当該法人の調整雇用者給与等支給増加額（イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額をいう。）を超える場合には、当該調整雇用者給与等支給増加額をいう。）

イ 雇用者給与等支給額（当該雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいう。以下この号において同じ。）がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

ロ 比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

七 教育訓練費 法人がその国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。

八 比較教育訓練費の額 法人の適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（当該各事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該教育訓練費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月数で除して計算した金額）の合計額を当該一年以内に開始した各事業年度の数で除して計算した金額をいう。

九 国内雇用者 法人の使用人（当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該法人の使用人としての職務を有する役員を除く。）のうち当該法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。

十 比較雇用者給与等支給額 法人の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（前事業年度の月数と適用年度の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額）をいう。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 第一項及び第二項の規定は、確定申告書等（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）にこれらの規定による控除の対象となる控除対象雇用者給与等支給増加額（第一項の規定の適用を受けようとする場合には、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額を含む。）、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第一項及び第二項の規定により控除される金額の計算の基礎となる控除対象雇用者給与等支給増加額は、確定申告書等に添付された書類に記載された控除対象雇用者給与等支給増加額を限度とする。

6 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は現物分配法人若しくは被現物分配法人である場合における比較教育訓練費の額又は比較雇用者給与等支給額の計算、継続雇用者比較給与等支給額又は比較雇用者給与等支給額が零である場合におけるこれらの規定に規定する要件を満たすかどうかの判定その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 第四十二条の四第二十二項及び第二十三項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二十二項中「第一項、第四項、第七項及び第十三項（第十八

項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第四十二条の十二の五第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

7 税理士法<抄>

(税理士の業務)

税士法・第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（*地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十条の四第二項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。*）、法定外目的税（*同項に規定する法定外目的税をいう。*）その他の政令で定めるものを除く。第四十九条の二第二項第十一号を除き、以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 税務代理（税務官公署（*税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。*）に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（*平成二十六年法律第六十八号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二章の規定に係る申告、申請及び審査請求を除くものとする。以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（*次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。*）をいう。）*

二 税務書類の作成（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（*その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）で財務省令で定めるもの（以下「申告書等」という。）を作成することをいう。）*

三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（*国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号イからへまでに掲げる事項及び地方税（森林環境税及び特別法人事業税を含む。以下同じ。）に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）*

2 税理士は、前項に規定する業務（以下「**税理士業務**」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。

3 前二項の規定は、税理士が他の税理士又は税理士法人（第四十八条の二に規定する税理士法人をいう。次章、第四章及び第五章において同じ。）の補助者として前二項の業務に従事することを妨げない。

(税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等)

税法・第二条の三 税理士は、第二条の業務を行うに当たっては、同条第一項各号に掲げる事務及び同条第二項の事務における電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第四十九条の二第二項第八号において同じ。）の積極的な利用その他の取組を通じて、納税義務者の利便の向上及びその業務の改善進歩を図るよう努めるものとする。

(欠格条項)

税法・第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。

- 一 未成年者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 国税（森林環境税及び特別法人事業税を除く。以下この条、第二十四条、第三十六条、第四十一条の三及び第四十六条において同じ。）若しくは地方税に関する法令又はこの法律の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの
- 四 国税若しくは地方税に関する法令若しくはこの法律の規定により罰金の刑に処せられた者又は国税通則法、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）において準用する場合を含む。）若しくは地方税法の規定により通告処分を受けた者で、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過しないもの
- 五 国税又は地方税に関する法令及びこの法律以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しないもの
- 六 懲戒処分により税理士業務を行うことを禁止された者で、当該処分を受けた日から三年を経過しないもの
- 七 第四十八条第一項の規定により第四十四条第三号に掲げる処分を受けべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から三年を経過しないもの
- 八 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分を受けた日から三年を経過しない者
- 九 国家公務員法若しくは国会職員法の規定による懲戒免職の処分を受けべき行為をしたと認められたことにより退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この号において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分又は同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分をいう。以下この号において同じ。）を受け

た者又は地方公務員法の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められたことにより退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から三年を経過しないもの

士 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）若しくは外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）、公認会計士法、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第一百五十二号）の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消、弁理士、司法書士若しくは行政書士の業務の禁止、社会保険労務士の失格処分又は不動産鑑定士の登録の消除の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から三年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。）

十一 税理士の登録を拒否された者のうち第二十二条第四項の規定に該当する者又は第二十五条第一項第一号の規定により税理士の登録を取り消された者で、これらの処分を受けた日から三年を経過しないもの

（受験資格）

税法・第五条 税理士試験（次条第一号に定める科目の試験に限る。）は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 次に掲げる事務又は業務に従事した期間が通算して二年以上になる者

イ 税務官公署における事務又はその他の官公署における国税（関税、とん税、特別とん税、森林環境税及び特別法人事業税を除く。第二十四条、第三十六条、第四十一条の三及び第四十六条を除き、以下同じ。）若しくは地方税に関する事務

ロ 行政機関における政令で定める会計検査、金融検査又は会社その他の団体の経理に関する行政事務

ハ 銀行、信託会社（信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。）、保険会社又は特別の法律により設立された金融業務を営む法人における政令で定める貸付けその他資金の運用（貸付先の経理についての審査を含む。）に関する事務

ニ 法人（国又は地方公共団体の特別会計を含む。）又は事業を営む個人の会計に関する事務で政令で定めるもの

ホ 税理士若しくは税理士法人、弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は公認会計士若しくは監査法人の業務の補助の事務

ヘ 弁理士、司法書士、行政書士その他の政令で定める法律上資格を有する者の業務

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学若しくは高等専門学校を卒業した者でこれらの学校において社会科学に属する科目を修めたもの又は同法第九十一条第二項の規定により同法による大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で財務省令で定める学校において社会科学に属する科目を修めたもの

- 三 司法修習生となる資格を得た者
- 四 公認会計士法第八条第一項に規定する公認会計士試験の短答式による試験に合格した者又は当該試験を免除された者（当該試験の試験科目の全部について試験を免除された者を含む。）
- 五 国税審議会が社会科学に属する科目に関し前三号に掲げる者と同等以上の学力を有するものと認定した者
- 2 前項第一号イからへまでに掲げる事務又は業務の二以上に従事した者は、これらの事務又は業務の二以上に従事した期間を通算した場合に、その期間が二年以上になるときは、同号に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。
- 3 第一項第一号イからへまでに掲げる事務又は業務に類する事務又は業務として国税審議会の認定を受けた事務又は業務は、同号イからへまでに掲げる事務又は業務とみなして、前二項の規定を適用する。
- 4 第一項第五号及び前項に規定する国税審議会の認定の手続については、財務省令で定める。

（税理士名簿）

税士法・第十九条 税理士名簿は、日本税理士会連合会に備える。

- 2 税理士名簿の登録は、日本税理士会連合会が行う。
- 3 日本税理士会連合会は、財務省令で定めるところにより、第一項の税理士名簿を電磁的記録をもつて作成することができる。

（登録拒否事由）

税士法・第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士の登録を受けることができない。

- 一 懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された者又は不動産の鑑定評価に関する法律第五条に規定する鑑定評価等業務（第四十三条において「鑑定評価等業務」という。）を行うことを禁止された不動産鑑定士で、現にその処分を受けているもの
- 二 報酬のある公職（国会又は地方公共団体の議会の議員の職、非常勤の職その他財務省令で定める公職を除く。第四十三条において同じ。）に就いている者
- 三 不正に国税又は地方税の賦課又は徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は免れさせ、若しくは免れさせようとした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの
- 四 不正に国税又は地方税の還付を受け、若しくは受けようとし、又は受けさせ、若しくは受けさせようとした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの
- 五 国税若しくは地方税又は会計に関する事務について刑罰法令に触れる行為をした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの
- 六 第四十八条第一項の規定により第四十四条第二号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの
- 七 次のイ又はロのいずれかに該当し、税理士業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者
 - イ 心身に故障があるとき。

ロ 第四条第三号から第十一号までのいずれかに該当していた者が当該各号に規定する日から当該各号に規定する年数を経過して登録の申請をしたとき。

八 税理士の信用又は品位を害するおそれがある者その他税理士の職責に照らし税理士としての適格性を欠く者

(登録の取消し)

税法・第二十五条 日本税理士会連合会は、税理士の登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十九条の十六に規定する資格審査会の議決に基づき、当該登録を取り消すことができる。

一 税理士となる資格又は第二十四条各号に規定する登録拒否事由に関する事項について、記載すべき事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして第二十一条第一項の規定による登録申請書を提出し、その申請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したとき。

二 第二十四条第七号 (イに係る部分に限る。)に規定する者に該当するに至つたとき。

三 二年以上継続して所在が不明であるとき。

2 日本税理士会連合会は、前項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなつたことにより同項の規定により登録を取り消すときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

3 前条第一項及び第四項の規定は、第一項の規定により登録を取り消された者において当該処分に不服がある場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

(登録の抹消)

税法・第二十六条 日本税理士会連合会は、税理士が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なくその登録を抹消しなければならない。

一 その業務を廃止したとき。

二 死亡したとき。

三 前条第一項の規定による登録の取消しの処分を受けたとき。

四 前号に規定するもののほか、第四条第二号から第六号まで又は第八号から第十号までのいずれかに該当するに至つたことその他の事由により税理士たる資格を有しないこととなつたとき。

2 税理士が前項第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なくその旨を日本税理士会連合会に届け出なければならない。

(帳簿作成の義務)

税法・第四十一条 税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、閉鎖後五年間保存しなければならない。

3 税理士は、財務省令で定めるところにより、第一項の帳簿を電磁的記録をもつて作成することができる。

る。

(除斥期間)

税士法・第四十七条の三 懲戒の事由があつたときから十年を経過したときは、懲戒の手続を開始することができない。

(懲戒処分公告)

税士法・第四十七条の四 財務大臣は、第四十五条又は第四十六条の規定により懲戒処分をしたときは、遅滞なくその旨を官報をもつて公告しなければならない。

(懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定等)

税士法・第四十八条 財務大臣は、税理士であつた者につき税理士であつた期間内に第四十五条又は第四十六条に規定する行為又は事実があると認めたときは、当該税理士であつた者がこれらの規定による懲戒処分を受けるべきであつたことについて決定をすることができる。この場合において、財務大臣は、当該税理士であつた者が受けるべきであつた懲戒処分の種類（当該懲戒処分が第四十四条第二号に掲げる処分である場合には、懲戒処分の種類及び税理士業務の停止をすべき期間）を明らかにしなければならない。

2 第四十七条第一項から第三項までの規定は、税理士であつた者につき税理士であつた期間内に第四十五条又は第四十六条に規定する行為又は事実があると認めた場合について準用する。

3 第四十七条第四項及び第五項並びに前二条の規定は、第一項の規定による決定について準用する。

(業務の範囲)

税士法・第四十八条の五 税理士法人は、税理士業務を行うほか、定款で定めるところにより、第二条第二項の業務その他の業務で税理士が行うことができるものとして財務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。

(成立の届出等)

税士法・第四十八条の十 税理士法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会（以下この章において「本店所在地の税理士会」という。）を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

2 日本税理士会連合会は、財務省令で定めるところにより、税理士法人の名簿を作成し、これを国税庁長官に提出しなければならない。

3 日本税理士会連合会は、財務省令で定めるところにより、前項の名簿を電磁的記録をもつて作成することができる。

(税理士の権利及び義務等に関する規定の準用)

税法・第四十八条の十六 第一条、第二条の三、第三十条、第三十一条、第三十四条から第三十七条の二まで、第三十九条及び第四十一条から第四十一条の三までの規定は、税理士法人について準用する。

(法定脱退)

税法・第四十八条の十七 税理士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

- 一 税理士の登録の抹消
- 二 定款に定める理由の発生
- 三 総社員の同意
- 四 第四十三条の規定に該当することとなつたこと。
- 五 第四十五条又は第四十六条の規定による税理士業務の停止の処分を受けたこと。
- 六 除名

(違法行為等についての処分)

税法・第四十八条の二十 財務大臣は、税理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その税理士法人に対し、戒告し、若しくは二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

- 2 第四十七条、第四十七条の三及び第四十七条の四の規定は、前項の処分について準用する。
- 3 第一項の規定による処分の手続に付された税理士法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。
- 4 第一項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第四十五条又は第四十六条に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

(税理士会の会則)

税法・第四十九条の二 税理士は、税理士会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則について財務大臣の認可を受けなければならない。

- 2 税理士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。
 - 一 名称及び事務所の所在地
 - 二 入会及び退会に関する規定
 - 三 役員に関する規定
 - 四 会議に関する規定
 - 五 税理士の品位保持に関する規定
 - 六 会員の研修に関する規定
 - 七 会員の業務に関する紛議の調停に関する規定
 - 八 第二条の業務において電磁的方法により行う事務に関する規定

- 九 税理士業務に係る使用人その他の従業者に対する監督に関する規定
- 十 委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定
- 十一 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定
- 十二 会費に関する規定
- 十三 庶務及び会計に関する規定

3 税理士会の会則の変更（政令で定める重要な事項に係るものに限る。）は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（日本税理士会連合会の会則）

税士法・第四十九条の十四 日本税理士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 第四十九条の二第二項第一号、第三号から第五号まで、第八号及び第十一号から第十三号までに掲げる事項
- 二 税理士の登録に関する規定
- 三 第四十九条の十六に規定する資格審査会に関する規定
- 四 第四十一条第一項の帳簿及びその記載に関する規定
- 五 税理士会の会員の研修に関する規定
- 六 第四十九条の二第二項第十号に規定する税理士業務の実施の基準に関する規定

2 日本税理士会連合会の会則の変更（前項第二号に掲げる事項その他政令で定める重要な事項に係るものに限る。）は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（税理士業務を行う弁護士等）

税士法・第五十一条 弁護士は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。

2 前項の規定により税理士業務を行う弁護士は、税理士業務を行う範囲において、第一条、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十八条まで、第四十一条から第四十一条の三まで、第四十三条前段、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定中税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く。）、第四十七条、第四十七条の三、第四十七条の四及び第五十四条から第五十六条までの規定の適用については、税理士とみなす。この場合において、第三十三条第三項及び第三十三条の二第三項中「税理士である旨その他財務省令で定める事項」とあるのは、「第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士である旨及び同条第三項の規定による通知をした弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務として同項の業務を行う場合にはこれらの法人の名称」とする。

3 弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人（これらの法人の社員（弁護士に限る。）の全員が、第一項の規定により国税局長に通知している法人に限る。）は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。

4 前項の規定により税理士業務を行う弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、税理士業務を行う範囲において、第三十三条、第三十三条の二、第四十八条の十六（第二条の三及び第三十九条

の規定を準用する部分を除く。)、第四十八条の二十(税理士法人に対する解散の命令に関する部分を除く。)及び第五十四条から第五十六条までの規定の適用については、税理士法人とみなす。

(監督上の措置)

税士法・第五十五条 国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、税理士又は税理士法人から報告を徴し、又は当該職員をして税理士又は税理士法人に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 国税庁長官は、第四十八条第一項の規定による決定のため必要があるときは、税理士であつた者から報告を徴し、又は当該職員をして税理士であつた者に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

3 前二項の規定による報告の徴取、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(関係人等への協力要請)

税士法・第五十六条 国税庁長官は、この法律の規定に違反する行為又は事実があると思料するときその他税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、関係人又は官公署に対し、当該職員をして、必要な帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めさせることができる。

(事務の委任)

税士法・第五十七条 国税庁長官は、第五十五条第一項若しくは第二項又は前条の規定によりその権限に属せしめられた事務を国税局長又は税務署長に取り扱わせることができる。

2 国税庁長官は、前項の規定により事務を国税局長又は税務署長に取り扱わせることとしたときは、その旨を告示しなければならない。

[罰則]

税士法・第五十八条 第三十六条(第四十八条の十六又は第五十条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

税士法・第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 税理士となる資格を有しない者が、日本税理士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして税理士名簿に登録させたとき。

二 第三十七条の二(第四十八条の十六において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

三 第三十八条(第五十条第二項において準用する場合を含む。)又は第五十四条の規定に違反したとき。

四 第五十二条の規定に違反したとき。

2 前項第三号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

税士法・第六十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十二条の規定に違反したとき。
- 二 第四十三条の規定に違反したとき。
- 三 第四十五条若しくは第四十六条又は第四十八条の二十第一項の規定による税理士業務の停止の処分を受けた場合において、その処分に違反して税理士業務を行つたとき。

税士法・第六十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十三条第一項の規定に違反したとき。
- 二 第五十三条第二項の規定に違反したとき。
- 三 第五十三条第三項の規定に違反したとき。

税士法・第六十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十八条の十九の二第六項（第四十九条の十二第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつたとき。
- 二 第四十九条の十九第一項又は第五十五条第一項若しくは第二項の規定による報告、質問又は検査について、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

税士法・第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十八条、第五十九条第一項第二号（第四十八条の十六において準用する第三十七条の二に係る部分に限る。）若しくは第四号、第六十条第三号（第四十八条の二十第一項に係る部分に限る。）、第六十一条又は前条第一号若しくは第二号（第四十九条の十九第一項及び第五十五条第一項（税理士法人に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

8 税理士法基本通達〈抄〉

第1章 総則

第2条《税理士業務》関係

(税理士業務の対象としない租税に関する事務)

2-2 法第2条第1項及び税理士法施行令(以下「令」という。)第1条の規定により税理士業務の対象としない租税に関する事務は、法第2条第2項及び税理士法施行規則(以下「規則」という。)第21条第1号に規定する財務に関する事務に含まれることに留意する。

(税務代理の範囲)

2-3 法第2条第1項第1号に規定する「税務代理」には、税務官公署に対してする主張又は陳述の前提となる税務官公署から納税者に対して発する書類等の受領行為を含むほか、分納、納税の猶予等に関し税務官公署に対してする陳述につき、代理することを含むものとする。

(注) 上記の「税務代理」に含まれる「税務官公署に対してする主張又は陳述の前提となる税務官公署から納税者に対して発する書類等の受領行為」には、国税通則法(昭和37年法律第66号)第117条第1項に規定する納税管理人又は同条第5項に規定する特定納税管理人が、その処理すべき事項として行う税務官公署から納税者に対して発する書類等の受領行為は含まれないことに留意する。

第2章 税理士試験

第5条《受験資格》関係

(大学若しくは高等専門学校を卒業した者で社会科学に属する科目を修めたもの)

5-4 法第5条第1項第2号に規定する「大学若しくは高等専門学校を卒業した者でこれらの学校において社会科学に属する科目を修めたもの」には、卒業した学校以外の大学又は高等専門学校において社会科学に属する科目を修めたものを含むことに留意する。

(大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で社会科学に属する科目を修めたもの)

5-5 法第5条第1項第2号に規定する「大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」とは、学校教育法施行規則第155条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する者及び昭和28年文部省告示第5号(学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定による大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者)により指定された者をいい、「財務省令で定める学校において社会科学に属する科目を修めたもの」には、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者に該当するために課程を修了し、又は卒業した学校以外の学校(法第5条第1項第2号に規定する財務省令で定める学校に限る。)において社会科学に属する科目を修めたものを含むことに留意する。

(受験資格の期間の計算)

5-6 法第5条第1項第1号又は第2項の期間の計算は、同条第1項第1号イからへまでに掲げる事務又は業務に従事することとなった日から当該事務若しくは業務に従事しないこととなった日の前日又は税理士試験申込締切日のいずれか早い日までの期間につき、当該事務又は業務に従事することとなった日から当該日の属する月の末日までの期間を一月とし、翌月以降は暦に従って計算し、一月未満の月があるときは、一月として計算するものとする。

第3章 登録

第24条《登録拒否事由》関係

(税理士業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者の判定)

24-7 法第24条第7号ロの登録の申請に関し、当該申請者が「税理士業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者」に該当するか否かについては、過去における当該申請者の非行の性質や内容、当該非行からの経過期間、その間における本人の反省や謹慎の具体的状況等を総合的に勘案して判定するものとする。

なお、単に法第4条第3号から第11号までに規定する年数が経過したことのみをもって、当該登録拒否事由に該当しないと判定することがないよう留意する。

(税理士の信用又は品位を害するおそれがある者の判定)

24-8 過去に非行があった者が法第24条第8号に規定する「税理士の信用又は品位を害するおそれがある者」に該当するか否かについては、当該非行の性質や内容、当該非行からの経過期間、その間における本人の反省や謹慎の具体的状況等に加え、当該非行による社会的影響の大きさやその沈静化の程度等も勘案して判定するものとする。

なお、単に法第24条第3号から第6号までに規定する年数が経過したことのみをもって、当該登録拒否事由に該当しないと判定することがないよう留意する。

第4章 税理士の権利及び義務

第40条《事務所の設置》関係

(事務所)

40-1 法第40条第1項に規定する「税理士業務を行うための事務所」とは、税理士業務の本拠をいい、税理士業務の本拠であるかどうかは、委嘱者等に示す連絡先など外部に対する表示に係る客観的事実によって判定するものとする。

この場合において、「外部に対する表示」には、看板等物理的な表示やウェブサイトへの連絡先の掲載のほか、契約書等への連絡先の記載などが含まれることに留意する。

(二ヶ所事務所の禁止)

40-2 法第40条第3項の「税理士事務所を二以上設けて」いる場合とは、例えば、自宅以外の場所に税理士事務所を設け、40-1の「外部に対する表示」をしている状態で、自宅においても40-1の「外部に対する表示」をして税理士業務を行っている場合などをいう。したがって、自宅等の税理士事務所以外の場所で税理士業務を行っていても、その場所に40-1の「外部に対する表示」に係る客観的事実がなく、法第40条第1項に規定する「税理士業務を行うための事務所」と判定される状態でない場合には、税理士事務所を二以上設けている場合には該当しない。

(税理士である公認会計士の公認会計士事務所)

40-3 税理士である公認会計士が、税理士事務所のほかに公認会計士としての事務所を有する場合、その事務所が、外部に対する表示に係る客観的事実によって税理士事務所であると認められるときは、法第40条第3項の規定に抵触するものとして取り扱うこととする。

第41条の2《使用人等に対する監督義務》関係

(使用人等に対する監督義務)

41の2-1 税理士の使用人その他の従業者（以下「使用人等」という。）に対する監督義務は、税理士及びその使用人等が事務を行う場所によって異なることはない。したがって、使用人等に対する監督方法として、対面による監督を行うことができない場合でも、情報通信技術を利用する方法などにより、適切に監督が行われている場合には、監督義務が果たされていると判断することに留意する。

なお、情報通信技術を利用した使用人等の適切な監督方法としては、例えば、次に掲げるような、事前及び事後の確認を行う方法がある。

- (1) 使用人等と委嘱者等との情報通信技術を利用した打合せに、使用者である税理士が情報通信技術を利用して参加する方法
- (2) 使用人等が税理士業務の補助を行った履歴について情報通信技術を利用して確認する方法

第5章 税理士の責任

第47条《懲戒の手続等》関係

(税理士会が行う会員等の違反行為の通知書)

47-1 法第47条第2項（法第48条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知については、法第45条第1項若しくは第2項又は法第46条に規定する行為又は事実の認定に関する資料を添付した通知書を、税理士会の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長を経由して提出するものとする。

第47条の3《除斥期間》関係

(除斥期間の始期)

47の3-1 法第47条の3に規定する「懲戒の事由があつたとき」とは、懲戒の事由に当たる税理士

法違反行為が終了した時点をいい、具体的には次により懲戒処分の除斥期間の始期を判定するものとする。

(1) 単独の税理士法違反行為が行われた場合

税理士法違反行為の除斥期間は、違反行為が終了した時点から開始する。例えば、委嘱者から脱税相談を持ちかけられ、一定の期間が経過した後に、その相談に応じ回答した場合は、脱税相談を持ちかけられた時点ではなく、委嘱者に脱税相談の回答をしたときが違反行為の終了した時点となり、その時点から除斥期間が開始することとなる。

また、税理士法違反行為による違法状態が継続する場合の除斥期間は、その違法状態が解消された時点から開始する。

例えば、委嘱者から預かった納税資金を着服する信用失墜行為を行った場合には、着服後、その資金を返還するまで非行事実と評価すべき違法状態が継続しており、その資金を返還したことなどにより、違法状態が解消された時点から除斥期間が開始することとなる。

(2) 複数の税理士法違反行為が行われた場合

複数の税理士法違反行為が行われた場合の除斥期間は、原則として、それぞれの違反行為が終了した時点からそれぞれ開始する。例えば、不真正な税務書類の作成又は提出のほか、非税理士に対する名義貸しを行った場合には、不真正な税務書類の作成又は提出と非税理士に対する名義貸しのそれぞれの行為が終了した時点から除斥期間がそれぞれ開始することとなる。

ただし、複数の税理士法違反行為のそれぞれが密接に関連して、一方が他方の手段となり、他方が一方の結果となる違反行為を行った場合の除斥期間は、最後に行われた違反行為が終了した時点から開始する。例えば、不真正な税務書類の作成又は提出を依頼され、その前提として脱税相談に応じた場合には、不真正な税務書類の作成又は提出の行為が終了した時点から除斥期間が開始することとなる。

第5章の2 税理士法人

第48条の5《業務の範囲》関係

(税理士業務に付随しない会計業務等)

48の5-1 規則第21条第1号に掲げる業務は、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務で税理士業務に付随して行うもの以外のものであっても、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されているものを除き、定款に定めることにより、業務として行うことができることに留意する。

(租税に関する知識の普及等に関する業務)

48の5-2 規則第21条第3号に規定する「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発の業務」における「租税に関する教育その他知識」には、租税に関するもので、同条第1号に規定する「財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務」に関する知識が含まれるほか、「普及及び啓発の業務」には、これらの知識に関する講演会の開催、出版物の刊行が含まれることに留意する。

第7章 雑則

第50条《臨時の税務書類の作成等》関係

(許可を与えない者)

50-2 法第50条に規定する許可を申請した者が、次の各号の一に該当する場合には、許可を与えないものとする。

- (1) 法第4条各号の一に該当する場合
- (2) 法第24条第1号又は第3号から第7号イまでに該当する場合
- (3) 納税事務の適正な実施を妨げ、又は納税に関する道義を乱すようなおそれがあり、その他税務書類の作成等を行わせるのに適格性を欠くと認められる場合

第55条《監督上の措置》関係

(「税理士であつた者」の範囲)

55-1 通知弁護士(法第51条第1項の規定により税理士業務を行う弁護士をいう。)であつた者については、法第55条第2項の「税理士であつた者」とみなされないことに留意する。

IV 参考資料

1 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（国税庁）

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

－ 税務行政の将来像2.0 －

令和3年6月11日

国税庁

はじめに

デジタルの活用によりサービスや仕事の在り方を変革する、デジタル・トランスフォーメーションを推進する動きが社会全体で広がっています。行政のデジタル・トランスフォーメーションについても、昨年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、その必要性が示されており、本年9月に設置されるデジタル庁の主導の下、取組が進められる予定です。

国税の申告や納付も、デジタルを活用すれば、より簡単に、より便利にできるようになります。税務署や国税局の業務も、より効率的に、より高度に行うことが可能となります。誠実に納税を行っている多くの方々が不公平を感じることはないよう、デジタルの利点を最大限に生かし、税務行政を進めていくことが重要です。

このような観点も踏まえ、今般、「税務行政の将来像」（平成29年6月公表）を改定し、「デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し」（税務行政のデジタル・トランスフォーメーション）に取り組んでいく方針を明確にしました。

併せて、目指すべき将来像について、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえてアップデートしました。具体的には、これまでと同様、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本の柱としつつ、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」に向けた構想を示すとともに、課税・徴収におけるデータ分析の活用等の取組を更に進めていくこととしています。

経済社会や技術環境は目まぐるしく変化しています。そうした変化に柔軟に対応し、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を的確に果たしていくためには、スピード感をもって取組を進めることが重要です。また、目指すべき将来像や取組の内容についても、時代の変化に応じ、絶えずバージョンアップしていく必要があります。

税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの着実かつ継続的な実施により、国民にとって利便性が高く、かつ、適正・公平な社会の実現に貢献していきたいと考えています。

目次

はじめに	2
1 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（総論）	
・ 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション	5
・ 基本的な指針	6
2 あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会（将来構想）	
・ あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指して	8
・ 構想1：税務署に行かずにできる「確定申告（納付・還付）」（申告の簡便化）	9
・ 構想2：税務署に行かずにできる「申請・届出」（申請等の簡便化）	10
・ 構想3：税務署に行かずにできる「特例適用状況の確認等」（自己情報のオンライン確認）	11
・ 構想4：税務署に行かずにできる「相談」①（チャットボットの充実等）	12
・ 構想5：税務署に行かずにできる「相談」②（プッシュ型の情報配信）	13
・ あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指して【工程表】	14
・ （参考）e-Tax利用率の推移	16
・ （参考）納付手段の多様化とキャッシュレス納付の推進	17
3 「課税・徴収の効率化・高度化」に関する取組状況	
・ 申告内容の自動チェック	19
・ AI・データ分析の活用	20
・ 照会等のオンライン化	21
・ Web会議システム等の活用（リモート調査）	22
・ （参考）国際的な課税・徴収逃れへの対応	23
・ （参考）共通報告基準（CRS）による情報交換の対象国及び情報授受件数	24
4 「税務行政の将来像2.0」を実現するためのインフラ整備	
・ システム高度化と人材育成	26
・ 内部事務の集約処理（センター化）	27
・ 関係機関（地方税当局・関係民間団体等）との連携・協調	28

3

1 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション （総論）

4

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し

(基本的な指針)

利用者目線の徹底

万全なセキュリティの確保

業務改革 (BPR)の徹底

税務行政の将来像2.0*

ICT社会への
的確な対応

税務手続の
抜本的な
デジタル化

あらゆる税務手続
が税務署に行かずに
できる社会

納税者の利便性の向上
(スムーズ・スピーディ)

申告・申請等の簡便化

自己情報のオンライン確認

チャットボットの充実等

プッシュ型の情報配信

課税・徴収の効率化・高度化
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

AI・データ分析の活用

照会等のオンライン化

Web会議システム等の活用

重点課題への
的確な取組

租税回避への対応

富裕層に対する
適正課税の確保

消費税不正還付
等への対応

大口・悪質事案
への対応

(インフラ整備)

システム高度化と人材育成

内部事務の集約処理

関係機関との連携・協調

* 平成29年に公表した「税務行政の将来像」について、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえ、アップデートしたもの。

5

基本的な指針

税務行政のデジタル・トランスフォーメーションについては、政府の方針に基づき、以下を基本的な指針として取り組みます。

1 利用者目線の徹底

デジタルに不慣れな方も含め、多様な利用者の意見に耳を傾けつつ、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービスを提供し、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる」社会を目指します。

2 万全なセキュリティの確保

データの連携や分析に当たっては、納税情報を含む守秘性の高いデータを扱うことから、セキュリティの確保に万全を期します。

3 業務改革 (BPR) の徹底

既存の制度や業務を前提にそのデジタル化を図るのではなく、デジタル化の利点を生かした業務改革 (BPR)に取り組みます。全ての業務の在り方や職員の働き方を不断に見直すとともに、データの活用により課税・徴収を効率化・高度化し、組織としてのパフォーマンスの最大化を目指します。

(参考) デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針 (令和2年12月25日閣議決定) (抜粋)

社会全体のデジタル化を進めるには、まずは国・地方の「行政」が、自らが担う行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用して、ユーザー視点に立って新たな価値を創出するデジタル・トランスフォーメーションを実現し、「あらゆる手続が役所に行かずにできる」、「必要な給付が迅速に行われる」といった手続面はもちろん、規制や補助金等においてもデータを駆使してニーズに即したプッシュ型のサービスを実現するなど、ユーザー視点の改革を進めていくことが必要である。

6

2 あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会 (将来構想)

7

あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指して

税務署に行く理由
(主なもの)

税務署に行かなくてもできるようにするために実現を目指す仕組み

確定申告
(納付・還付)

申請・届出

特例適用状況
の確認

納税証明書
の入手

相談

申告・申請等の簡便化 ⇒ 構想 1・2

- 必要なデータを自動反映
- 納付、還付は登録済口座を利用
- 手続自体の要否を見直し
- 入力項目は最少限に

数回のクリック・
タップで完了

自己情報のオンライン確認 ⇒ 構想 3

マイナポータルや
e-Taxのアカウント画面で
特例適用や納税の状況を確認

あなたの情報 e-Tax	
所得税等に関する事項	
所得税申告区分	青色
〇〇特例	適用なし
〇〇特例の適用を届け出る	
納税の状況 (〇月〇日時点)	
未納税額はありませぬ	
納税状況データのダウンロード	

チャットボット*の充実等 ⇒ 構想 4

プッシュ型の情報配信 ⇒ 構想 5

還付金は
3,000円です。

(あなたの所得)
給与 2,400,000円
年金 600,000円
(所得控除)
生命保険料 120,000円
もっと見る

(振込先)
 登録済口座 その他

上記内容を確認の上、申告

税務相談
チャットボット

土地を売った

土地や建物を売却
した場合は、確定
申告が必要となる
場合があります。
具体的には、…

(入力欄)

* 質問内容を入力するとAIを活用して自動で回答を表示するサービス

8

構想1：税務署に行かずにできる「確定申告（納付・還付）」（申告の簡便化）

確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みの実現を目指します。

（現状：税務署に行く場合）

- ① 申告に必要な情報を入手・整理
（例）
 - ・源泉徴収票（給与・年金）
 - ・生命保険料控除証明書 等
 ※ほとんどが紙で交付
- ② 税務署（申告相談会場）を往訪
※確定申告期は混雑
- ③ 申告データを作成するシステム
（国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」）に必要な事項を個々に入力
※還付金振込口座は毎年入力
- ④ e-Taxで申告データを送信

（将来のイメージ）

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択
- ③ 内容を確認の上、申告

※個々の項目や還付金振込口座の入力は不要
（振替納税を利用すれば納付も自動に）

（注）

- ・ 国税庁では、マイナポータルを通じて入手したデータを申告データに自動的に取り込む仕組みの整備を進めています。（既に取込可能：生命保険料、特定口座取引等。令和4年～；損害保険料、ふるさと納税等）
- ・ 必要な全てのデータを自動的に取り込むためには、データ交付の普及（発行者の協力）やシステムの刷新等が必要になります。
- ・ 国税庁の提供する「年調ソフト」を利用すれば、年末調整関係書類についても必要なデータを自動的に取り込むことが可能です。

9

構想2：税務署に行かずにできる「申請・届出」（申請等の簡便化）

ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出することは不要とする）を徹底する観点から、申請や届出については、その可否を不断に見直します。その上で、必要なものについては、入力事項を最少限にし、数回のクリック・タップで手続きが完了する仕組みの実現を目指します。

（現状・課題）

- ・ 申請や届出は、個々の手続ごとに様式が定められている
- ・ オンライン（e-Tax）による場合も、基本的には書面様式を前提としたフォーマットへの入力が必要

（書面様式のイメージ）

（将来のイメージ）

- ① マイナポータルの「あなたの情報」又はe-Taxのアカウント画面（構想3参照）から必要な手続を選択

- ② 必要な項目をチェックの上、「届け出る」等を選択

（注）

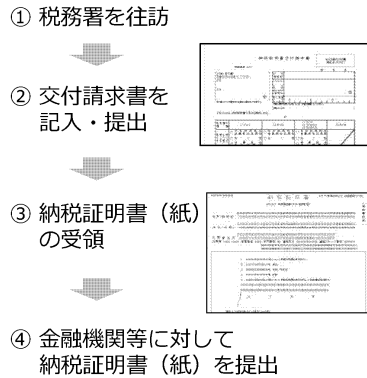
- ・ これまでも、e-Taxで国に提出した財務諸表データについては地方自治体への提出を不要とするなど、ワンスオンリーの実現に向けて取り組んでいます。
- ・ 利用者目線に立ったサービスを提供するため、デジタル庁をはじめとする他省庁とも協働しつつ、国税以外の行政手続も含めたワンス・トップ・サービスの実現を目指します。

10

構想3：税務署に行かずにできる「特例適用状況の確認等」（自己情報のオンライン確認）

特例適用（青色承認、消費税簡易課税等）や納税（未納税額がない旨等）の状況については、マイナポータルやe-Taxにより確認できる仕組みの実現を目指します。

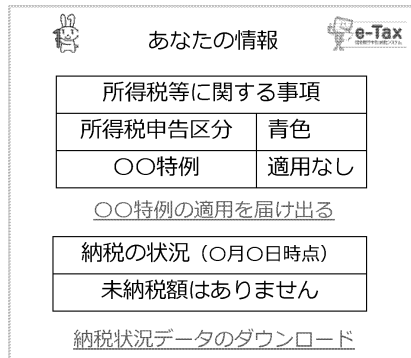
（現状：納税証明書の例）



- （注）
- ・納税証明書の交付請求及び受領はオンライン（e-Tax）によることも可能です。
 - ・オンラインで交付するPDFデータにQRコードを表示し、真正性を確保する仕組みを提供予定です（令和3年7月予定）。

（将来のイメージ）

マイナポータルの「あなたの情報」又はe-Taxのアカウント画面において、過去に提出した申請・届出の状況や納税の状況を確認。



- （注）
- ・e-Taxで送信した申告データは現状でもe-Tax上で確認することができます。このほか、書面で提出した申告書等のイメージデータもe-Tax上で確認できる仕組みの提供に向けて必要な作業を進めています（令和4年5月開始予定）。
 - ・本構想は、申告以外のデータも対象とするものです。現時点では、e-Taxのアカウント画面で自己情報を表示する機能を整備した上、個人の方についてはマイナポータルでも確認できるよう、データを連携するという方法を想定しています。

11

構想4：税務署に行かずにできる「相談」①（チャットボットの充実等）

税務手続に関する不明な点は、オンラインで調べればすぐに解決できるよう、チャットボット*1やタックスアンサー*2について、内容の充実や使い勝手の向上を図っていきます。

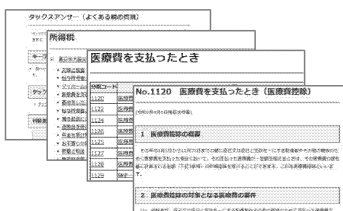
*1 質問内容を入力するとAIを活用して自動で回答を表示するサービス *2 よくある質問に対する回答（国税庁ホームページに掲載）

（現状）

- ・チャットボットは、サービスの運用を開始してから間もないため、対応項目が限定

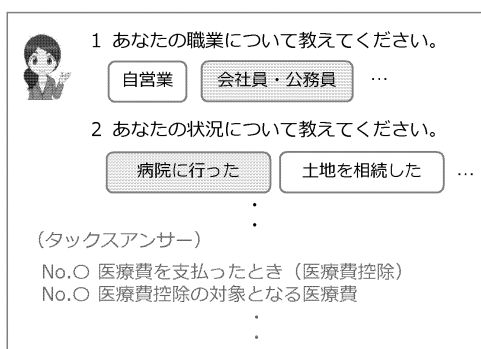
（注）年末調整については令和2年10月から、確定申告については令和3年1月から運用を開始しており、累計400万件超の質問を受け付けています。

- ・タックスアンサーは、税目ごとに分類
- ・大きな分類項目から小さな分類項目へと順次選択していく構造となっており、知りたい情報にたどり着きにくい点が課題



（将来のイメージ）

タックスアンサーの改善
（令和4年4月リリース予定）



- （注）
- ・これらの利用状況を踏まえ、国税庁ホームページの内容も随時改善していきます。
 - ・デジタル機器に不慣れな方も安心して相談できるよう電話相談の充実（技術の進展に伴う機能追加、専用ダイヤルの導入等）に取り組むほか、チャットボットで解決しない場合は電話相談など職員による対応につながる仕組みの導入等も検討していきます。

12

構想5：税務署に行かずにできる「相談」②（プッシュ型の情報配信）

マイナポータルやe-Taxのお知らせを通じ、申告の要否や適用できる特例など、個々の納税者の状況に応じた情報（カスタマイズ情報）をプッシュ型で提供する仕組みの実現を目指します。

（将来のイメージ）

例1：災害にあった方へのお知らせ

お知らせ

- 月○日に発生しました地震の影響により、お住まいの地域（〇〇市）につきましては、所得税及び消費税の申告期限及び納期限が延長されています。
[申告期限等の延長について（詳細）](#)
- 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで①所得税法の雑損控除又は②災害減免法の適用を受けることができます。
[雑損控除と災害減免法（詳細）](#)

⋮

例2：申告が必要な方へのお知らせ

お知らせ

- 不動産を売却した場合、所得税の確定申告が必要となる場合があります。
[確定申告が必要かどうか確認する](#)

↓

申告シミュレーション

譲渡物件：土地
物件所在地：〇〇県〇〇市…
譲渡収入：10,000,000円

取得価額 円
譲渡費用 円

国税庁のシステム

法定調書情報*

* 不動産業者が、誰からの不動産をいくらで購入したかを記載した調書を税務署に提出する制度があります。

（注）災害等に関する情報については、現在も国税庁ホームページにおいて、適時に必要な情報を提供できるよう取り組んでいます。

13

あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指して【工程表】①

○ 確定申告（必要なデータの自動取込等）

		データ（主な保有機関等）	実現時期（注1）			
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024) 以降
所得	年金	年間収入金額（日本年金機構）			令和5年1月～	
	給与	年間収入金額（勤務先）	※未定 ⇒ 実現方式の検討が必要（注2）			
	事業・雑	収入、経費（会計ソフト・支払調書）	※未定 ⇒ 実現方式の検討が必要（注2）			
	特定口座取引	取引金額（証券会社）	令和3年1月～（対応する証券会社を順次拡大）			
所得控除	生命保険料	保険料支払額（生命保険会社）	令和3年1月～（対応する保険会社を順次拡大）			
	地震保険料	保険料支払額（損害保険会社）	令和4年1月～（対応する保険会社を順次拡大）			
	社会保険料	国民年金保険料負担額（日本年金機構）	令和5年1月～			
	医療費	医療費支払額（審査支払機関）	令和4年2月～			
	ふるさと納税	寄附金額（仲介業者）	令和4年1月～（対応する仲介業者を順次拡大）			
その他	住宅ローン	年末残高（金融機関）	令和3年1月～（対応する金融機関を順次拡大）			

（注1）実現時期は「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）の記載等に基づく現時点の見通し。

（注2）給与の源泉徴収票については、令和4年1月以降、所定のクラウドに保存する方式による提出が可能となる予定。

また、確定申告書等作成コーナー（申告データを作成できる国税庁ホームページ上のシステム）において、スマートフォンのカメラで源泉徴収票（紙）を読み取ることで金額等を自動入力できる機能を提供する予定（令和4年1月リリース予定）。

14

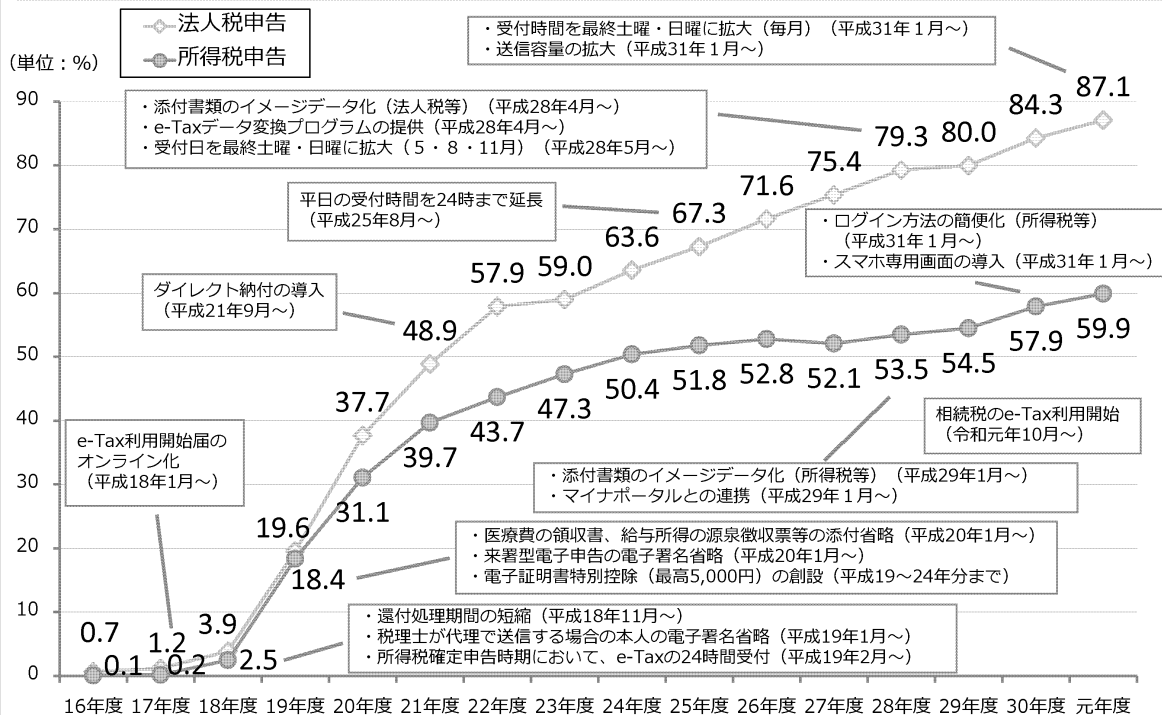
あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指して【工程表】②

○ 確定申告以外

	必要な検討・作業	工程			
		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024) 以降
申請・届出 (簡素化)	手続の要否の検討	件数の多い手続から順次検討 (⇒ 必要に応じ、制度の見直しも検討)			
	必要な手続の記入項目の検討				
特例適用や 納税の状況 の確認	e-Taxのシステム改修	制度・予算等の観点から可能な ものがあれば順次改修を検討	開発	リリース	反映
	マイナポータルやe-Taxで確認 できる情報の範囲を検討	利用者のニーズも踏まえ順次検討	次期リブレースに 向けて一定の結論 (令和4年中)	開発	リリース 令和8年 リブレース時の 実現を目指す
相談	チャットボットの充実	利用者のニーズも踏まえ順次検討			
	タックスアンサーの改善	開発	令和4年4月リリース予定		
	プッシュ型の情報配信	利用者のニーズも踏まえ順次検討			

15

(参考) e-Tax利用率の推移



16

(参考) 納付手段の多様化とキャッシュレス納付の推進

税務署に行かなくても納付が行えるよう、従来、様々な納付手段を提供しています。納税者の利便性を向上させるとともに、現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、引き続き金融機関や関係省庁と協力して、キャッシュレス納付の推進に取り組んでいきます。

納付手段の多様化

従来の手段：税務署窓口、金融機関窓口、振替納税（登録口座からの自動引落し）

+

- ・インターネットバンキング（平成16年6月～）：金融機関のサービスを利用したオンライン納付
- ・コンビニ納付（バーコードは平成20年1月～、QRコードは平成31年1月～）
- ・ダイレクト納付（平成21年9月～）：e-Taxを利用したオンライン納付
- ・クレジットカード納付（平成29年1月～）：専用サイトを利用したオンライン納付
- ・スマートフォンを使用した決済サービスによる納付（令和4年1月導入予定）

キャッシュレス納付の推進に向けた取組

- ・税理士や未利用者に対する利用勧奨
- ・関係民間団体や金融機関と連携した周知・広報
- ・金融機関や総務省等との協働による対応策の検討・実施

(参考) 国税の納付件数（手段別内訳：令和2年度実績）



* 「キャッシュレス納付」とは、現金（紙幣・硬貨）を使用しない非対面の納付方法を意味し、振替納税・ダイレクト納付・インターネットバンキング・クレジットカード納付の合計を指す。

17

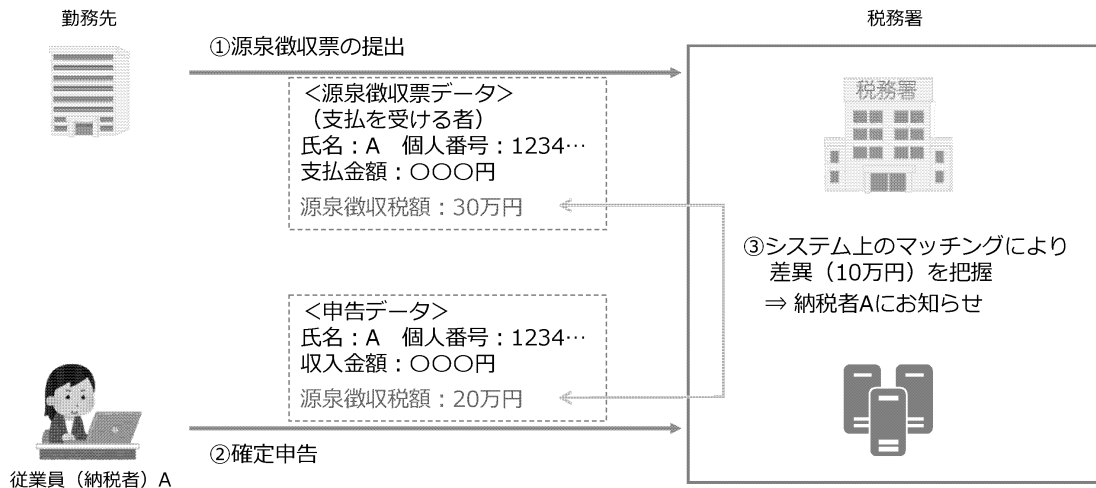
3 「課税・徴収の効率化・高度化」に関する取組状況

18

申告内容の自動チェック

マイナンバーや法人番号をキーとして、納税者から申告された内容と国税当局が保有する各種データをシステム上でマッチングし、効率的に誤りを把握する取組を進めています（マッチングできるデータの拡大と正確性の向上を目指しています）。

（例：源泉徴収税額の過不足）



（注）

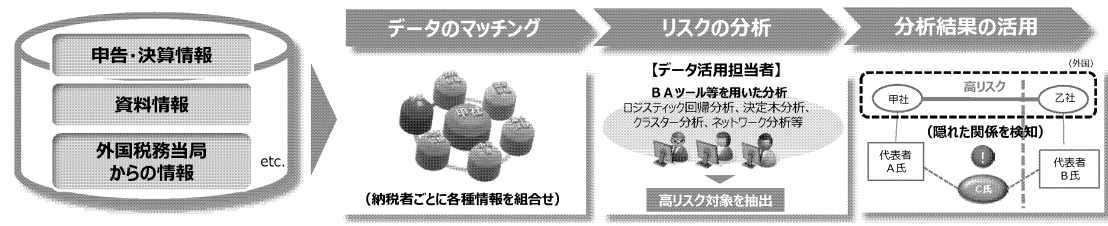
・ 給与所得の源泉徴収票は、原則として年収500万円超の方の分が税務署に提出される一方、地方税当局には、原則として全ての給与支払情報が報告されています。その他のデータも含め、国・地方の連携を図っていくことが重要と考えています。

19

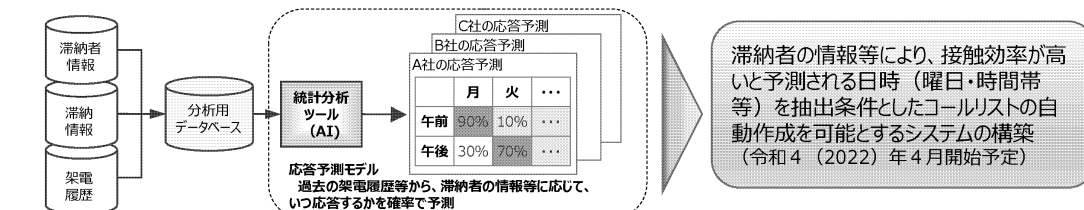
AI・データ分析の活用

将来的なAIの活用も見据え、幅広いデータの分析により、申告漏れの可能性が高い納税者の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいます。

- 申告内容や調査実績、資料等の情報のほか、民間情報機関や外国政府から入手する情報など、膨大な情報リソースを、BAツール※等を用いて加工・分析を行い、有機的につながりやデータ間の関連性を把握することにより、高リスク対象を抽出。



- 滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析して応答予測モデルを構築。応答予測に基づき作成した効果的なコールリストにより、接触効率の向上を図ることで電話催告事務を効率化・高度化。



※ BA（Business Analytics）ツール：統計学や機械学習等の技術を用いてデータ分析を行うツール。

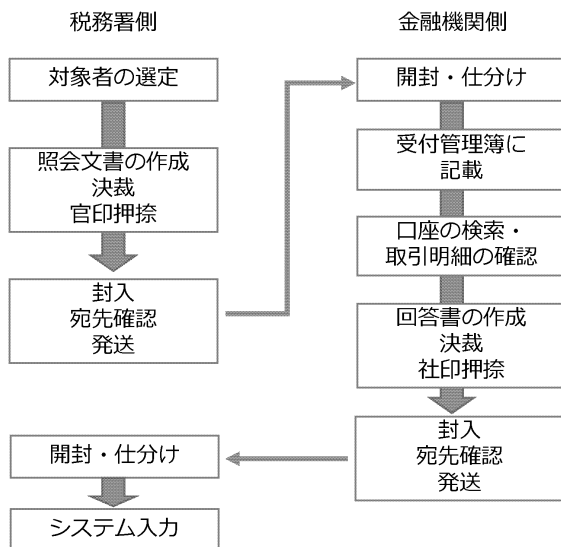
20

照会等のオンライン化

官民の業務の効率化を図る観点から、これまで書面や対面により行っていた①金融機関への預貯金照会や②税務調査における必要な資料の提出について、オンライン化を図ります。

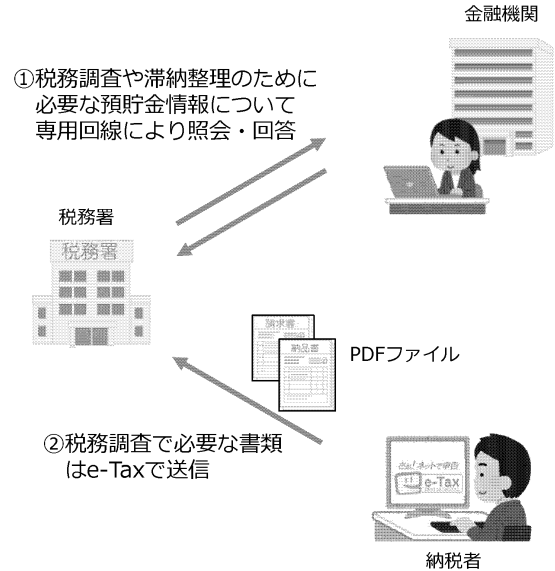
【①令和3年10月～（予定） ②令和4年1月～（予定）】

（現状：書面による預貯金照会の業務フロー）



照会文書や回答書は原本（紙）を保管

（オンライン化のイメージ）



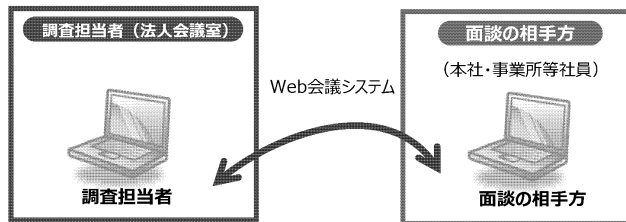
21

Web会議システム等の活用（リモート調査）

納税者の理解を得て、税務調査の効率化を進める観点から、大規模法人を対象にWeb会議システムなどを利用したリモート調査を実施しています。【令和2年7月～】

国税庁においても必要な機器・環境の整備を進め、リモート調査の拡大に取り組んでいきます。

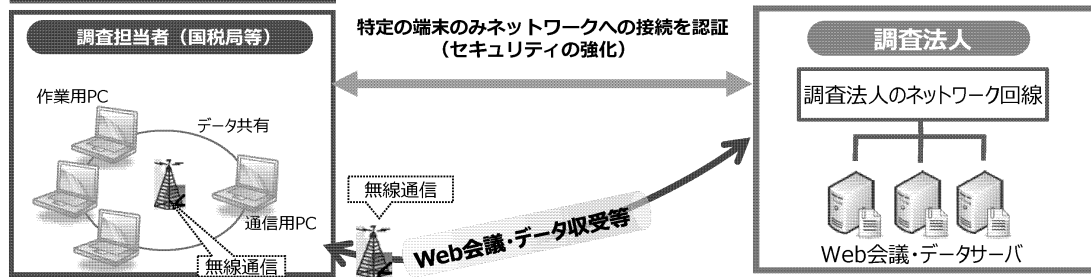
Web会議システムの活用の例



Web会議システム利用の前提

- 税務調査では機密性の高い情報のやり取りが行われることやシステムの脆弱性に起因するリスクがあることを相手方が理解していること
- 調査法人が、通常業務において機密性の高い情報のやり取りを含め当該Web会議システムを利用
- 調査法人の管理・支配する場所等において、相手方の使用に供する機器・接続環境を利用して、セキュリティポリシーの範囲内で活用する

リモート調査の例



22

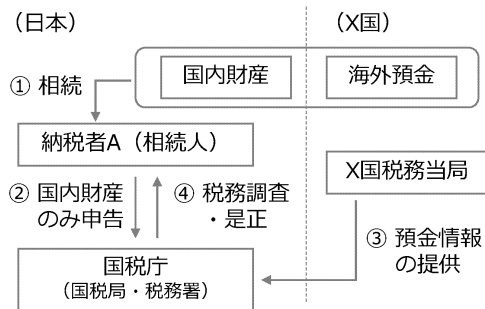
(参考) 国際的な課税・徴収逃れへの対応

国際的な取引や海外の資産を利用した悪質な課税・徴収逃れに対しては、外国税務当局との情報交換や徴収共助により、厳正かつ的確な対応を行っています。引き続き、外国税務当局との連携・協調を拡大・強化し、適正・公平な課税・徴収の実現に取り組んでいきます。

(外国税務当局との連携・協調による課税・徴収の事例)

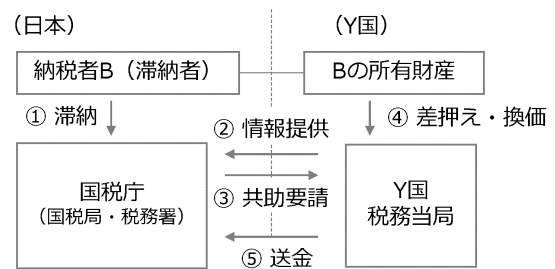
事例1：海外預金の申告漏れの把握

- ① 納税者Aは、国内の財産のほか、海外（X国）の預金（被相続人名義）も相続。
- ② Aは、相続税申告において国内財産のみ計上。
- ③ X国税務当局から国税庁（日本）に預金情報（CRS情報）を提供。
- ④ 税務調査により、申告漏れを是正。



事例2：徴収共助による滞納国税の徴収

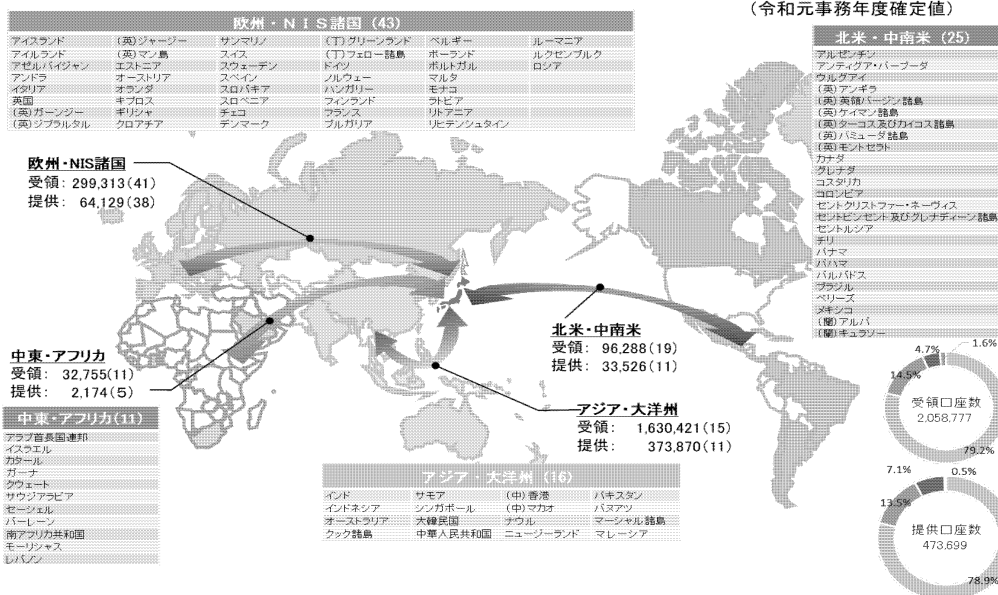
- ① 納税者Bは、国税を滞納しているが、国内には十分な財産を保有していない。
- ② 国税庁は、Y国税務当局からの情報提供により、BがY国に財産を保有していることを把握。
- ③ 国税庁からY国税務当局に共助要請。
- ④ Y国税務当局はY国内の財産を差押え・換価。
- ⑤ 日本への送金により、滞納国税の全額を徴収。



(参考) 共通報告基準（CRS）による情報交換*の対象国及び情報授受件数

* 各国税務当局が、自国に所在する金融機関等から、非居住者が保有する金融口座に関する情報の報告を受け、その非居住者の居住地国の税務当局に対して提供するもの。租税条約等の情報交換規定に基づき、国際基準であるCRS（Common Reporting Standard）に従って実施される。

(CRSの対象国及び情報授受件数)



4 「税務行政の将来像2.0」を実現するための インフラ整備

25

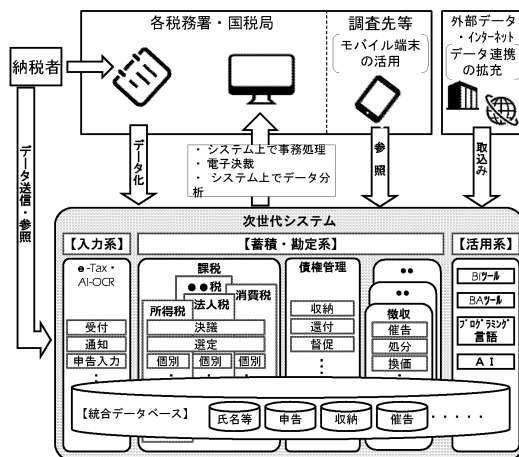
システム高度化と人材育成

「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」に向けた施策を支えるため、基幹システムの刷新（次世代システムの開発）や、データ分析を行うことのできる人材の育成に取り組んでいます。
【次世代システムについては、令和8年リリース予定】

システム高度化

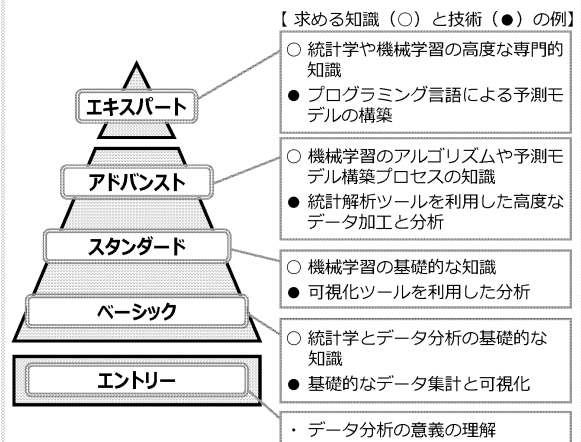
次世代システムの開発コンセプト

- ・ 紙からデータ（書面中心からデータ中心の事務へ）
- ・ 縦割りシステムの解消（税目別データベース等の見直し）
- ・ メインフレームからの脱却（オープンシステム化）



人材育成

統計学やAIを活用したデータ分析の実践と業務への活用を推進するため、データリテラシーのレベルに応じた研修体系を整備するなど、人材の育成に取り組んでいます。



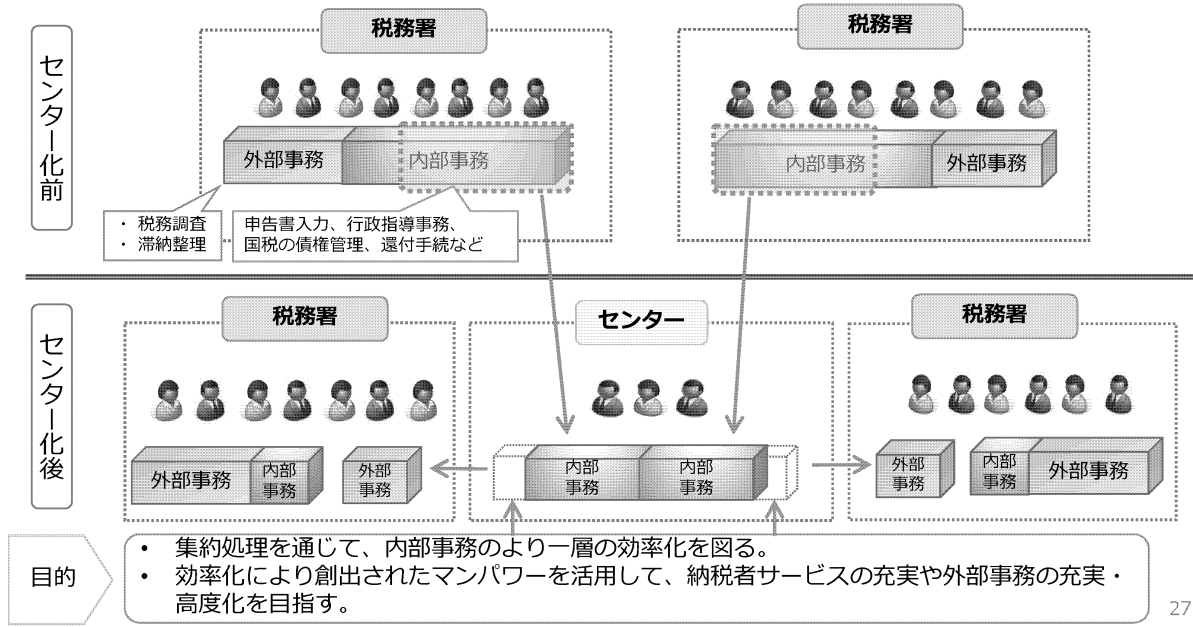
(注) システム面の検討に当たっては、最新の各種セキュリティ対策を導入するなど、極めて重要な納税者情報の取扱いに細心の注意を払います。

26

内部事務の集約処理（センター化）

複数の税務署における内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の返還手続、行政指導事務等）を国税局のセンターで集約して処理する「内部事務のセンター化」に取り組んでいます。

（センター化のイメージ）



27

関係機関（地方税当局・関係民間団体等）との連携・協調

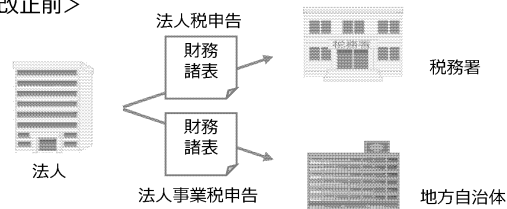
引き続き、他省庁と連携・協調し、ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出することは不要とする）やワンストップの実現に向けて取り組むとともに、税理士会をはじめとする関係民間団体と連携・協調し、適正納税の確保に向けた取組を推進していきます。

（これまでの取組の例）

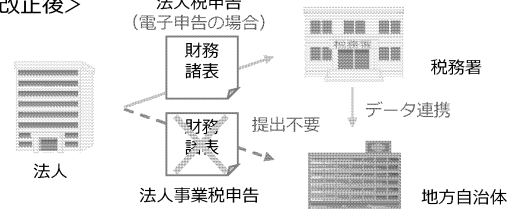
国・地方のデータ連携によるワンスオンリー化（添付書類削減）

これまで国（税務署）と地方の双方に提出が必要であった法人の財務諸表について、国に電子提出した場合は、地方への提出は不要となりました。【令和2年4月以後終了の事業年度分～】

<改正前>



<改正後>



関係民間団体との連携・協調

税理士会をはじめとする関係民間団体の皆様には、電子申告の推進に向けた取組や租税教室の開催など、税務行政に対して多大なるご協力をいただいています。

<関係民間団体による取組の例（主なもの）>

- ・ 電子申告の推進に向けた周知・広報
- ・ マイナンバーカードの取得・促進に向けた周知・広報
- ・ 確定申告期における無料相談の実施
- ・ 小中学校等における租税教室の開催

28

2 税理士法〈抄〉

(税理士の使命)

税法・第一条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

(税理士の業務)

第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、**法定外普通税**（**地方税法**（昭和二十五年法律第二百二十六号）**第十条の四第二項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。**）、**法定外目的税**（**同項に規定する法定外目的税をいう。**）その他の政令で定めるものを除く。第四十九条の二第二項第十一号を除き、以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 税務代理（**税務官公署**（**税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。**）に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、**酒税法**（昭和二十八年法律第六号）**第二章の規定に係る申告、申請及び審査請求を除くものとする。以下「申告等」という。**）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（**次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。**）をいう。）

二 税務書類の作成（**税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類**（**その作成に代えて電磁的記録**（**電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。**）**を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。**）で財務省令で定めるもの（**以下「申告書等」という。**）を作成することをいう。）

三 税務相談（**税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等**（**国税通則法**（昭和三十七年法律第六十六号）**第二条第六号イからへままでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。**）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）

2 税理士は、前項に規定する業務（以下「**税理士業務**」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。

3 前二項の規定は、税理士が他の税理士又は**税理士法人**（**第四十八条の二に規定する税理士法人をいう。**）

次章、第四章及び第五章において同じ。)の補助者として前二項の業務に従事することを妨げない。

第二条の二 税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。

2 前項の陳述は、当事者又は訴訟代理人が自らしたものとみなす。ただし、当事者又は訴訟代理人が同項の陳述を直ちに取り消し、又は更正したときは、この限りでない。

(税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等)

第二条の三 税理士は、第二条の業務を行うに当たっては、同条第一項各号に掲げる事務及び同条第二項の事務における電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第四十九条の二第二項第八号において同じ。）の積極的な利用その他の取組を通じて、納税義務者の利便の向上及びその業務の改善進歩を図るよう努めるものとする。

プロフィール (2022.6 現在)

う え だ た か し
税理士 植 田 卓

主な経歴

昭和 56 年 (1981 年) 12 月 第 31 回税理士試験合格

昭和 57 年 (1982 年) 2 月 税理士登録・開業

現 在 植田会計事務所所長

主な学歴

平成 16 年 (2004 年) 3 月 立命館大学大学院法学研究科博士課程前期課程修了

平成 19 年 (2007 年) 3 月 立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程単位取得

税理士会での主な役職歴

日本税理士会連合会

(平成 11～13 年) 常務理事 制度部長

(平成 13～15 年) 常務理事 調査研究部長

財団法人日本税務研究センター

(平成 13～19 年) 理 事

近畿税理士会

(平成 9 ～11 年) 常務理事 研修部長

(平成 11～15 年) 常務理事 調査研究部長

その他の職歴

現在、立命館大学法学部客員教授

その他の経歴等

第 55、56 回、57 回 (平成 17、18、19 年度) 税理士試験・試験委員

加入学会

日本税法学会

税務会計研究学会

租税訴訟学会

主な著作

書 籍

「税務力アップシリーズ・法人税」清文社

「中小会社の会計指針」(共著) 中央経済社

「日韓国際相続と税」(共著) 日本加除出版